

## 四 勝野金政のラーゲリ体験と国崎定洞の粛清

### 1 フランス、ドイツ、ソ連での勝野金政

#### 芹沢光治良と有澤廣巳の見た勝野金政

作家芹沢光治良の、パリ留学時代の思い出を綴ったエッセイ集『こころの広場』のなかに、二人の画家について述べた「三岸節子さんと宮坂勝君」と題する小文がある。

「宮坂君は若い日にパリのソルボンヌ大学に留学して間もない頃会った画家である。フランスへ渡航した時、同じ白山丸に乗りあわせた大本教の西村師が、フランス語の大本教の宣伝誌をパリで発行するが、経済的に困る日本の留学生を紹介してくれと、手紙で依頼されたが、心当たりがなくて、ことわったところ、三週間ばかり後に、パリ大学の文学部の教室で時折顔を見る、小柄で痩せた若い日本人が、はじめて私に話しかけて、西村師を助けることになったと告げた。早稲田大学を中退して、パリで哲学を勉強しているということで、私に親しもうとしたようだが、当時、私は努めて日本人との交際をさけていたから、今ではその人の名も忘れてけれど、この哲学を勉強する学生から、同じ信州人の画家だといって、宮坂君を紹介された」（芹沢光治良『こころの広場』新潮社、一九七七年、一三〇―一三一頁）。

この「小柄で痩せた若い日本人」が、パリ時代の勝野金政である。一九二五年のことである。芹沢は、この大本教パンフレットを手伝う青年が、その後、フランス共産党に近づくことを知らない。

戦後日本経済復興の設計者、有澤廣巳の自伝『学問と思想と人間』には、「ドイツで知った三・一五事件」の項に、こうある。

「帰国する日もあと二、三ヵ月に迫ったので、ぼくは荷物をすっかりまとめて日本に発送し、下宿を引きはらって、パンジョンに移ったのですが、移ってまもないある朝、顔を洗っているとノックするものがある。はいってきた人を見てぼくはビックリした。平野義太郎君なのです。平野君はパリにいとばかり思っていたからです。数ヵ月まえ、平野君の紹介状をもってひとりの若い日本人がぼくをたずねてきたことがあった。その日本人は、パリから立ち退きを命じられたので、ともかくもベルリンにのがれてきた。これからソ連にゆくつもりだが、旅費がないとの話だった。それでなにがしかの旅費をあつめて餞別に送ったことがあったのです。平野君は前夜ベルリンについて、このパンジョンに旅装をといて、偶然にパンジョンの主人からぼくが泊まっていることをきいたのです」（有澤廣巳『学問と思想と人間』毎日新聞社、一九五七年、一二六頁）。

ここに出てくる「平野君の紹介状をもった」若い日本人が、一九二八年二月の勝野金政である。パリ大学時代にフランス共産党の活動で国外追放になり、フランクフルトの平野義太郎を頼って訪独、ドイツの日本人左翼経由でモスクワに向かった。

ソ連行きの餞別は、有澤だけからのものではなかった。同年五月の有澤廣巳の帰国時に、ポツダムで撮影した日本人一二人の記念写真を、二〇〇一年に九七歳で亡くなった石堂清倫氏から譲り受け、二〇〇二年二月にインターネットのホームページ「加藤哲郎のネチズンカレッジ」に公開して情報を集め、ほぼ全容がわかった。写真に写っていたのは、千田是也（築地小劇場）、有澤廣巳（当時東大経助教授）、平野義太郎（東大法）、土屋喬雄（東大経）、蛭川虎三（京大経）、舟橋諄一（九大法）、八木芳之助（京大経）、堀江邑一・律子（高松高商）、山田勝次郎・とく（京大農）、谷口吉彦（京大経）、菊池勇夫（九大法）といった、文部省派遣の少壮学者たちである。当時、国崎定洞（東大医学部助教授）を中心に、「ベルリン社会科学研究会」という読書会を開いていた。千田是也の父とのつながりで、モスクワの片山潜とも交流していた。

勝野金政は、この時国崎定洞宅に泊まり、この写真にうつった戦後日本の立役者たちからモスクワ行きの旅費を用立てた。ただし有澤廣巳も、勝野金政のその後を知らない。

#### 片山潜に密告されつつ片山の秘書に

勝野金政は、無事モスクワにたどり着き、あこがれの「労働者の祖国」で、「日本の社会主義の父」片山潜の私設秘書になった。それが一九三〇年秋、突然秘密警察に逮捕され、理不尽な強制収容所（ラーゲリ）生活を体験した。以後の波瀾万丈は、勝野の『赤露脱出記』（日本評論社、一九三四年）、『凍土地帯』（吾妻書房、一九七七

年)、未公開遺稿『白海に怒号する』などに詳しい。

だが、生前の勝野金政も知り得なかったラーゲリ送りのひとつの秘密は、一九九二年になって、旧ソ連秘密文書から出てきた。私が長く消息を探求してきた、ベルリンからモスクワに亡命した国崎定洞の、一九三七年肅清記録「国崎定洞ファイル」である。それから、拙著『モスクワで肅清された日本人』（青木書店、一九九四年）、『国民国家のエルゴロジー』（平凡社、一九九四年）、『人間 国崎定洞』（勁草書房、一九九五年）を書き、幾度かモスクワにも足を運んだ。

一九九九年に、「コミンテルン執行委員会セクレタリアート」宛の以下のような文書が、モスクワの公文書館の日本共産党秘密文書の中から見つかった。

フランス共産党員なる日本人同志、サヴェート連邦内で学ぼうとする目的で最近フランスから来た勝野君について、日本代表者団は、次のように回答し、且つ提案する。(一) 吾々は同君について全く何も知らぬ、(二) 彼のフランスへ出発する前、即ち一九二四年前に、彼は党員でもなければ、如何なる形の労働者運動にも日本で参加して居なかった。(三) 彼はブルジョア出身である。(四) 吾々との会見中、彼は吾々に何等良い積極的な印象を与えなかった。即ち吾々は、共産主義革命のために戦い死せんとする彼の決心、精神を見出すことが出来なかった。そのみでなく、(五) 吾々は悪い印象だけを受けた。例えば彼は非常に増長して居て、日本の党の中央委員会も、モスクワに於ける代表者団も、吾々が見も知らぬ、又かつて日本の党員でもなかった者を、国際レーニン・コース[レーニン大学、コミンテルンの共産党幹部養成学校]に推薦することは出来ぬといふ吾々の注意を目して、吾々の側のセクタリアニズム[セクト主義]と呼んだ程であり、又、彼はそのフランスで得た共産主義の知識に自惚れて居る、等々の事実を鑑みて、吾々日本代表者団は、彼を日本人学生として、国際レーニン・コースに、即ちその任務はボリシェヴィーキ的党指導の新しい指導者群を養成するにあるところの学校に送ることを推挙せず、且つ強く反対する。

同様の理由から、吾々は彼を、東洋共産大学[東洋勤労者共産主義大学＝クートベ、コミンテルンの活動家養成学校]に送ることに反対する。吾々はアメリカや欧羅巴からやって来た、日本での無産者運動の経験もない、非労働者の日本人学生を同大学に送って、もう十分苦い経験をなめて居る。彼等は全て日本の労働運動の経験を通して来た労働者・学生の集団的アカデミック研究及び政治生活を少なからず邪魔したのである。

同志勝野君は、国を離れて約四年になり、何等吾が無産者運動について具体的に知る所がない。

そこで日本代表者団は直ちに彼を日本に送り帰すことを提議する。若し彼がそのフランスで得た所のものを日本の条件に適用し、共産主義のために戦いつくさんと欲するならば、彼にとってもそれが最善の道だろう。吾々は、諸君がこの方法を講ぜられんことを切望する。

追記。日本代表者団は、若し出来るなら、彼の帰国前に、モスクワの労働組合の仕事その他、出来るならプロフィンテルン[赤色労働組合インターナショナル]大会を見聞させるために、又はモップル[労働者赤色救援会]等を通じて何か一時的な仕事に従事させるために便宜を図ってやることをお願いする

(RTsKHIDNI,f45/op127/d235/127-129)

この日本語文書には、日付も署名もない。だが一緒に綴られたこの文書の英語訳には、「一九二八年七月二日、片山潜、中野[山本懸蔵?](日本共産党中央委員、プロフィンテルン大会代表)、秋田[相馬一郎](東洋共産大学日本人学生事務局)、大村[高橋貞樹](共産主義青年同盟中央執行委員会日本代表、レーニン・コース学生)」と署名がある。

つまり、片山潜は、山本懸蔵らモスクワ在住日本人と共に一方でこっそり勝野を批判しながら、他方で自分の身辺雑事と自伝完成のために、勝野の力を利用しようとした。

### 根本辰に連座した勝野金政逮捕とラーゲリ生活

そんな二枚舌の片山潜のもとで、勝野金政は働くことになる。やがて一九三〇年秋に、ベルリンからやってきた根本辰という京大卒業の哲学青年(音楽評論家山根銀二義兄)が、上記文書の勝野金政と同じ「インテリ出身」という理由で山本懸蔵に怪しまれ、クートベ(東洋勤労者共産大学)入学を拒否され、国外追放となった。勝野は根本を推薦したという理由で山本懸蔵に「スパイ」と疑われ、強制収容所に送られる。片山潜はその時重病で、コーカサスで療養中だった。そして、勝野を助ける具体的行動をとらなかった。

国崎定洞は、その二年後にモスクワに亡命し、ラーゲリに囚われた勝野金政に代わって、片山潜の片腕になる。片山潜の最後の自伝『わが回想』は、片山潜と勝野金政と国崎定洞の合作となる(『モスクワで肅清された日本人』第四章)。

片山の死後三四年夏の勝野金政の奇跡的な日本脱出時に、今度は国崎定洞が、山本懸蔵から勝野・根本をモスクワに送り込んだ「疑わしいインテリ」として告発され、秘密警察の監視が始まる。そして、スターリン肅清最盛期の一九三七年夏、「日本軍のスパイ」として突如逮捕され、そのまま銃殺刑となった。

芹沢光治良や有澤廣巳は、その後の勝野金政の運命を知らなかった。だから、戦後に記録を残した。うすうす知っていた平野義太郎や千田是也らは、国崎定洞については語っても、勝野金政や根本辰の記録は残さなかった。当時からモスクワ在住日本人コミュニティでの日本からの直行組と欧米経由組、労働者出身者とインテリの対立は噂されていた。

もしも勝野金政が一九二八年にクートベに入っていれば、労働者出身で戦前日本共産党を壊滅させた特高スパイ「M＝松村」こと飯塚盈延と一緒にいるはずだった。レーニン大学なら「大村」こと高橋貞樹と一緒にいた。勝野金政があこがれ歩んだソ連での勉学の道は、当時の左翼インテリのもっとも華々しい夢だった。しかしラゲリでの現実、労働者もインテリをも巻き込む悪夢だった。「日本のソルジェニツィン」勝野金政のその後の人生を決定づけたものも、その陽画と陰画の埋めがたい深い溝だった。勝野はその体験を、帰国後、数々の体験記・小説にしたが、戦前共産主義運動に関わった人々のほとんどは、その存在を無視するか、「転向者」の「反共宣伝」として扱った。

### 「日本のソルジェニツィン」(山口昌男)としての名誉回復

今日では、ご遺族がインターネット上に「勝野金政記念館」を開いていて、その生涯と足跡を辿れる(<http://akikoina.hp.infoseek.co.jp/>)。以下に掲げる勝野金政の戦前の作品群こそ、二一世紀に入って、山口昌男が「日本のソルジェニツィン」と評したものである(「二〇世紀における『政治と文学』の神話学」『新潮』二〇〇一年一〇・一二月、二〇〇二年二月号)。

- 「サヴェート通信・同志片山の誕生七〇年祝賀会」(『戦旗』一九三〇年三月号)
- 『故片山潜秘書勝野金政手記・ソ連脱出記——入党から転向まで』(日露通信社出版部、一九三四年)
- 「ソビエト露国の国内情勢について(勝野金政上申書)」(『思想月報』第五号、三四年一月、司法省刑事局)
- 「ソヴェトの裏面を観る」(『改造』三四年一月号)
- 「赤露脱出記・片山潜と私」(『経済往来』三四年一月号)
- 「赤露脱出記・ウラルの旅」(『経済往来』三四年二月号)
- 『赤露脱出記』(日本評論社、一九三四年)
- 『ソヴェト・ロシア今日の生活』(千倉書房、一九三五年)
- 「座談会・モスクワの今昔を語る」(『月刊ロシア』三五年七月号)
- 「ラデック氏に与ふ」(『月刊ロシア』三五年八月号)
- 「コミンテルン大会を中心に」(『月刊ロシア』三五年九月号)
- 「コーカサス夜話」(『月刊ロシア』三五年十一月号)
- 「エレナと小五郎」(『月刊ロシア』三六年二月号)
- 「ソヴェト新憲法について」(『セルパン』三六年八月号)
- 「ソヴェトのコムソモール」(『セルパン』三六年九月号)
- 「ソヴェートにおける支那人」(『月刊ロシア』三六年十一月号)
- 『二十世紀の黎明』(第一書房、一九三六年)
- 「全連邦共産党」「コミンテルン」(『蘇聯要覧』一九三六年版、日蘇通信社)
- 「モスクワ」(『文芸』三七年八月号)
- 『ソヴェート滞在記』(千倉書房、一九三七年)
- 『資料 コミンテルンの歴史と現勢』(昭徳会、一九三八年)
- 「ソ連の実相」(五来欣造著『滅共読本』国際反共連盟発行、一九三九年)
- 「独ソ戦争と知識人の表情」(『文芸』四一年八月号)
- 「カヴカズ旅行記」(『月刊ロシア』四二年九月号)

## 2 勝野金政逮捕からベルリン反帝グループ摘発へ

### 勝野帰国をスパイ査問事件後の党再建のためと疑った日本官憲

勝野金政が日本に帰国したのは、一九三四年八月のことである。

勝野は、白海のラゲリで三年半の奴隷労働に従事したが、三四年六月に減刑されて出獄した。同年末のキーロフ暗殺に始まる本格的粛清開始の前だったことが好運だった。

片山潜のもとに戻ろうとしたが、片山はすでに三三年一月に亡くなっていた。ソ連共産党籍があったので再審・名誉回復を求めたが、とりあってもらえなかった。

思いあまってモスクワ日本大使館員の家に駆け込み、ようやく命は助かった。しかし日本の官憲は、当初勝

野を「偽装転向」と疑っていた。というのは、一九二九年に上海で捕まったコミンテルン執行委員・日本共産党中央委員の佐野学が、特高警察への聴取書で、「林」こと勝野金政をモスクワにおける重要な日本共産党員として供述していたからである（外務省外交史料館資料「日本共産党関係雑件」1/4/5/2/3-4）。

当時の『東京朝日新聞』は、三四年八月一日「赤露の虎口を脱し転向して故国へ、鈴木文治とハルビン着、セン片山の秘書勝野」「七、八年前に独逸から入露 外務省の西課長談」、八月二日「セン片山の秘書直ちに留置、秘かに上京を検挙」とセンセーショナルに報じた。八月一四日の「果して秘めるか党再建の指令、引続き留置して追究、赤露の役割告白」という記事はいう。

早大仏文科を中退後文学研究の目的でフランスに渡り文学研究から左翼運動に入りフランス共産党員となり活躍中パリ警視庁に検挙され昭和三年一月国外追放となりドイツに逃亡、同国共産党員の査証で露国に潜入したが日本における闘争経験が無いこと共産党員となることが出来ず、故片山潜氏の所に入出入して私的交渉を持ち秘書をやる傍ら同国教育人民委員会（文部省）東洋学院の講師となり東洋史、支那史を教授しているうち昭和五年八月故片山氏の手引きで正式党員、東洋研究所細胞となった。

同所で研究を続けてあるうち同年十一月早大時代の知己であった日本軍人とモスクワで会いその人が帰国するので停車場に送っていったところをGPUに目撃されスパイ嫌疑でモスクワ国事犯監に投獄され十年の強制労働を申渡された。服役中模範囚人の故で減刑され昭和九年五月二十八日辛くも釈放されて同地日本大使館の保護を受けた後ハルピン経由で忍びの旅を続けて帰国したものである。

同氏が我国治安維持法で罰せられるか否かは在露当時日本共産党事件の批判をセン片山に告げ同氏からそれに依り日本共産党員に再建運動の方法其他について指令が発せられたかどうか依り決せられるのでその点厳重追究されている。

勝野金政自身によるモスクワでの検挙・取調、強制収容所体験の記録は、戦後の『凍土地帯』（吾妻書房、一九七七年）に詳しい。奇跡の生還には、島崎藤村の姪の夫である外交官田中文一郎の身元保証が大きかった。モスクワでの「日本軍人」云々は逮捕の口実で、ソ連での実際の取調は、根本辰との関係での「日本のスパイ」容疑だった。

ところが帰国した日本は、戦前日本共産党中央委員会内部の最後の闘争にあたる宮本顕治・袴田里見らの「スパイ査問致死事件」が三三年末に発覚し、袴田はなお逃亡中の時であった。右の『東京朝日新聞』八月一四日の勝野の記事の隣には、「リンチ事件木島を収容」と、事件の実行犯木島隆明の市ヶ谷刑務所収監が報じられていた。

そのため日本官憲は、勝野の帰国は「スパイ査問事件」で壊滅した日本共産党再建に関わるコミンテルンの指令によるものと疑い、勝野のソ連での「偽装転向」と日本での党活動再開の可能性が厳しく追及された。勝野が三〇年末に逮捕されて後、片山潜は救出に奔走した気配はなく、片山自身、宮本顕治らの「スパイ査問致死事件」を知らずに三三年一月に没していた、勝野はラーゲリの中で、日本共産党の現況など全く知らず、生命だけが助かったにもかかわらず、日本の官憲からも「スパイ」扱いされた。

もっとも宮本・袴田指導部による中央委員大泉兼蔵・小畑達夫の査問以外にも、当時の日本共産党内では、疑心暗鬼の「スパイ査問」が横行していた。旧ソ連秘密文書に残された三四年の日本からの報告書の一つは言う。「スパイは殺してもいい、然し其為にはその裁判官たる中央委員会が真に大衆の支持を享有し信頼するに足るものである事は先ず第一の前提条件である」と（国際共産党日本支部日本共産党×××××工場細胞、××中央フラクション「日本共産党の危機に際して同志全党員へ」f495/op127/d404/199）。

いったん共産党に加わり「スパイ」と疑われた者にとって、ソ連でも日本でも、心安らぐ場はなかった。

### モスクワでは勝野帰国でベルリン反帝グループに嫌疑

勝野金政が一九三四年夏に日本大使館に逃げ込み、ソ連秘密警察（NKVD）の追究を逃れて日本に脱出したことは、モスクワに留まる亡命日本人たちにとって、ソ連側の監視が一段と強まることを意味した。同じ様な事件は、二九年秋に、クートベ学生「ニコライフ＝松田」の日本大使館に駆け込んださいに起こっていた。「松田」は山本懸蔵が推薦した労働者だったために、山本懸蔵自身が厳しく追及された。三四年夏の勝野のケースでは、片山潜はすでに亡く、野坂参三は任務を帯びてアメリカに旅だっていた。

真っ先に事情を聴取されたのは、当時のモスクワ日本共産党代表、山本懸蔵であった。山本懸蔵は、一九三四年九月、コミンテルン組織部のコテリニコフの尋問を受けた。その記録が三四年九月一九日付のコテリニコフの「同志タナカとの会談記録」である。ソ連の秘密警察NKVDによって「極秘」と分類されていた。

そこで山本懸蔵は、コテリニコフに対して、国崎定洞の名を、勝野金政とつながる「スパイ」容疑者として挙げた。

山本懸蔵は、モスクワ亡命中で外国労働者出版所に勤める国崎定洞と、ラーゲリから日本へと脱出した勝野金政には、たしかに緊密なつながりがあった、一九三〇年に「スパイ」として国外追放になった京大卒の哲学青年

根本辰も、国崎定洞の推薦でベルリンから入ソした、最近でも国崎は身元不明の日本人と会っていると、当時コミンテルンで「札付きの密告魔」と恐れられていた組織部のコテリニコフに対して告発した。

それが、コテリニコフとタナカとの会談記録（一九三四年九月一九日）である。「国崎定洞ファイル」には、これと同文ながら第四一八項が削除された九月二三日付異文も入っていた。そこに出てくる日本人名はすべて、ベルリン社会科学研究会・反帝グループ関係者であった（『モスクワで粛清された日本人』八六頁以下、『人間 国崎定洞』参照）。

### 山本懸蔵と片山潜の対立が国崎定洞告発の背景

創成期日本労働組合運動の指導者であった山本懸蔵は、一九三七年一月にモスクワで逮捕され、三九年三月に「日本のスパイ」として銃殺された。もう一人の日本共産党指導者であったコミンテルン幹部会員野坂参三は、山本を助けるどころか逆にディミトロフ宛の手紙で山本の疑惑を告発した。それが一九九二年夏に明るみに出て、百歳でなお日本共産党の顔であった名誉議長野坂の除名・失脚を招いたことは、大宅壮一ノンフィクション賞を受賞した小林峻一・加藤昭『闇の男 野坂参三の百年』（文藝春秋社、一九九三年）などでよく知られている。

その悲劇の主人公山本懸蔵が、実は、ドイツ共産党員であった国崎定洞を、コミンテルン組織部に密かに告発していた。そればかりではない。山本懸蔵は、モスクワ外国労働者出版所日本部の国崎の同僚で日本共産党員であった伊藤政之助を、国崎定洞の前に告発していた。伊藤が先に逮捕・処刑されたため、国崎の粛清には、伊藤の強制自白による供述調書が用いられた。

また、国崎のクートベ及び東洋学専門学校の教え子である四人の沖縄出身日本人共産主義者たち（アメリカ共産党員）の逮捕・粛清には、今度は国崎の拷問によると思われる自白供述が用いられていた（『闇の男』『モスクワで粛清された日本人』参照）

山本懸蔵の国崎定洞告発には、更に複雑な背景があった。山本懸蔵は、一九二八年夏に、日本での三・一五共産党検挙を逃れてソ連に渡ってきた。当時在モスクワのコミンテルン幹部会員片山潜は、そのあまりにあざやかな山本の国外逃亡に疑問を持ち、「特高のスパイ」と疑った。それを山本懸蔵は、ベルリンの国崎定洞ら日本人左翼グループが片山に「疑惑の噂」を告げ口したためと信じ、逆恨みしていた。

山本懸蔵の方も、片山潜を疑っていた。片山の次女千代が二九年七月に父の看病のためソ連に入国したさい、日本領事館とアナキスト作家武林無想庵が関与したことをコミンテルン指導部に伝え、千代のクートベ入学も父との同居も拒否した。

モスクワ日本共産党頂点での、こうした疑心暗鬼のなかで、山本懸蔵は、三〇年一月に当時のモスクワでの片山の私設秘書勝野金政と、国崎の紹介で片山のもとにやってきた根本辰という京大出身の哲学青年を、ソ連秘密警察に売り渡した。二人は「日本のスパイ」と疑われ、勝野は強制収容所送り、根本は国外追放になった。

すでに七〇歳をすぎた片山は、逆に山本の三・一五逃亡疑惑を告発しようとしたが、重病で倒れた。三〇年末のことでクレムリン病院に半年入院した。三一年四月に新たに日本から入ソした野坂参三は、片山・山本の確執の調停役にまわった。

一九三二年九月に国崎定洞一家がベルリンからモスクワに亡命したのは、片山潜の強い勧めによるものであった。しかし片山と野坂が進めた国崎のクートベ入学に、山本懸蔵は最後まで反対した。これが野坂と山本の対立の起源であったと、後に山本懸蔵や山本の妻関マツはソ連当局に供述した。野坂参三も、ディミトロフ宛の山本懸蔵告発状のなかで間接的にそれを認めている。つまり勝野金政・国崎定洞問題は、片山潜、野坂参三と山本懸蔵の対立の象徴だった。

### 日本人反帝グループはナチス政権下で抵抗を続けていた

山本懸蔵は、国崎定洞を疑わしいとする政治的根拠を、国崎の指導した在ベルリン日本人左翼グループが全体として「党に反対」であり、帰国したメンバーは運動から離れ、「反共産党闘争」をしたり「ファシスト」になったりしたことを挙げた。国崎定洞らベルリン・グループの活動全体を「反党的」と見なしたのである。

山本懸蔵の告発によって、国崎定洞は、ただちにコテリニコフの尋問を受けた。外国労働者出版所の同僚野坂龍も呼び出された。ただし、国崎・野坂の二人には、山本懸蔵の告発内容はそのままでは示されなかった。

この国崎定洞と野坂龍のコテリニコフへの供述も、記録に残された。それが、「秘密」と分類されたコテリニコフの一九三四年一月一日付「コン及びキムシャンとの会談記録」である。そこで国崎定洞は、ベルリン時代の自らの活動や勝野金政とのつながりを、正直に述べた。野坂龍は、国崎定洞と距離をおいて、自らの弁明に終始した

山本懸蔵の密告により、一九三四年一月にコミンテルン組織部の事情聴取を受けた国崎定洞は、こう弁明した。平野義太郎の紹介で、フランス政府から国外追放になった勝野金政をモスクワに送ったが、当時の勝野はフランス共産党員で、そのルートは正規のモップル（国際赤色救援会）の紹介状によるものだった。自分の指導した在独日本人左翼グループは、ドイツ共産党日本人部の指導下にあり、和井田一雄・小林陽之助・喜多村浩・野

村平爾・大岩誠らは共産党員であった。堀江邑一・三宅鹿之助・千田是也・山田勝次郎・平野義太郎らは、日本に帰国後検挙されたにしても「裏切り者」ではない。和井田一雄・喜多村浩・安達鶴太郎・千足高保らは、三三年ヒトラー政権成立後もヨーロッパに留まり、野坂参三とも連絡をとって反ナチ活動が続けている、と。

そこで国崎定洞が述べた、ナチス・ドイツのもとでも地下で続行されたベルリン反帝グループの活動については、勝本清一郎の回想や八木誠三・喜多村浩からの聞き取り、その後に発掘できた「ツェンゾコ」＝千足高保、「イノウエ」＝井上角太郎、「ミナミ」＝和井田一雄らのご遺族の証言・記録から、ほぼまちがいないものと判明した（それらの詳しい考証は、加藤『モスクワで粛清された日本人』、川上・加藤『人間 国崎定洞』、加藤『国境を越えるユートピア』参照）。

いずれにせよ、山本懸蔵による国崎定洞の告発情報は、コミンテルン組織部から国際統制委員会を経て、秘密警察NKVDへと即刻伝えられた。ロシアの研究者グレゴリエフによると、三四年一〇月の山本懸蔵による国崎定洞告発の後、三五年二月二三日にコミンテルン東洋部から国崎の勤務先外国語労働者出版所に国崎定洞は「要注意」と通知され、日本語部長を解任された。したがって、三五年二月には、国崎定洞は自分が疑われていることを自覚できる立場にあった。

一九三五年夏、コミンテルン最後の第七回世界大会が、モスクワで開かれた。反ファシズム統一戦線・人民戦線を決議し、ディミトロフを書記長に選出した有名な大会である。この大会に、日本共産党からは三人の代表が出席した。アメリカから一時帰国した岡野進こと野坂参三、田中こと山本懸蔵と、「ニシカワ」と名乗る「日本青年代表」である。

この「ニシカワ」が国崎定洞ではないかという説が一時期あったが、今日では小林陽之助と確認されている。小林陽之助は、国崎定洞と比べればドイツ共産党内での経験は浅く、クートベでも後輩であった。だが三五年夏には、国崎定洞はすでに「日本のスパイ」と疑われていた。小林陽之助が「ニシカワ」名で日本青年代表となり、国崎定洞はディミトロフ報告の日本語訳など裏方をつとめた。コミンテルンとソ連秘密警察は、国崎定洞の弁明よりも山本懸蔵の密告を重んじた。国崎は秘密警察の監視下におかれた。それがそのまま一九三七年の国崎定洞の粛清につながった。

### 3 それぞれの名誉回復

#### 「抵抗の医学者」「忘れられた思想家」国崎定洞の再審

もともと国崎定洞は、一八九四年熊本生まれ、一九一九年に東京帝国大学医学部を卒業した医学者である。伝染病研究所助手を経て、一九二四年に東京帝大医学部衛生学講座助教授に就任している。二六年秋から二年間のドイツ留学から帰国すれば、新設される予定の社会衛生学講座主任教授となることが約束されていたが、ベルリンでドイツ共産党に入党し、そのままナチス台頭期のワイマール・ドイツに留まり、在欧日本人・アジア人の反戦・反ファシズム闘争を組織した。

医学者として国崎定洞については、一九七〇年に川上武・上林茂暢編著『国崎定洞－抵抗の医学者』（勁草書房）が刊行されている。その本の帯には、新明正道の娘婿である歴史学者家永三郎が、「忘れられた思想家」と題して、以下の推薦文を寄せている。

東京帝国大学医学部教授の地位を約束されていながら、その『栄光』の道を自らすて、人民解放のたたかいへのいばらの道を好んで選びとり、異郷に消えた主人公の生涯には、社会医学の先駆者としてだけではなく、類まれな人間的良心がかがやいており、感銘を禁じえない。この忘れられた思想家の人と業績とを、とぼしい史料のたんねんな集積のうえにみごとに復原された著者の努力に心から敬意をささげる。

日本の社会医学の先駆者として、レーニン『共産主義左翼の小児病』の邦訳紹介者としての国崎定洞については、戦前の社会運動関係者、とりわけ医療・医学関係者にはよく知られてきた。宮田親平『だれが風を見たでしょうー ボランティアの原点・東大セツルメント物語』（文藝春秋社、一九九五年）も、一章を割いて論じている。

だが、国崎定洞のその後については、謎がつきまとってきた。一九三二年九月に、モスクワのコミンテルン幹部会員片山潜に招かれ、ドイツで結婚したフリーダ夫人と幼い娘タツコをつれて、ナチスの迫害を逃れモスクワに亡命したことはわかっていたが、その後の消息については、長く不明であった。東洋勤労者共産主義大学（クートベ）に入り、スターリン粛清最盛期に行方不明になったという噂があったが、戦後も千田是也や有澤廣巳ら親しい友人たちは、世界のどこかで生きていないかと願っていた。

鈴木東民によりフリーダ夫人の尊命が確認された一九七五年の二度の「国崎定洞を偲ぶ会」は、国崎定洞の日本における「名誉回復」を意味した。そこで一九三七年一月一〇日という国崎定洞の命日が判明した。ソ連では五九年に法的には無罪とされていたことがわかった。ただし、日本共産党の照会に対するソ連共産党の当時の

回答は、「獄死」というだけのものだった。

一九八九年のベルリンの壁の崩壊、九一年のソ連解体は、全く予想外の国崎定洞粛清の真相をもたらした。国崎をモスクワに招いた当時の片山潜は、日本からやってきた指導者山本懸蔵・野坂参三と折り合いが悪かった。特に片山と山本はたがいに「スパイ」と疑いあっており、片山死後の一九三四年秋から後見人を失った国崎は、山本の密告によりソ連秘密警察に監視されていた。そして死因は「獄死」ではなく「銃殺」だった。

国崎定洞の場合は、自己の冤罪についての供述記録がモスクワの史料館に残され、それがソ連崩壊で流出したことで、自己も共有した二〇世紀のユートピアにはらまれた逆説を論証し、二一世紀に人間解放を求める人々に警鐘を鳴らすことができた。

### 「名誉回復」――勝野金政の場合

勝野金政の「名誉回復」は、さらに遅れた。一九三六―三八年期のスターリン粛清があまりに膨大だったために、旧ソ連崩壊期に始まった粛清犠牲者の再審査は、一九三〇年代前半・二〇年代には遡っていなかった。粛清最盛期の三六―三八年の犠牲者は、ほぼ無条件で「名誉回復」された。

しかし旧ソ連の粛清は、革命直後の内戦期から始まっていた。日本人ではジャーナリスト大庭柯公、新保清らが、初期の犠牲者だった。これもロシアでは膨大な数であったから、家族や関係者が申告すれば、おおむね告発自体が虚偽とされ、無実であったというロシア政府機関の証明書が発行された。ロシア人犠牲者の場合には、ラーゲリ労働機関の年金計算上での割増計算や、地下鉄無料パス等遺族に対する手当が支給された（ラーゲリ体験者寺島儀蔵氏、須藤政尾遺児ミハイル・スドー氏からの聞き取りによる）。

そのため勝野金政のご遺族は、一九九六年夏に、再審査を申請した。ロシア政府からは、旧ソ連で有罪判決を受けた被告人勝野金政の直系親族であることを証明する公正証書の提出を求められた。九六年一月には、ロシア連邦最高検察庁総軍検事局から「名誉回復証明書」が発行された。

勝野家の人々は、一九九八年六月、私と藤井一行富山大学名誉教授が付きそうかたちで、モスクワを訪れた。すでに二年前に法的意味での「名誉回復」は果たしていた。しかし勝野金政の一件資料は、旧ソ連共産党コミンテルン史料館ではなく、内務省の旧KGB文書館の方であった。そこには強制収容所（ラーゲリ）に入れられた四人の膨大な記録や没収品が所蔵されていた。

旧KGB文書館への入館は、事前に申請していたにもかかわらず難航した。官僚制とたたかって自分の父須藤政尾の粛清死の真相をつきとめたミハイル・スドー氏の手練手管で何とか入館し、「勝野金政ファイル」を閲覧することができた。収容所の労働記録や入所時にとりあげられた書類等、ご遺族にとってはこのうえなく貴重な資料と品々が、六〇年以上たって家族の手に戻された。

### 勝野金政に「日本のメドヴェーデフ」を見た石堂清倫

勝野金政家の遺品の中から、膨大な未発表ラーゲリ体験記『白海に怒号する』などと共に、一九七五年一月二七日と日付のある、一通の記録が見つかった。鈴木東民・石堂清倫が呼びかけた第一回「国崎定洞を偲ぶ会」に勝野金政が出席した時の手書きの覚書で、「国崎定洞君の追悼の会によせて」と題され、綺麗に清書されていた。

「国崎定洞を偲ぶ会」には、これまで述べてきた岡内順三、大岩誠、小栗喬太郎らは関係者のリストに入らず、遺族にも連絡がつかず招かれていなかった。一部はかの「転向タブー」のためであり、また一部は、すでに四〇年以上たって、鈴木東民・石堂清倫らのネットワークによっても消息不明のためだった。

勝野金政は、一九七〇年代の日本人左翼世界では「転向者」だった。国崎定洞より早く、三〇年代初頭にソ連政府から「人民の敵」の烙印を押され、実際強制収容所で服役していた。そればかりでなく、勝野金政は、一九七五年当時の感覚では「反共主義者」でもあった。帰国後に数々の著作でソ連の実状を暴露したばかりか、陸軍情報部に協力し、その後ろ盾で岡田桑三、林達夫らと東方社の『フロント』刊行や国策ラジオの「日の丸アワー」放送に加わり、ソ連から日本に亡命したリュシコフ将軍の取調・身辺保護にも深く関わった。

勝野金政は、そうした過去を隠さなかった。むしろスターリン体制の本質を早くから見抜いたものと自負していた。ちょうど中央公論『歴史と人物』誌で、伊藤隆東大教授によるインタビュー「国際共産主義の巨星たち―勝野金政氏へのインタビュー」「片山潜とともに」「ラーゲルを逃れて」「参謀本部のなかで」（七三年一月、七四年一月・三月・五月号）が掲載され、故郷南木曾での戦後長い実業家生活のかたわら、『藤村文学・人と風土』（木耳社、一九七二年）を刊行して、文筆活動を再開したばかりだった。

そんな勝野金政を、関係者として「国崎定洞を偲ぶ会」に招待し、勝野が国崎粛清の証言者となりうると考えた人物がいた。まだ「国崎定洞ファイル」など現れず、山本懸蔵による勝野金政告発が国崎定洞粛清につながるなど誰も考えていなかった時点である。

それは、鈴木東民と共に第一回「国崎定洞を偲ぶ会」を組織した石堂清倫だった。東大新人会出身の石堂清倫は、一九二八年三・一五事件で検挙されたが、三年に「転向」し、勝野金政がソ連のラーゲリから奇跡的に生

還した三四年当時は、日本評論社の出版部長になっていた。

勝野の最初の著作『赤露脱出記』は、石堂清倫にとっても、日本評論社出版部長として初期に手がけた、忘れられない仕事の一つであった。しかも石堂は、その後の日本評論社で、リベラリスト河合栄治郎の『ファシズム批判』の発禁も体験していた。満鉄調査部に移って後は、特高警察の直接の弾圧・拷問に遭っていた。

石堂清倫はまた、戦後の日本で早くからスターリン主義の問題性に気づき、ソ連とは異なる社会主義と革命論を模索していた。アントニオ・グラムシの著作と理論を先駆的に導入し、自立したマルクス主義者として知られていた。共産党を追われた作家中野重治の親友でブレーンであり、ちょうどロイ・メドヴェーデフの大著『スターリン主義とは何か』（三一書房、上下、一九七三年）を訳し終えたばかりだった（石堂「発禁のころ」『河合栄治郎全集 月報六』社会思想社、一九六八年二月、『わが異端の昭和史』上、平凡社、二〇〇一年）。

石堂は、『歴史と人物』誌の連載を読み、勝野金政が信州の山奥で健在なことを知った。彼の処女作『赤露脱出記』が、メドヴェーデフが壮大に描いたソ連の収容者列島を、日本において先駆的に告発した体験記だったことを思い出した。そこに鈴木東民が、国崎定洞の家族が西ベルリンで生きているニュースをもたらした。勝野と国崎がかつてベルリンで会ったことも、片山潜研究を通じて知っていた。

山口昌男が勝野金政を「日本のソルジェニツィン」として再評価する四半世紀前に、石堂清倫は、勝野金政を「日本のメドヴェーデフ」として再発見していた。

### 勝野金政の一九七五年「国崎定洞を偲ぶ会」出席

かくして石堂清倫は、勝野金政が製材業を営む南木曾の家まで訪ねて夜通し話し合い、三〇年ぶりの旧交を暖めた。そして国崎定洞を偲ぶ会に、勝野金政を招待した。そこには堀江邑一、平野義太郎をはじめ、戦後も日本共産党と共に歩んできた人々も多かった。

しかし、勝野金政は上京し出席した。その「国崎定洞を偲ぶ会」出席は、前章で見た島崎蕪助の場合とは異なる意味で、勝野金政にとってのネットワークへの回帰であり、日本における「名誉回復」の端緒となった。

実際、勝野金政は、共産主義や共産党とはとくに離れ、ソ連や中国の政治体制を嫌っていたが、島崎藤村から学び教えられた人間観と社会観は一貫していた。戦後すぐに信州南木曾に木曾産業学校を設立し、「民主同盟」を結成したのも、そうした流れだった。

その遺言となった色紙には、「トルストイのヒューマニズムとジャン・ジョレスのインターナショナルのヒューマニズムを一本に、この勝野は今まで生きてきた」とある。勝野が一九八四年に八三歳で亡くなった後、二〇〇一年まで生きた石堂清倫の遺著『二〇世紀の意味』には、中野重治のケースを素材にした『『転向』再論』が収められていた。

勝野金政は「国崎定洞を偲ぶ会」で、以下のメッセージを読み上げた。

#### 国崎定洞君の追悼の会によせて

私が国崎定洞君と別れたのはベルリンで一九二八年二月のはじめの事です。それ以来伝言や手紙はいただいた事はあるが今から数えると半世紀前の事です。正確に数えると四十八年前の事である。

その間いわゆる星移り人変り、ことに日本は社会的に大変貌をとげ、今日の事態になりました。それにもかかわらず此の五十年の昔の友人を語り合う為に、昔の知人友人達が遠路と寒さにもかかわらず多数お集り下さった事は、昔の知人として誠に感謝の至であります。きくところに依りますと、この会の計画と実現の出来た事は、最近外遊した鈴木東民と石堂清倫氏其の他の方々の一方ならぬご尽力に依るものと云う事でその点我々の愉快と感激にたえないところであります。

国崎君が消息不明になったのは、モスクー一九三七年頃と云う事です。この時代は御承知の様にヒトラーのナチス全盛時代であり、モスクーではソ連がブルガリアの共産主義者でモープル[国際赤色救援会]の会長であったデミトロフを先頭に立てて、アンチファシズム世界的闘争を行った時代でコミンテルン第七回大会は、この時期のスターリン政権の催した一大デモンストレーションと思います。国崎君はこの時代の犠牲者としてモスクーから消し去られたのではないかと思います。この時期すでに片山の墓には苔が生え、(国崎君と最も親交があり信頼感の厚かった人)[コミンテルン組織部長]ピヤトニツキーもすでに消され国崎君を擁護してくれる人は誰もいなかった状態ではなかったでしょうか。私はすでにこの時日本に帰って来て、スターリンの恐怖から免れていましたが。

私のモスクーにいた頃は片山に日本からの連絡は三つのルートがあり、一つはウラジオで、一つはハワイを経由してアメリカを通過して来るものであり、最後はベルリンの国崎君其の他の友人を通して来るものであり、前の二つのものは不定期で当てにならず、ベルリンから来る国崎君のレポートを貴重な資料として期待していました。その頃、もう国崎君は文部省からの送金は無くなり、自活せざるを得ない状態だと手紙で知りました。この事を片山は非常に心配し国崎君の生活を助ける方法はないかと苦慮していました。で私は彼は医者だからその方で最低の生活は出来る筈だからと云って安心する様に云いましたが、それでも片山さんの不安はとけず



モスクワの関係機関や書店から送られて来る出版物を一纏にし、日本へ送って生活の足しにする様にと云っていました。これに対して国崎君からの手紙は書籍を送ってもらって有難い。今はそれを生活の資にしまい申しわけない、との手紙を何遍もよこした事を覚えています。彼に送る書籍は片山と私とで包装し、私が主でたまには片山も郵便局へもって行ったものです。

一九三〇年冬ベルリンにいた私費留学生根本辰（トキ）君が肺病でモスクワに来て治療し、勉強もしたいというので、国崎君其の他のグループが片山と私に親書を持参して来ました。これが私がスターリン政権のテロリズムに会い九死に一生を得て日本に帰る事が出来、今日の皆さんと一緒に、私と同じ様にスターリン政権を信頼してモスクワへ移住しそのまま立消えになった国崎定洞君を追悼する転機を得た私である、と思えば奇遇です。

私は故国日本で皆さんと共に幸に生き、七十歳まで生命を保全しているのに引きかえ、国崎君は運つたなく異郷に消え去ったのでした。

半世紀に知り合った元東大医学部の助教授国崎定洞君を偲んでお集まり下さった皆様の大きなヒューマンズに私は心からの敬意を表し日本文化は今後幾多の試練に会っても決して亡びるものでなく、反対に増々世界人の精神を安定させる寄辺になるものであると確信しました。

以上

一九七五年一月二十七日

勝野金政

### 勝野金政によって開かれた現代史の秘密の扉

勝野金政の出席した一九七五年一月二七日の「国崎定洞を偲ぶ会」の様子は、『朝日新聞』二月四日の「確認された非業の死――共産主義者国崎定洞」で大きく取り上げられ、『文藝春秋』七五年五月号の鈴木東民「スターリンに肅正された東大助教授――将来を嘱望された新進医学者・国崎定洞の異郷での数奇な運命」で知られるようになった。

野坂参三が重い口を開き、千田是也・堀江邑一・野村平爾らが次々に回想を発表した。川上武『流離の革命家』や川上・加藤・松井坦編『社会衛生学から革命へ』の出版もこの頃で、前章で見たように、島崎蕪助もこの会に出席して、一気に自伝草稿を書き上げた。

勝野金政の右のメッセージは、当日会場で本人が読み上げたらしい。だが参列者の記憶には、あまり残らなかったようだ。片山潜を介して日本とも連絡していたこと、片山が国崎定洞の生活を心配して本を送っていたことは理解できるが、国崎定洞がコミンテルンのピアトニツキーと親しかったこと、国崎定洞が片山に紹介した「根本辰」なる人物が勝野金政のラゲリ生活と関係があること、しかもそれが「私がスターリン政権のテロリズムに会い九死に一生を得て日本に帰る事が出来、今日の皆さんと一緒に、私と同じ様にスターリン政権を信頼してモスクワへ移住しそのまま立消えになった国崎定洞君を追悼する転機」となり、「国崎君は運つたなく異郷に消え去った」ことに関係するとは、鈴木東民、千田是也、有澤廣巳をはじめとした国崎定洞と長く一緒に過ごした人々には、何のこともかわけの分からぬ暗号のようなものだった。

私自身もこの頃、多くの関係者に聞き取りをし、また一九九〇年代に「国崎定洞ファイル」を得て、千田是也、小林義雄、喜多村浩、鳥居敏文、山脇道子ら存命者に再び聞いて歩いたが、国崎定洞との関係が勝野金政や根本辰の名を記憶している人はいなかった。

だが、この暗号から何かを汲み取った人物がいた。石堂清倫である。自分自身は直接ベルリン体験をもたず、国崎定洞との直接的面識・交友を持たずに、研究者として「偲ぶ会」に加わっていた。勝野金政を敢えてその場に招いた石堂清倫は、勝野の挨拶に国崎定洞肅清の秘密を読み込んだ。ただしその時、勝野の挨拶には重要なキーワードが欠けていた。それは、当時のモスクワの日本共産党指導者、山本懸蔵と野坂参三の名前だった。

そのキーワードは、勝野金政がこの会の後、当時の政権党自由民主党機関誌『自由民主』七五年三―九月号に連載して、七七年一月に著書『凍土地帯――スターリン肅清下での強制収容所体験記』（吾妻書房）にまとめた手記の中で、自分が秘密警察に捕まる経緯を詳しく述べる中に入っていた。

片山潜の秘書である勝野金政の逮捕の原因は、一九三〇年冬、国崎定洞の推薦でベルリンに来た根本辰というインテリ哲学青年を片山の命でクートベ（東洋勤労者共産主義大学）に入学する手続きを進めていたところ、日本共産党モスクワ駐在代表山本懸蔵から横やりが入ったことだった。あまつさえ根本は「スパイ」だと疑ってソ連秘密警察に密告し、根本は国外追放、それに連座して勝野が逮捕された。その背景には、アメリカからモスクワに入ってトロツキーとも親しかった片山潜と、山本懸蔵、佐野学・市川正一ら日本からやってきた日本共産党指導部との長年の確執があったことだと、淡々と述べていた。

ちょうどこの頃は、立花隆が「日本共産党の研究」を『文藝春秋』に連載し、日本共産党の宮本顕治・野坂参三の戦前の経歴が改めて問題になり、三三年「スパイ査問致死事件」の証言で党副委員長袴田里見が除名される

という、政治的にきわどい時期であった。勝野金政の証言は、そのような暗闘は、戦前共産党組織の頂点、モスクワのコミンテルン日本共産党代表団の中にもあったとするものだった。

石堂清倫は、ちょうどこの時期に、伊藤晃・丸山茂樹ら若手研究者の協力を得て「運動史研究会」を組織し、すでに高齢になった戦前社会運動活動家の証言を集めていた。雑誌『運動史研究』で、学術的な日本社会運動史研究の成果を発表しはじめた（一九七八年創刊）。しかし、国崎定洞・勝野金政のケースは、舞台がベルリン、モスクワであり、文献資料での実証は困難だった。

### 勝野金政・根本辰・国崎定洞肅清から見えてきたもの

一九八九年の「ベルリンの壁」崩壊、九一年ソ連解体が、勝野金政の遺した暗号解読の条件を作った。ソ連崩壊後に、私が「国崎定洞ファイル」を入手し、山本懸蔵のコテリニコフへの告発等の資料解読のために石堂清倫を訪れたところ、石堂自身は九〇歳に近く身体も不自由であったが、頭脳は明晰で、記憶もはっきりしていた。真っ先に会えと紹介されたのが、信州南木曾の勝野金政家ご遺族と、存命中だった根本辰の実妹山根和子さんだった。

石堂が勝野の証言から「根本辰」をキーワードとして記憶に留めたことは、「国崎定洞を偲ぶ会」の後、一九三八年に結核死した根本辰の行方をつきとめ、その実妹で、石堂の東大新人会の仲間でもあった音楽評論家山根銀二の妻和子に接触していたことから確認できる。それらの記憶と「国崎定洞ファイル」が重なって、勝野金政、根本辰、国崎定洞から始まり、彼らを告発した山本懸蔵自身にまで広がった旧ソ連在住日本人の肅清連鎖の端緒が解明できた。そこから私のベルリン反帝グループ探求の長い旅が再開され、『モスクワで肅清された日本人』『人間 国崎定洞』『国境を越えるユートピア』ほかに発表した陰鬱な歴史の再発掘につながった。

旧ソ連秘密資料から、一つだけ、更なる問題解読のヒントを追加しておこう。片山潜と山本懸蔵の確執を、これまで私は山本懸蔵の日本脱出の事情について片山潜が抱いた疑惑や、逆に山本懸蔵が片山の娘千代の入ソにあたって抱いた疑惑と告発、片山潜の「インテリ」利用と山本懸蔵の「インテリ嫌い」から傍証してきた。

しかし、そのような視点でコミンテルン秘密資料「日本共産党ファイル」を精査すると、それは片山潜と山本懸蔵の個人的対立ではなく、また「インテリ対労働者」や「世代間対立」を含むがそれにとどまるものではなく、二〇世紀日本社会主義運動に内在する大きな対立の流れの一部であることがわかってきた。

それは、一九〇一年社会民主党宣言、二二年創立の（第一次）日本共産党創立と、二六年に再建された第二次日本共産党以降の流れの対立、あるいは日本社会主義の西欧近代に影響され国際的に開かれた流れと、ロシア革命とソ連邦と直結し西欧近代を媒介せずにロシア・ボルシェヴィズムと日本ナショナリズムを合体させる流れとの対立といいかえてもいい。

コミンテルンにとって、もともと日本支部＝日本共産党は、片山潜・鈴木茂三郎・猪俣都南雄らアメリカ在住日本人共産主義者の流れと、国内の堺利彦、荒畑寒村、山川均ら後に「労農派」になる流れとの合体として始められた。この二つは、内部に直接行動派対議会政策派、アナキーズム対ボリシェヴィズムの対立を孕みつつ、かつての社会民主党、『平民新聞』、日本社会党、幸徳秋水らの大逆事件の経験を共有して、緩やかに結びついていた。

創立期の党綱領策定にあたっては、在米片山グループの草案と堺・山川グループの草案が各種作られ、二一年極東諸民族大会、二二年第一次共産党創設にあたっては、社会民主党宣言の流れを引く二二年九月の日本共産党綱領が国内で決定された。しかし山川均の山川イズムに率いられた第一次共産党は、度重なる弾圧と関東大震災によって解党し、二六年に福本和夫の福本イズムに強く影響された第二次共産党が作られた。

その第二次共産党にとって、初期社会主義の思想をひきずる片山潜がコミンテルンで日本共産党の象徴的位置にあるのは、山川イズムへの批判の中で育ったグループにとっては耐え難かった。

早くも一九二六年八月一五日の「エフ・山根」[佐野文夫]のコミンテルン東洋部担当幹部会員オットー・クレーン宛手紙が「同志片山は老年であり且つ永年日本から離れてゐるので最近の日本無産階級運動の実状を熟知してゐないのは当然であるから、吾々は同志大村[高橋貞樹]をコミンテルンのエキセキューチヴ[執行委員会]に参加せしめ、同志片山を補佐して、実質的に代表たる仕事を分け持たす様取計らはれんことを要求する」と述べていた（495/127/149/33）。

しかしコミンテルン執行委員会にとっては、日本支部＝日本共産党は極東の一隅の頭でっかちな泡沫地下党で、山川イズムも福本イズムも「労働者階級の前衛党」以前だった。いわゆる「二七年テーゼ」はその双方を誤りとし、「君主制打倒」スローガンと非合法共産党名での宣伝煽動を強いたため、日本からの片山批判は認められることはなかった。

### 片山潜の棚上げと孤独、「インテリ」グループの不幸

一九二八年八月の「コミンテルン第六回大会日本代表団の大会幹部会への訴え」と題するコミンテルン文書館

の秘密文書では、佐野学、山本懸蔵、市川正一、高橋貞樹ら日本代表団の連名で、日本の労働運動に足場を失い高齢になった片山潜をコミンテルン執行委員から解任するよう公式に求めた。

## コミンテルン第六回大会日本代表団の大会幹部会への訴え

一九二八年八月、モスクワ秘

第六回世界大会幹部会へ

同志諸君、われわれ日本代表は、たとえ個人的な形であれ同志片山をコミンテルン執行委員会に選出することにたいして断固たる抗議を表明する。われわれは、幹部会の事前の提案についてなにも知らなかった。なぜなら同志片山はわれわれに報告しなかったからである。そのような提案については昨夜はじめて偶然に知ったのである。

われわれはまえの手紙で、同志片山がなぜわれわれの党を代表しえないかについて論拠をのべた。ここでわれわれは、なぜ同志片山がたとえ個人的な資格でであれコミンテルン執行委員会に入るのに不適切であるかを説明したいと思う。

同志諸君、コミンテルン執行委員会は世界の革命的労働者の間で実際に権威をもたなければならない。われわれがコミンテルン執行委員会に同志たちの中からだれかを個人的な資格で選ぶ場合、その同志はコミンテルンの一幹部として実際に活動するか、敬愛される人物として執行委員会に入るにふさわしい戦闘的ヴェテランでなければならない。

同志片山については、どちらの資質も見いだせない。かれの名は日本の労働者の間で権威をもっていない。日本の労働者が日本の労働運動の歴史を読むなら、そこに見いだすのは改良主義者としての――しかも臆病な改良主義者としての片山の名であろう。一九一四年に最終的に日本を去るまでに彼はしばしばアメリカとヨーロッパに出かけた。その頃でさえ、彼には日本のわれわれの労働運動との緊密な結びつきが欠けていた。「皇帝暗殺未遂事件」[大逆事件]のあと、かれは最終的にアメリカに移住した。同志片山は小著『日本の労働運動』などで、自分がマルクス主義者であったかのように書いている。しかし、それは不正確な紹介である。ともあれ彼は日本ではマルクス主義者でなかったし、革命家でもなかった。

日本の多くの社会改良主義者は、彼の過去をよく知っていて彼に軽蔑の念をいだいている。彼の現在の立場にかんしては、われわれは次のことを指摘しなければならない。この七年間、われわれは、彼が日本の共産主義運動の発展のためにせめてなにかを行いうるという期待をもちえなかった。しかし、彼はわれわれの運動を破壊した。彼はアメリカの友人に手紙を書き、そこでわれわれの指導的同志を攻撃した。その手紙は印刷物で公刊された。彼はわれわれの同志を批判したのだと主張している。しかし、それは事実上正しくない。その手紙で彼はわれわれの同志たちを攻撃し、「同志アサノ（わが党の中央委員会書記長[渡辺政之輔]）はわれわれの決議（一九二七年のコミンテルン執行委員会テーゼ）にきわめて反感をもっている」と、また彼が解党主義者の荒畑[寒村]に連帯していたと記してさえている。同志アサノは去年、コミンテルン執行委員会への代表団に加わり、テーゼの具現化でだれよりも活発に活動した。われわれは、わが党の再編とその今日の英雄的闘争への同志アサノの貢献をきわめて高く評価している。われわれは、そのような誹謗とわれわれの隊列を乱す試みを見逃すわけにはいかない。

彼（片山）は日本ばかりでなく、朝鮮でも解党主義者を支援した。同志片山が朝鮮の共産主義運動の一グループを支援したこと、そのグループが明確に解党主義的な傾向をもっていたことは明らかである。朝鮮の共産主義者の相当数が彼を憤激と激怒をもって迎えたということは事実と合致している。その事情でわれわれの朝鮮党との結びつきが著しく困難になった。

同志諸君！ 問題はきわめて重大である。われわれは、同志片山がコミンテルン執行委員会に席を占めているかぎり、その機関は日本の労働者と極東の勤労大衆にたいする指導を完全な形で実現することはできないと考えてさえている。諸君がこの問題を熟慮し、かれをコミンテルン執行委員会に再選しないようにというわれわれの提案をうけいれるよう期待する。

共産主義者の挨拶とともに

署名 カトウ[佐野学]、タナカ[山本懸蔵]、ホソイ[市川正一]、オムラ[高橋貞樹]

追伸 われわれは、この問題の審議にさいしてわれわれ代表団全員の列席を許すよう要請する

（和田春樹＝アジベーフ編『コミンテルンと日本共産党』ロシア語版、モスクワ、二〇〇一年、文書三四二、四六九―四七〇頁、藤井一行仮訳、文書は英文タイプで二八年八月二三日印刷、審議経過不明）

その結果、コミンテルン第六回世界大会では、執行委員会に日本代表としてカトウ（佐野学）が新たに選ばれた。ただしこの日本代表団決議の要求は通らず、片山潜も「個人」の資格で選出された幹部会員に残された。翌一九二九年、佐野学が上海で捕まったために、山本懸蔵は、モスクワにおける反片山潜派の代表者となった。

国崎定洞も勝野金政も、そんなことは知らずに片山潜に近づき、同時に日本共産党と関わる問題や連絡では、山本懸蔵の許可を得なければならなかった。

アメリカでキリスト教から社会主義に近づき、コミンテルンにより日本共産党のシンボルに祭り上げられた片山潜の晩年は、孤独で憂鬱なものであった。山本懸蔵の片山潜追い落としは、三三年一月の片山潜の葬儀まではかなわなかった。しかし翌年、勝野金政日本脱出を奇貨として、山本懸蔵による片山潜と結びついた「インテリ」派追い落としが始まった。国崎定洞や伊藤政之助は、その告発で生命を奪われた。アメリカにいた野坂参三は、そうした事実を知りながら、自己保身に終始した。

片山潜の伝記も、日本社会主義の歴史も、二一世紀の地平から書き換えられなければならない。

#### 4 現代ロシアの日本人残留遺児

##### 山本正美遺児ヴィクトーリアの場合

モスクワの街を歩いていると、東洋系の、日本人かモンゴル人かと思まごう人々に、時々出会う。思わず日本語で、話しかけたくなる。

ヴィクトーリア・シャーリコワさんも、そんな一人である。父親は、戦前の日本共産党委員長山本正美、一九〇六年生。いや、彼女の前半生ではずっと、アルクセーエフ・パーベル・ワシーリエヴィッチであった。母親は、ロシア人のアレクセーエヴァ・エフゲーニア・イワーノヴナ、一九〇七年生。ヴィクトーリアさん自身は、一九三二年六月二二日生まれ、当年七三歳になる。

私は、日本人を父親に持つそんなロシア人を、何人か知っている。ミハイル・スドー・マサオヴィッチさん、一九三二年七月一七日生まれ。アラン・ササキ・サダミノヴィッチさん、一九三五年五月一日生まれ。皆、二〇世紀日本社会主義運動史に名を残す、すぐれた日本人共産主義者の子供たち、いわば残留孤児である。一九九四年にミハイル・スドーさんの、二〇〇二年にはアランさんの日本のご親族を探し出し、ロシア政府から資料を取り寄せて命日と埋葬地を確定し、ご親族との対面を助けてきた。

ヴィクトーリアさんの一九三二年六月二二日という誕生日は、特別の意味を持っている。

コミンテルン（共産主義インターナショナル）のいわゆる「三二年テーゼ」が、ドイツ語版機関紙『インプレコール』に発表されたのは、一九三二年五月二〇日、五・一五事件の直後のことである。当時の交通通信事情では、それが日本に到着するには、ひと月近くかかる。ドイツで反ナチス、日本の満州侵略反対の闘争を続けていた元東京大学医学部助教授国崎定洞が、ドイツ共産党日本人部の責任者として、平野義太郎、小宮義孝、堀江邑一、河上左京など、当時の信頼できる連絡ルートの複数の宛先に、ベルリンから秘かに送り届けた。

おそらく実弟河上左京のもとに届いたドイツ語原文を、京大を迫られた河上肇が、徹夜で翻訳した。それが、一九三二年六月二八日付日本共産党謄写版パンフレットに、日本語で初めて発表された。七月一〇日付の『赤旗』特別号にも収録された。村田陽一による加筆・修正を経た日本共産党の定訳は、『インタナショナル』一九三二年九月一日号に発表された。ドイツ語の「アブサルデー・モナーキー」は、「絶対主義的天皇制」と訳された。

つまりヴィクトーリアさんは、「三二年テーゼ」と共に、この世に生を受けたのである。

##### 一九九八年六月のモスクワにて

私がヴィクトーリアさんにモスクワでお会いしたのは、一九九八年六月、ちょうど彼女の六六歳の誕生日の頃だった。年齢よりもずっと、お若く見えた。その旅のことが、私の個人ホームページ「ネチズンカレッジ」に、日記風に掲載され、公開され、過去ログのなかに保存されている

(<http://members.jcom.home.ne.jp/072286711/Living4.html>)。

「一九九八年六月二五日　しばらく更新なしで、ご無沙汰しました。そう、暑い暑いモスクワへ行ってきたのです。昨年クリスマスのモスクワは、零下二〇度で髭も凍りつきましたが、六月のロシアは、連日三〇度の猛暑でした。寒さには強くできていて、暖房はついているのに、外国人客多数のインツェリットホテルでさえ、客室にはクーラーなし。おまけにご存じ白夜で、夜一時でも夕暮れの明るさ。クレムリン前の広場で、夜中まで夕涼みするモスクワっ子に仲間入りし寝不足気味ですが、楽しい毎日でした。モスクワに着いた日に藤田勇さん、帰国の日には和田春樹さんと、ホテルの食堂でばったりお会いしました。日本では滅多に会えないのに。地球は、本当に狭くなっていますね。……

かつての旧ソ連共産党中央委員会付属マルクス・レーニン主義研究所、現在のロシア現代史資料保存研究センター[九九年からまた名前を変え、ロシア国立社会政治史文書館＝ルガスピ]のアーカイフは、コンピュータ持ち込み可です。そこに、毎日一〇時一五時と通って、愛機のマック・パワーブックに、一九二〇年代日本社会運動資料を打ち込んできました。

私はロシア語ができないはずなのにどうして、とお思いでしょう。実は、そこには膨大な日本語・英語資料があるのです。戦前日本共産党がコミンテルンに送った報告書類や、東方勤労者共産主義大学（クートヴェ）の日本人学生資料などです。

感動的だったのは、昨冬も訪れたモスクワ郊外のプトボ刑場跡を再訪したさい、私たちを案内していた日本人肅清犠牲者遺児ミハイル・スドー・マサオヴィッチ博士の父である須藤政尾氏の埋葬地が、ほかならぬプトボであることが判明した一瞬でした。

一九三七年一〇月から一二月の二か月間で、罪なき政治犯二万人を銃殺したという刑場跡に、スターリン肅清犠牲者救援のボランティア組織「メモリアル」が建てた、小さな木造の教会が、あります。その売店で売っている埋葬者名簿のなかに、日本人「スドー・マサオ」の名が入っていたのです。その場でミハイルさんは、大声で泣き出し、動けなくなっていました。半世紀をかけて追求してきた父の足跡捜しの旅を、埋葬地を見つけて完成させたのです。

もう一つの感動のシーンは、そのミハイル・スドーさんと、ヴィクトーリア・ヤマモトさんの出会い。ヴィクトーリアさんは、先にアップロードした私の論文「『三二年テーゼ』と山本正美の周辺」（『山本正美裁判関係記録・論文集』「解説」）の主人公、戦前日本共産党の書記長山本正美氏のモスクワ滞在時に、ロシア人妻との間に生まれた遺児です。

生後三か月で父と別れ、一九六六年に初めて日本人の父山本正美の生存を知り、山本正美・菊代夫妻がモスクワを訪れるかたちで、再会しました。一九九四年夏に初めて、六〇年以上夢見てきた父の国日本を訪問しました。山本正美氏は、この娘との松戸での出会いの一か月後、静かに生涯を閉じました。

故山本正美氏の妻である山本菊代さんに頼まれて、モスクワでヴィクトーリアさんに連絡した際、ロシア語通訳を兼ねて、ミハイル・スドーさんにも同席してもらいました。奇しくも二人とも、一九三二年夏の生まれ、かたやスドーさんの父須藤政尾はモスクワで銃殺、こなた山本正美は日本で獄中のちがいはあれ、共に日本人共産主義者を父に持ち、そのためロシア人妻であった母は、不幸な目に遭いました、スドーさんの母はラーゲリへ、ヴィクトーリアさんの母は戦時中に寂しく死亡しました。

共に日本人の風貌をもちながら、ほとんど孤児として旧ソ連に育った二人は、紹介した私と藤井一行教授がいるのも忘れて、良く似た境遇、苦しかった日々、父を求めての長い長い旅の物語を、ロシア語で語り合っていました。」

### ミハイル須藤とヴィクトーリア山本が語り合ったこと

ヴィクトーリアさんの手記「第二次大戦前夜、日本人の国際共産主義運動家を父に持ったモスクワ女性の思いでー戦前、戦中、戦後のロシアに生きて」が、『労働運動研究』二〇〇〇年四月号ー八月号に連載されたのは、私たちのモスクワでの出会いから、二年後のことだった。ヴィクトーリアさん自身が、九八年夏の私と藤井一行教授の紹介したスドーさんとの出会いを、手記のなかに記している（後に『山本正美治安維持法裁判陳述集』（新泉社、二〇〇五年、所収）。

そこにあるように、私と藤井一行教授は、自分の生まれた当時の父のことを詳しく知りたいというヴィクトーリアさんに、家族なら申請できる旧マルクス・レーニン主義研究所コミンテルン史料館の「山本正美ファイル」の閲覧をお勧めし、ロシア人にとってはそれ自体長く苦しいたかひである正規の官僚的申請手続きを助け、父須藤政尾肅清の一件記録を得て亡父の「名誉回復」を果たした経験者ミハイル・スドーさんを紹介したのだった。

一九三七年に「日本のスパイ」として肅清されたスドーさんの父須藤政尾は、北海道出身で、北樺太オハ鉱業所、ウラジオストック港で日本人漁民・船員に働きかけ組織した労働組合指導者だった。ちょうど「三二年テーゼ」の頃、ウラジオストックでプロフィンテルンの汎太平洋労働組合を指導していた山本懸蔵に招かれ、モスクワに移った。ソ連共産党員として活動していたが、ミハイル＝日本名ミノルさんが五歳の時に、「敵国日本人である」という理由だけで逮捕され、そのまま銃殺されて戻ることにはなかった。ロシア人妻マリアさんも強制収容所（ラーゲリ）に入れられ、親戚に預けられたスドーさんは、孤児同様に育てられ、苦学して大学に進み、地質学の博士号までとった（ミハイル・スドー著・安井亮平訳「私はモスクワで銃殺されたー『日本国酔夢譚』より」長縄光男、沢田和彦編『異郷に生きるー来日ロシア人の足跡』成文社、二〇〇一年、参照）。

手記を読むと、ヴィクトーリアさんの前半生も、ほとんどスドーさんと、変わるところはない。母イワーノヴナさんは第二次大戦まで生きていたとはいえ、父の背中どころか父が何ものかも知らず、学校の成績は優秀なのに、貧しくつましやかな境遇で育った。物心ついて、自分のアイデンティティを求め、父の消息をソ連共産党中央委員会に訊ねるが、共産党にサボタージュされ、妨害され、ネグレクトされてきた。結婚して子供ができて、自分が何ものであるかを、子供に語りえないのである。

ヴィクトーリアさんの、ミハイル・スドーさんとは違った好運は、父山本正美が一九三二年末には日本に帰国したため、臉の父との生きた再会がなかったことである。山本正美の党歴が、コミンテルンやソ連共産党・日本

共産党の秘密記録にどのように記されているように、ともかく特高警察の拷問に耐えて、獄中・戦時も生きのびて、三〇年以上も経ってからではあるが、前半生の夢が実現できたのである。

だから、ヴィクトーリアさんは、書いている。「父、山本正美が一九三二年末に帰国せず、ソ連内にい続けたら、粛清に会わなかったとはいいい得ないでしょうし、私自身どうなっていたかわかりません」と。

その再会にあたっては、山本正美の日本帰国後のたたかいで結ばれた妻、山本菊代の献身的努力が決定的だった。一九六六年に、最初にヴィクトーリアを訪ね、血のつながらない夫の実娘を捜し出したのも、山本菊代であった。そして、ヴィクトーリアは、父山本正美自身の口から、自分の出生の秘密と、その時父が賭けていた理想を聞くことができた。

### 山本正美にとっての「三二年テーゼ」と娘ヴィクトーリア

革命家山本正美にとっては、クートヴェ入学以来のソ連滞在七年の大きな所産が、「三二年テーゼ」と、娘のヴィクトーリアだった。だが、どちらが大切かと問われれば、戸惑ったことだろう。

山本正美死後に編まれた論文集『山本正美裁判資料論文集』（新泉社、一九九八年）、ヴィクトーリア手記を付録に収録した裁判記録『山本正美治安維持法裁判陳述集』（新泉社、二〇〇五年）のほとんどは、「三二年テーゼ」に捧げられている。

山本正美の自伝『激動の時代に生きて』（マルジュ社、一九八五年）も、ほとんどが革命運動と戦略・戦術についての叙述である。末尾に三頁だけ「私事にわたって」とあるが、それも、土佐の水平運動の話が中心で、もちろんヴィクトーリアのことは語らず、「同志である妻」への謝辞も、とってつけたかのようである。

その点、妻山本菊代の自伝『たたかいに生きて』（柘植書房、一九九二年）には、「共産主義者と人間性」の一章があり、「義理の娘、ビクトリアとの出会い」も、率直に書かれている。夫正美は「社会主義ソ連だから心配しない」と強がりをつけているが、「消息は知りたいだろう」と本心を汲み取った妻菊代が、「三二年テーゼ」となる「もう一人の我が子」をソ連で見つけ出すのである。

ここには、当時の日本の家族や性についての通俗道徳、男性と女性の感性の違いと共に、二〇世紀共産主義者の「公事」と「私事」の使い分けがある。山本正美にとっては、モスクワで全精力を傾けた「三二年テーゼ」と湯本正夫の筆名で論じた戦後の革命路線こそ「公け」の我が子であり、ヴィクトーリアは「私事」の、そのまた私的な「癒し」の我が子だった。

だが、私の経験では、この「革命的」「マルクス・レーニン主義的」公私区分こそ、一九八九年に「ベルリンの壁」を崩壊させ、九一年にソ連に死亡宣告を下した、当のものの一つだった。

日本人では唯一山本正美のみが実質的策定に加わった「三二年テーゼ」を、ベルリン経由で日本に伝えたのは、国崎定洞だった。ドイツ留学中にドイツ共産党日本人部の指導者になり、そのままモスクワに亡命した国崎定洞にも、一九二八年一月九日生まれの一人娘がいた。ドイツ人妻フリーダ・レートリヒとの間に生まれた、タツコ・レートリヒさんである。

そのタツコさんと、一九八〇年に初めてお目にかかったさい、教えられたことがある。こちらは運動史研究者として、一九三七年夏、国崎定洞粛清当時のモスクワでの記憶を聞き出したかった。しかし、十歳になる前に突然父がソ連の秘密警察に連れ去られ、「スパイ」の家族としてそのまま社会主義ソ連からナチス・ドイツに追放されて、西ベルリンで「日本人コミュニストの子」として差別され育ったタツコさんは、父が東京大学医学部社会衛生学の初代教授になるはずだったとか、一九三二年に日本の満州侵略とナチスに反対する「革命的アジア人連盟」を組織したといった話には、あまり興味を示さなかった。

幼い頃に父が書いてくれたという富士山の鉛筆画を持参して、その富士山と日本の山河、父の故郷九州の海について、しきりに知りたがった。父にとっては革命が「公事」で家族は「私事」であっても、父を奪われた娘にとっては、父の姿かたちの記憶、大きな手のぬくもり、父の話してくれた日本の海や山や住まいの情景こそ、まぎれもなく自分の存在と生き方をどうしようもなく拘束した「公事」だった。

ヴィクトーリアと同じく、タツコさんも、傍目には小柄で、日本人の顔をし、しかも日本語が全くわからないからこそ、もどかしく、切実なのである。

だから、一九八九年の自分の誕生日に「ベルリンの壁」が崩壊して後に再会した時、タツコさんは、部屋中に川上武医師から贈られた日本のカレンダー写真を貼りだして、父の国「日本」をなつかしんでいた。

ミハイル・スドーさんや、二〇〇二年に来日したアラン・ササキ・サダミノヴィッチさんの場合も、同じだった。

スドーさんのことは、拙著『国境を越えるユートピア』（平凡社ライブラリー、二〇〇二年）に詳述した。二〇〇一年にはミハイル・スドー著（安井亮平訳）「私はモスクワで銃殺されたー『日本国酔夢譚』より」という手記も日本語になっている（長縄光男、沢田和彦編『異郷に生きるー来日ロシア人の足跡』成文社、二〇〇一年）。

アランさんの父は、岡山生まれの健物貞一。早稲田大学建設者同盟出身で渡米、一九二〇年代アメリカ西海岸

で「第二の片山潜」といわれた、日系労働運動の輝けるリーダーであった。アメリカ共産党日本人部の理論的指導者だったが、アメリカの左派労働運動弾圧で国外追放になり、「労働者の祖国」ソ連に亡命した。いわゆる三〇年代ソ連在住「アメ亡組」の、中心メンバーだった。

アランさんは、二歳で父がスターリン粛清の犠牲になり生き別れ（一九四二年にラーグりで死亡）、朝鮮人革命家の母リ・ボビヤ（党名シェ・オク・スン）さんもラーグりに奪われたため、「ササキ」という父のソ連での党名でしか、日本とのつながりを実感できなかった。だが、ソ連が崩壊し、娘のリュドミラさんの結婚に当たって自分の素性を娘に問いただされ、新生ロシア内務省に、おそろおそろ父の探索の手紙を書いた。

それが、まわりまわってモスクワのミハイル・スドーさんに連絡がつき、私に日本での親族探索の依頼が来た。それを、例によって日本の新聞とインターネットに公開してよびかけて、出身地の町役場からの通報で、「アメ亡組」の健持貞一の遺児で、遺族が岡山で存命中と判明した。九〇歳を過ぎて生きていた岡山の叔母さんに辿り着いたのは、父の死後、実に六五年後のことである。

アランさんは、二〇〇二年五月に娘のリュドミラさんと共に来日し、ようやく父の墓前に、親族との再会を報告できた。その墓石には、「健物貞一、一九六二年没」と彫られてあった。その日付は、戦後も長く実兄貞一の生存を信じて消息を待ち続けた弟が、ついにあきらめて、町役場に死亡届を出した時だった。

健物貞一が初めて学問的にとりあげられたのは、二〇〇六年一〇月、在米日本語新聞を長く収集し研究してきた田村紀雄が、カリフォルニア大学ロスアンジェルス校所蔵「カール米田ペーパー」を探索して「新聞『階級戦』と剣持貞一――一九二〇年代サンフランシスコ・日本町」を論じたことによってであった。私の健物家ご遺族を伴ったアランさん一家との再会の旅と一緒にあった（本書「あとがき」参照）。

### 「党の上に個人をおかず」の時代の公と私

ヴィクトーリアさんの手記は、自分の生きてきた道を、淡々と描いている。フルシチョフの生産力増強計画は出てくるが、日本の「三二年テーゼ」や日本共産党の話は、一言も出てこない。幼時の苦しかった思い出も、父山本正美と会えた時の喜びも、玩具や住宅や美味しいソーセージの日常些事から始めて、記憶を蘇らせている。

だが、私たちはこれを、「私事」として受けとめていいのだろうか。ヴィクトーリアさんにとっては、それが自分のたたかいそのものであり、その困難の多くは、父がソ連在住日本人共産主義者であったという、ただそれだけの理由で、その時代と環境から押しつけられたものであった。

その時代と環境の変革こそ革命であり「公事」であったという言い逃れは、ある時代のあるサークルの中では、可能であったろう。ただしそれは、「党员は、全党の利益を個人の利益の上におき、だれでも党の上に個人をおいてはならない」といった言説がまかり通った、二〇世紀のある時期の、ごくごく狭いセクトの中においてのみである。

ソ連崩壊後に初めて公開された、『レーニン全集』第五版にも隠匿され未収録だった、レーニンの書簡類がある。ヴォルコゴノフ『レーニンの秘密』上下巻（NHK出版、一九九五年）に紹介された三七二四点の『レーニン全集』未収録資料の大きな部分は、内戦期のテロル指令と共に、妻クループスカヤを生涯悩ませた、イネッサ・アルマンドへの恋文の束であった。

最近刊行された分厚い『ポートレートで読むマルクス』（大村泉、窪俊、V・フォミチョフ、R・ヘッカー編、極東書店、二〇〇五年）の目玉は、カール・マルクスが家政婦に生ませた私生児のその後と、妻イエニーが真剣に離婚まで考えた事情の、公的ドキュメントによる証明である。かつて『人間マルクス』（岩波新書、一九七八年）で話題になった史実の、四半世紀遅れの学術的追認であった。

山本正美の生きて活動した時代には、それらは「私事」とみなされ、政治的評価に関わることはなかった。

ヴィクトーリアさんの世代は、そのことで、苦悩を強いられた。

それに続く、後に残された世代は、それを「公事」として引き受け、かつての「私事」がなぜ政治路線の選択や政治権力の獲得に影響をもつようになったのかを、山本正美が「三二年テーゼ」に立ち向かったように、真剣に解明する必要があるだろう。

### 人間山本正美の遺した言葉から

人間山本正美の名誉のために、菊代さんには生前お伝えしたが、これまで公けにしたことのない晩年の私的対話を、記録に残しておく。

一九九四年の初夏、私は夜中の二時頃に突然、山本正美さんから電話を受けた。一九七八年に「三二年テーゼ」について聞き取りして以来、そんなに頻繁にお会いしてきたわけではなかったが、ちょうど私が『モスクワで粛清された日本人』（青木書店）を公刊し、お送りしたばかりだったからだろう。

深夜の長い電話だった。山本正美さんは、途中で何度も声をつまらせて、号泣した。娘のヴィクトーリアさんをようやく日本に呼び寄せることができ、松戸の家はいま天国のようだ、と言っていた。

山本菊代さんから、正美さんの訃報が届いたのは、それからひと月もたたない、異国への旅の途上のことだった。正美さんも、悔いなき旅立ちだったろう。

山本正美は、やはり、「三二年テーゼ」の産みの親であると共に、まぎれもなくヴィクトーリア・シャーリコワさんの父親として、その生涯を全うしたのである。



## 五 社会民主党宣言から日本国憲法へ

一 日本共産党二二年テーゼ、コミンテルン三二年テーゼ、米国OSS四二年テーゼ

### 1 はじめに この報告の二つの視角

#### 「日本の社会主義 百年」とは？

本日の社会主義理論学会二〇〇五年年次研究大会のテーマは、「日本の社会主義 百年」である。この学会に集う研究者・活動家の皆さんには違和感があると思うが、私の報告では、従来の日本社会運動史・社会主義理論史や、日本資本主義論争・日本マルクス主義史の系譜とは全く異なる形で、二〇世紀前半における日本社会のトータルな批判的認識と変革像の流れの、暫定的総括を試みたいと思う。

マルクス・レーニン主義的な社会主義革命を志してきた人々にとっては、私の前に山泉進さんが報告した一九〇一年の「社会民主党宣言」などいわゆる初期社会主義や、議会政策・直接行動論の論争、アナ・ボル論争などは、運動の「前史」であり、「本史」は、コミンテルン系譜の日本共産党創立から始まる。

そのコミンテルン日本支部＝日本共産党の一九二二年「日本共産党綱領草案」、「二七年テーゼ」、「三二年テーゼ」と『日本資本主義発達史講座』、人によってはさらに三六年「日本の共産主義者への手紙」の戦略構想の変遷を振り返り、戦後の綱領論争へと辿るのが、こうした報告のかつての定番だった。私にも、コミンテルン研究者として、そうした報告が期待されたのだろう。

それはちょうど、一九一七年のロシア革命から人類の「本史」と「資本主義の全般的危機」が始まり、第二次世界大戦後に東欧・アジアへと広がり、地球の三分の一が社会主義国になったといった人類史・世界史の展望と一対で、コミンテルンの「全般的危機論」「プロレタリア国際主義」に照応していた。しかしこうした見方と展望は、一九八九年東欧革命から九一年ソ連崩壊で完全に破綻したといわなければならない。

この系譜の前提した「民主主義革命から社会主義革命への二段階革命戦略」を、今日振り返って奇妙なのは、「君主制撤廃＝天皇制廃止」を、ブルジョア民主主義革命という低次の段階の、それも入り口に位置づけていたことである。絶対王制を倒したフランス革命や、ツァーリ専制打倒で始まったロシア革命からの類推だが、その先にあるとされた社会主義革命の要求である生産手段の国有化・社会化は、実は日本でも、戦時統制経済や戦後改革、官僚主導の経済計画によって、部分的に実施された。

ただし、暴力革命にせよ平和革命にせよ、想定されていた「プロレタリア独裁」はもとより、「人民民主主義権力」も「過渡的労働者政府」も、議会選挙・政党政治レベルでの権力転換＝革命にも、ほとんど近づくことはなかった。

こうした日本社会変革の戦略的展望の変遷を、今日の時点で再吟味するのが、この報告の第一の視角である。

#### 「日本民衆の獲得成果 百年」では？

第二の視角は、社会主義・共産主義党派の戦略・戦術ではなく、二〇世紀の日本民衆の大多数が夢見た、よりよき社会とその実際、二〇世紀に日本民衆の獲得した果実の方から、社会変革・社会主義を考えることである。

私は、二〇世紀前半の日本における最大の政治変革と歴史的遺産は、米軍占領下の日本国憲法制定と、それに関連した一連の改革であったと思う。しかもそこでは、コミンテルン＝日本共産党系譜が民主主義革命の出発点と想定した「天皇制廃止＝共和制」は達成されず、象徴天皇制として残された。しかしそれは、主権原理を転換して民主主義革命の実質を成し遂げ、「平和主義」という、一九〇一年社会民主党創立宣言に副次的に孕まれていながら、その「社会主義を経とし、民主主義を緯とし」た戦略の影に隠れて忘れられてきた「第三の原理」を、中核に据えるものだった。

戦後六〇年とは、「三二年テーゼ」や日本資本主義論争の頃に、明治維新ははたしてブルジョア革命だったか否かと振り返って論争したくらいの長さである。

今日の大学教育では、コミンテルンの「三二年テーゼ」も、講座派・労農派の日本資本主義論争も、教えるのが困難になってきている。むしろ、戦後改革と日本国憲法の成立史を説明し、ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』風に、たんなる占領下の「おしつけ憲法」ではなく、自由民権運動・大正デモクラシー・民間私擬憲法案の流れ、朝鮮・中国・世界民衆と連帯する流れも四六年憲法に合流したことを説くのが、せいっぱいである。

コミンテルンの時代には、一九三五年の第七回世界大会まで、「平和主義」は「ブルジョア平和主義」として、否定的意味合いで用いられていた。革命のイメージが「帝国主義戦争を内乱へ」というレーニン型、ロシア革命

型であったから、「平和主義」はむしろ、「第二インターの裏切り」の一部だった。戦争の不可避性を見抜けぬ、誤ったマルクス主義理論の産物とされた。

ところが現時点で振り返ると、民衆の素朴な願いとしての社会民主党宣言や第二インターナショナルの「平和主義」こそ、日本国憲法に直結するものとして、先駆的だった。

### 「三二年テーゼ」を相対化する「二二年テーゼ」「四二年テーゼ」

そこで本報告は、この十年に私が発掘してきた新史料のなかから、戦後日本の社会主義者を長く拘束してきた「三二年テーゼ＝絶対主義的天皇制」説の呪縛を解くために、その十年前の一九二二年九月に創設されたばかりの日本共産党が国内で作成したが、コミンテルンにより承認されなかった荒畑寒村・堺利彦・山川均による「日本共産党創立綱領」を「二二年テーゼ」とよび、社会民主党宣言の延長上に位置づける。

これは、ブハーリンのコミンテルン世界綱領草案に付されたいわゆる「二二年日本共産党綱領草案」とは異なるもので、私が一九九六年にモスクワの旧ソ連共産党コミンテルン史料館、現在の国立社会政治史史料館（ルガスピ）で発見し、法政大学『大原社会問題研究所雑誌』の四八一・四八二号（一九九八年一二月・九九年一月）に解説して発表し、関連資料を、四八九・四九〇号（九九年八月・九月）に紹介してある。

簡単には、社会主義協会での山川均生誕百周年記念講演「二〇世紀日本の社会主義と第一次共産党」（『月刊社会主義』二〇〇四年二月）で述べ、インターネット上にも公開した（<http://homepage3.nifty.com/katote/22program.html>）。

もうひとつ、「三二年テーゼ」の十年後の日米戦争勃発時に、戦時アメリカの情報機関＝戦略情報局（OSS）が、米国政府・軍・学界の総力を挙げて作成した対日戦略「日本プラン」、特にその中の一九四二年四月の戦後日本改革構想を、「四二年テーゼ」として取り上げ、これが戦後の日本国憲法制定に大枠を与えたことを検証する（加藤『象徴天皇制の起源』平凡社新書、二〇〇五年七月、その前に雑誌『世界』二〇〇四年一二月号に発表した「一九四二年六月米国『日本プラン』と象徴天皇制」参照、米国国立公文書館所蔵）。

それらが、二〇世紀日本社会主義の起点であった社会民主党宣言の「民主主義・社会主義・平和主義」の三大目標に照らしてどうであったか、二〇世紀日本の最大の変革＝民主主義革命であった日本国憲法制定にどう作用したかを検討する。

### 「占領下民主革命」と「天皇制民主主義」

なお、米国OSS「日本計画」を敢えて「四二年テーゼ」としてここにおくのは、戦後CIAの前身とされる戦時OSSが、当時の米国在住反ナチ亡命者、社会主義・共産主義者、日系米国共産党員を含む「反ファシズム・反日本軍国主義」の情報戦を反映しており、ソ連・中国を含む連合国による世界変革戦略の一部だったからである。

戦後日本について、象徴天皇を利用した国民統合と資本主義的「自由と繁栄」を論じていて、三六年の野坂参三・山本懸蔵「日本の共産主義者への手紙」とよく似た、立憲君主制資本主義構想＝「天皇制民主主義」（J・ダワー、A・ゴードン）を早くから提示していた。また延安の野坂参三らも組み込んで、日本国憲法に実質的枠組みを与えた。

日本共産党の夢見た「占領下平和革命」以前に、米国占領軍によって「革命」が遂行されたことになる（史料・文献は、報告者の個人ホームページ「ネチズンカレッジ」にファイルと画像が入っている）。

つまり、この報告では、「革命」は共産党・社会党などの党派や統一戦線など、社会主義・共産主義勢力が指導し中核でなければならないという「前衛党」的前提はとらない。第二次世界大戦後の東欧諸国で起こったことは、日本の「占領下民主革命」とよく似た、「設計され輸出された革命」だった。一九八九年に東欧諸国で起こったことは、私が当時「東欧市民革命」「テレビ時代のフォーラム型革命」と呼んだように、前衛党も恒常的指導部もなく、民衆がさまざまな抵抗・反乱の力を結集して政治体制を変革した「革命」であった。

かつて鶴見俊輔等「思想の科学」研究会の人々が、「転向」概念の共産党的・政治的用法を希釈して分析的概念にしたように、「社会主義」とか「革命」という概念も、それにあこがれた人々の思い入れや熱情はそれとして、そろそろ歴史的概念として再構築すべきではないかと考える。

そういう意味を込めて、敢えて、一九〇一年「社会民主党宣言」の再評価、日本共産党二二年創立綱領、米国「四二年テーゼ」の意義、米軍占領による民主主義革命と日本国憲法せいて、それにより定着した「天皇制民主主義」という問題を提起したい。

## 2 「天皇制民主主義」と社会主義

### 天皇を「好感」する平成民主主義

山泉進報告は、「明治社会主義、大正デモクラシー、昭和マルクス主義」と、二〇世紀前半の日本の社会運動を特徴づけた。昭和後期は、「戦後民主主義」だろう。では「平成」は、何になるのか？ 「新自由主義」や「経済大国ナショナリズム」では、うまくつながらない。「平成市民主義」では、二〇世紀の社会主義は何だったのかになる。

私は元号は嫌いだ、元号の区切りで考えることは、意外に重要な問題である。日本の民衆意識が、それに規定されているのだから。

二〇〇四年の末に、NHKが一九七三年以来五年ごとに三十年以上も続けている大規模な継続的世論調査、『現代日本人の意識構造』第六版が出た（NHKブックス）。そこで大きな変化があった項目のひとつが、天皇に関する感情である。昭和から平成への代替わりを経た一九九三年調査で大きく変わり、そして、今回二〇〇三年調査で、初めて「好感を持つ」がトップに躍り出た。

昭和天皇の時代には、「無感情」がトップで、七三年の四三%から八八年の四七%へと増えていた。二位は「尊敬」で、七三年に三三%、八八年二八%と漸減傾向にあった。「好感」は三位で、ほぼ二〇%、反感はマイナーで、常に二%だった。

ところが平成に入った一九九三年調査から、「尊敬」は二〇%程度に落ち込み、「無感情」はなお三〇%以上いるが、「好感」がぐっと増えて二〇〇三年調査で四一%、トップに躍り出た。「反感」は減って、ついに一%未満となる。

つまり、昭和時代の「尊敬」から、平成時代の「好感」へと天皇の受容感覚が変わり、天皇に反感を持つ「共和派」は、一%の極少数派になった。

しかも、昭和天皇時代の調査では、戦前・戦中世代と戦後世代、高度成長以降の戦無世代で大きな差があり、戦前・戦中世代は「尊敬」なのに戦後・戦無世代は「無感情」という構図だった。ところが平成に入って世代差がなくなった。つまり、戦後・戦無世代で「無感情」が減って「好感」が増え、若年層でも三〇%以上の「好感」を得るようになった。

### 「天皇制民主主義」が残した昭和天皇の政治的役割

こういう状況のもとで、かつて「天皇制打倒」を錦の御旗・存立根拠にしていた日本共産党までがついに旗を下ろし、「象徴天皇制は君主制ではない」という詭弁で、天皇の臨席する場に公式に出席し、皇室の子孫誕生を公式に祝うようになった。ジョン・ダワーがいうところの「天皇制民主主義」の完成である。

一九四五年の敗戦、四六年の日本国憲法制定のさいに、保守勢力の「国体護持」「天皇制存続」と占領軍の「非軍事化・民主化」が対抗し、第一条の象徴天皇制と第九条の戦争放棄・戦力放棄がバスターされたことは、よく知られている。その結果として、戦後の日米同盟も、民主主義も高度成長も可能にする、制度的仕組みが作られた。

憲法改正問題が焦眉となってきたが、最近刊行され始めた原秀成『日本国憲法制定の系譜』全五巻（日本評論社、二〇〇四年一）は、こうした問題のディテールを詳細に明らかにして有益である。日本国憲法の全条項について、それがどこからどういう風に入ってきたのかを研究すると、世界各国の憲法典はもとより、不戦条約、大西洋憲章、ルーズベルトの「四つの自由」、国連憲章、さらには戦前米国に紹介された植原悦二郎、吉野作造、茅原崙山らの思想や米国政府・軍各機関の思惑が、濃淡まじえて凝集していた。

日本国憲法の制定問題そのものが、天皇の処遇から始まり、米国国立公文書館所収の機密解除された関係文書を精査すると、いわゆる「天皇退位論」について、米国側では退位したら民間人として戦犯訴追することになっていたことなども、明らかにされた。

そこでは「象徴」としての天皇は、アメリカの世界戦略にとって利用価値があるとみなされた。戦犯訴追を免かれ「象徴」になった昭和天皇が、占領期に「米国が沖縄その他の琉球諸島の軍事占領を継続するよう希望する」などと述べていたことは従来から知られていたが、最近では、一九五三年以降も、「米軍の駐留が引き続き必要」「強大なソ連の軍事力から見て、北海道の脆弱さに懸念をもつ」「世界平和のために米国がその力を使い続けることを希望する」などと発言してきたことが、米国側資料から明らかになってきた（『朝日新聞』二〇〇五年六月一日）。

戦後日本の民主主義は、アメリカの「天皇を平和の象徴として利用した日本改造戦略」の所産だった。

### 日本の社会主義を振り返る二つの観点

私は、社会主義理論学会でも何度か話しているが、「社会主義」そのものが、マルクス主義によって独占されるものではなく、フランス革命の「自由、平等、博愛」のうちの「平等」に重きをおいた、広い思想的流れだと言ってきた。

初期社会主義とか空想的社会主義と呼ばれたオーエン、フーリエ、サン・シモン、あるいはコンシデランやブ

ランキまで含めて、いろいろな社会主義があり、その中からマルクス、エンゲルス以降、マルクス自身が嫌った「マルクス主義」という言い方が、ひとつの権威になった。

しかもそれが、二〇世紀にロシア革命で実現され、ソ連に体化されたものとされ、それが、日本における社会主義のイメージを、決定的にかたちづくってきた。

つまり、事実上共産主義運動が社会主義を体現するものとみなされ、それがある時期支配的なものになったため、それ以外の伝統を持たない日本では、今瀕死の葬送段階に入っている、と理解している。

これは、ヨーロッパとは大きく異なる。ヨーロッパでは、共産主義は崩壊しても、無政府主義を含む一九世紀社会主義の多くの流れが継承されている。ロシア革命でいったん社会主義の流れから飛び出した共産主義が、イタリアに典型的なように、ソ連崩壊で社会民主主義に戻った。こういう局面で、日本の社会主義の百年をもう一度考え直してみようというのが、本日の第一の観点である。

もうひとつの観点は、一九世紀から二〇世紀、明治維新以降の日本で一番大きい社会変革とは何だったのという、素朴な問いである。

社会主義を信じる人々は、自分たちが権力を握る人為的な革命を目指した。しかし、明治維新以降の日本社会が実際にどう変わったかという観点から見た場合、一番大きな変化は、一九四五年の占領下における日本国憲法の制定と、その後の高度経済成長であったのではないか、というのが私の見方である。

日本国憲法をはじめとする戦後改革は、前衛党に指導された民衆が革命でかちとったものではない。社会主義ソ連の赤軍ではなく、帝国主義アメリカ軍の占領下でつくられたから「反革命」ということでもない。日本社会のなかに、この学会のように社会主義を志向し研究する人たちが自由に合法的に集まり議論できる場を作ったという意味で、大きな民主主義の変革だった。「自由、平等、博愛」の、ある種の定着をもたらしたという意味で、非常に大きなインパクトがあった。

そうだとすると、日本国憲法の制定にいたる、いわゆる社会主義や共産主義の運動に対する見方も、「革命はおきなかった」とか「挫折した革命」という観点より、この大きな社会変化にどのように対処したのか、どのように貢献したのか、その変化をもたらしたものはいったい何だったのかという観点で、見直すことが必要である。

それは、日本共産党の路線と指導、マルクス主義者の分析・指針が誤っていたか正しかったかとか、マッカーサーの強制だ、吉田茂のような保守的自由主義者が実行したという狭い見方よりは、もっと世界史に目を向けて、そういう改革を設計し、実際に変革をもたらしたのはどんな力だったのかという観点でも、見ることもできるだろう。

### 日本社会変革構想の流れ——異端の視点で

本日そのために選んだ素材が、一番最初に一九〇一年の「社会民主党宣言」、先ほど山泉報告でも紹介されたものである。その三大原理が「民主主義、社会主義、平和主義」であった。この原理を出発点に持ってきて、着地点が一九四七年施行の日本国憲法である。四六年に実質的な制定プロセスが行われ、その後に「戦後民主主義」という形で定着する。「平和主義」が、戦争放棄のみならず戦力放棄まで含めて定着したのは、世界の憲法の中でも極めて珍しい事例である。そういう観点から評価してみる。

そこにいたる主要な変革構想の流れを、みておこう。

まずは出発点に「社会民主党宣言」、日本社会主義の源流である。

第二は、私は平民社や社会民主党の流れに沿ったものだと考えるが、堺利彦、荒畑寒村、山川均たちの第一次共産党発足時の二二年九月「日本共産党創立綱領」である。これは、後で注釈するが、私がモスクワの旧コミンテルン史料館で十年ほど前に発見したもので、それまで知られていなかった日本共産党の最初の綱領である。

普通、日本共産党の最初の綱領というと、「ブハーリン起草二二年綱領草案」と呼ばれるものがあり、日本共産党自身の党史ばかりでなく村田陽一編『資料集 コミンテルンと日本』（大月書店）などにも入って定説になっているが、不思議なことに、その訳文の原典は、すべて一九二四年以降のドイツ語・ロシア語である。それはモスクワ製で、おそらくブハーリン起草ではなく、二二年に作られたものでもない、というのが私の説である。実際に作られた創立綱領というのは、もっと素朴な、むしろ「社会民主党宣言」の延長上にあるものだった。それで敢えて、この二二年九月創立綱領を「二二年テーゼ」と呼んでおく。

それから十年経って、モスクワのコミンテルン東洋部で作られたのが、「三二年テーゼ」である。こちらの方は、岩波書店の『日本資本主義発達史講座』刊行と同時で、よく知られている。オットー・クーシネンが重要な役割を果たし、日本人では山本正美だけが作成に実質的に関与し、半封建的な寄生地主的土地所有と独占資本主義の上に聳え立つ絶対主義的天皇制という、三位一体図式で有名である。それが軍事的・封建的帝国主義の国家機構で、これを打倒してブルジョア民主主義革命から社会主義革命へと進むのが日本革命だと言う。当時の労働組合にまで、「天皇制打倒」スローガンが押しつけられた。

これを戦後も金科玉条にしたのが、徳田球一、志賀義雄、宮本顕治らの共産党指導部である。三・一五、四・

一六事件やスパイ査問致死事件で特高警察に逮捕されたが、幸か不幸か一八年間とか一二年間も監獄に閉じ込められ、戦争には行かなくて済んだ人たちが、戦時中、獄中でコミンテルン信仰を守り、「三二年テーゼ」を凍結し続けて、それを戦後に再び持ち出す。それが講座派理論と一緒にあって、戦後日本のマルクス主義のみならず、社会科学全般に非常に大きな影響力を持った。

「二二年テーゼ」「三二年テーゼ」ときたので、語呂合わせもいいため、「四二年テーゼ」を、今日ここで初めて紹介する。一九四二年にアメリカ軍・政府機関の中で作られた、日米戦争で日本に勝利後の改革プログラムがいくつもあり、そのなかのひとつである。私の著書『象徴天皇制の起源－アメリカの心理戦「日本計画」』（平凡社新書）で言及しているが、必ずしも主題的には論じていない。四二年六月の「日本計画」正文そのものではなく、それらの中で最も日本の社会主義者の議論とかみ合う四月の草案である。

一九四二年四月は、太平洋戦争が始まって四か月後、ミッドウェイ海戦より前である。日本がビルマやシンガポールを占領して沸き立っている時期に、米国は、日米の軍事力・経済力・政治体制と民衆動員能力を「科学的」にシミュレーションして、「敵国」日本が負けるのは当然だと見通した。敗戦後に日本をどうするかを、アメリカ政府の軍・政府・情報機関の中で検討していた資料が、米国国立公文書館には膨大に保存されている。

その中の、戦後CIAの前身であるCOI（情報調整局、四二年六月にOSS＝戦略情報局に改組）の四二年四月「日本計画」草案を、「四二年テーゼ」とよんでおく。最初に社会民主党宣言、最後に日本国憲法、そのあいだに日本共産党「二二年テーゼ」、コミンテルン「三二年テーゼ」、米国「四二年テーゼ」とおいてみた。どれが一番日本国憲法につながったかと言えば、「社会民主党宣言」と「四二年テーゼ」、コミンテルンの系譜では「三六年手紙」になりそうだ、というのが私の結論である。

### 3 コミンテルン日本支部＝日本共産党の綱領的変遷

二〇世紀の後半に支配的だった日本社会主義理論史では、一九二二年「日本共産党綱領草案」、「二七年テーゼ」、「三一年政治テーゼ草案」が一時的にあって戦前の到達点が「三二年テーゼ」、人によってはコミンテルン第七回大会の反ファシヨ統一戦線・人民戦線が重要だということで、その日本版である岡野（野坂参三）・田中（山本懸蔵）の三六年「日本の共産主義者への手紙」をもってするのが、普通の並べ方だった。私もかつては、こういう順序で理解してきたが、今日は別のルートをたどりたい。そのために、こちらの通説の流れを、先に批判的にコメントしておく。

#### 「伝説」としての二二年綱領草案

まず、「一九二二年日本共産党綱領草案」というのは、一九二四年にドイツ語で初めて発表される『コミンテルン綱領問題資料集』中の、ブハーリン起草世界綱領草案の付録だったものである。ブハーリンの世界綱領の初出が一九二二年一月二日の独文『インプレコール』紙上で、そのころ日本共産党の綱領問題委員会も作られたので二二年作成とされるが、二二年には付録の日本共産党部分は公表されていない。日本の民族綱領の初出は二四年であり、日本語の活字で初めて発表されるのは二八年である。不思議なことに、「二七年テーゼ」の頃までは、こんな完成度の高い綱領草案があるという議論は、コミンテルンや日本共産党の文書として残された史資料には、ほとんどでてこない。わずかに一九二五年一月上海での日本共産主義者会議で言及されるのみである（「上海テーゼ」）。

ではなぜそれは「党の最初の綱領的文書」（『日本共産党の七十年』）とされてきたのか。それは、一九二八年三・一五事件で捕まった佐野学、鍋山貞親、市川正一、徳田球一らの獄中指導部が、「党史」を作らなければ自分たちの戦いの道のり、足跡を説明できないということで、公判闘争の戦術を変える。それまでは権力に対して黙秘ないしのりくらの抵抗をしていたのが、二九年末ぐらいから、むしろ積極的に、社会主義・共産主義とは何か、共産党はいかにたたかってきたかを明らかにするという、公判闘争戦術の転換を行う。

そのときに作られた、後に市川正一の『日本共産党闘争小史』に入っていく「党史」の筋道をたてるときに、「二七年テーゼ」をそれまでの戦略の最高の到達点とみなして、一九二二年七月一五日に日本共産党が作られ、その同じ年のコミンテルンの第四回大会ですでにわれわれは君主制廃止の綱領を持ったと言うために、モスクワ製のブハーリン二二年世界綱領草案の下位綱領にあたる日本部分を持ってきた。それが、そのまま「伝説」「神話」となって今に残っている、というのが私の説である（詳しくは、加藤『党創立記念日』という神話 加藤哲郎・伊藤晃・井上學編著『社会運動の昭和史―語られざる深層』白順社、二〇〇六年、「国家権力と情報戦―党創立記念日」の神話学『情況』二〇〇六年六月号、を合成した本書第二部第一章参照）。

ただし、細かい史実の点では、従来通説をもとに『第一次共産党史の研究』（青木書店、一九九三年）を著した犬丸義一氏と論争しているので、これからも、文献的には実証的に見ていく必要がある。この綱領草案が本当に二二年コミンテルン第四回大会時に作られ、川内唯彦・高瀬清が持ち帰り、二三年三月石神井臨時党大会で審

議されたという証拠が出てきたら、私も訂正するにやぶさかではない。しかし、もともと野坂参三の伝記『風雪のあゆみ』を書くため収集された戦後の高瀬清証言以外、確たる文献の根拠がない。その高瀬清証言は、旧ソ連秘密文書が公開され明らかになった史実に照らすと、信用できない。

このブハーリン世界綱領草案付録の「日本共産党綱領草案」には、二二項目の要求の中に「君主制廃止」が入っている。一九二二年頃にコミンテルンが「君主制廃止」と言うのは、当然一九一七年ロシア二月革命、一八年ドイツ革命の類推である。つまり、一九一七年のロシア革命では、二月のツァーリ追放を含む民主主義革命は、十月の社会主義革命、ボリシェヴィキの権力掌握へと急速に転化するさいの入り口となった。ドイツで言えば、君主制を廃止して民主主義革命が達成され、社会民主党も加わってワイマール憲法を作ったが、共産党が権力を掌握する社会主義革命にはいたらなかった。

そのころのコミンテルン風理解からすれば、「君主制廃止」というのは、ブルジョア民主主義革命のきっかけ、一番入り口のところにある。封建遺制である君主制を倒すと、その次に民主主義政体が現れ、そこでブルジョアジーに権力を委ねず、自分たちの社会主義権力を創出し、工場・企業・土地を没収して産業国有化・計画経済に向かわなければならない。つまり、コミンテルンのめざす世界共産主義革命にとって、君主のいる国などまだ「ブルジョア民主主義」以前である、自由平等普通選挙や労働組合活動の自由にとっても「君主制廃止」がまず必要だ、という考え方である（ただしコミンテルンは、発達した資本主義国であるイギリス革命については「君主制廃止」にこだわらなかった）。

だから、日本でもまず天皇制をなくせば、その後に普通選挙や言論・出版・集会・結社の自由も可能になる、という考えに立っていた。これがいわゆる第一革命・政治革命で、それに続く第二革命・社会革命によって社会主義になるという構想だった。

このように私は、一九二二年七月一五日本共産党創立説そのものを否定する。また、最初の綱領＝「二二年日本共産党綱領草案」と言われているものは、実はコミンテルン執行委員会内部で二三年にロシア語で書かれた、しかも当時の第一次日本共産党にはほとんど影響を与えなかったものだと分析している。

もっともその後、二〇〇七年四月に、神戸大学大学院博士課程院生の黒川伊織が、同志社大学人文科学研究所蔵の旧ソ連秘密文書の中から、一九二四年二月に佐野学、近藤栄蔵、高津正道らウラジオストックに逃亡していた日本共産党在外ビューローが関東大震災後に作ったと思われる長文の日本共産党草案（「一九二四年二月日本共産党綱領草案（ヴラジヴォストック）」の政治的社会的要求の第一に「君主制の廃止」が入っていることを確認している。この面での本格的な研究は、これからである。

研究史上では、私の説はまだ少数説・独自説で、日本の研究者のこれまでの論争の中では、日本共産党の公式党史、村田陽一、犬丸義一らの通説・多数説よりも、岩村登志夫や松尾尊允らの一九二一年に日本共産党成立を見る学説に近い。

### 「君主制廃止」を押しつけた「二七年テーゼ」

次は、「二七年テーゼ」である。こちらの方は、第一次共産党の解党の後、二六年の五色温泉の第三回党大会（この「第三回」というのも資料的には怪しい）で再建された福本イズムの影響を受けた党指導部がモスクワに召喚され、渡辺政之輔、鍋山貞親、徳田球一ら、それに福本和夫自身もソ連に行く。山川均は、召還されたが病気を理由に行かなかった。

モスクワでは、山川イズムも福本イズムも、どちらも批判され拒否される。当時福本和夫は日本のレーニンとかブハーリンとか言われていたが、当のブハーリン自身から、お前は本当にマルクス主義者かと言われて、シュンとなる。それで、これはもうブハーリン自身に作ってもらわなければならないということで、コミンテルン側に起草を依頼し作られたものが「二七年七月テーゼ」とよばれるものである。

これについても、旧ソ連秘密資料の中から、新しい資料がいっぱい出てきた。重要な役割を果たしたのは、ブハーリンというよりも、コミンテルンの日本共産党派遣代表カール・ヤンソンであった。私は、ロシア語資料は共同研究者の藤井一行さんに訳してもらっているが、一九二七年の六月一〇日、七月にテーゼが作られる直前に、「親愛なる同志ブハーリン、あなたが多くの諸問題で忙しいのは分かっていますが、われわれは日本共産党を代表して、日本問題に対する政治的テーゼを書いてくださるようお願いいたします」という嘆願書まで出てきた。片山潜以下九人の名前の中に黒木とあるから、黒木こと福本和夫自身も了解して、日本代表団全員で、同志ブハーリン、自分たちの党の綱領を書いて下さいと願い出て作られたのが「二七年テーゼ」である。

ここでも中心的な内容は「君主制廃止」、しかも大衆的前衛党として、非合法でも地下活動だけではなく正面からスローガンを掲げろとコミンテルンから指示された。それを忠実に守って、二八年の普通選挙法にもとづく初めての選挙の直前に、公然と党名を入れたビラを撒いて、再建日本共産党の存在が公けになり、二八年三・一五、二九年四・一六の大弾圧に連らなつた。

### 唯一日本語の三一年「政治テーゼ草案」

その次の一九三一年「政治テーゼ草案」は、戦前の綱領的テーゼの中で、唯一日本語で書かれたものである。ただしこれはすぐに誤りだということで、一年で「三二テーゼ」へと訂正される。

中身は、三〇年にソ連のクートベ（東洋勤労者共産主義大学）から日本に帰国し委員長になった風間丈吉が、ヤ・ヴォルクという当時のコミンテルン東洋部員の個人的見解を持ち帰って、それを記憶にもとづき再現して文章にした草案だとされている。

その特色は、一つは、それまでロシア語やドイツ語のテーゼの「モナーキー」をそのまま「君主制」と日本語にしていたものを、初めて党の公式文書で「天皇制」と訳したことである。「天皇制」という戦後日本の社会科学用語の起源は、この政治テーゼ草案である。

しかも、君主制は封建的・絶対主義的なものという「二七年テーゼ」までの考え方を改め、日本は東洋における最初のブルジョア革命を既に終わった国で、金融資本の独裁国家であるとした。従って天皇制は、支配階級のファシズム的な弾圧の道具であるという観点で、社会主義革命の目標になった。つまり、天皇制は絶対主義ではなくファシズムであると唱えた。

しかしこれは、三一年四月から『赤旗』紙上に発表され、獄中指導部や野呂栄太郎など党员学者を困惑させるが、ほぼ一年で「三二年テーゼ」がモスクワから送られてきて、戦略的に誤りであったと自己批判される。

### 「三二年テーゼ」の絶対主義的天皇制

「三二年テーゼ」では、絶対君主制論が中心になる。しかも「三二年テーゼ」は、しばしば封建理論といわれるように、資本主義は高度に発達したけれども半封建的な寄生地主的土地所有ががっちりとして出来上がっていて、その上に絶対主義的天皇制、つまり封建社会から資本制社会への移行期にある国家形態が存立しているという形で作られる。

ちょうどその時期、野呂栄太郎、山田盛太郎、平野義太郎らの『日本資本主義発達史講座』が岩波書店で刊行され、似たような論理構成で、明治維新と日本資本主義形成を論じる。『講座』第一巻の刊行と「三二年テーゼ」の発表が、ほぼ同時期だった。その相乗効果で、いわゆる労農派の、日本は既にブルジョアの発展を遂げていて次の革命は社会主義だという一段階革命論に対する、二段階革命論を根拠付けるものになった。これが、戦後日本のマルクス主義、歴史学研究会や土地制度史学会では圧倒的な影響力を持つようになる。

私が学界にデビューしたのが、この「三二年テーゼ」の批判的検討で、その頃から犬丸義一氏らと評価が異なっていた（『三二年テーゼ』の周辺と射程 - コミンテルンの中進国革命論『思想』第六九三・六九四号、一九八二年四・五月、『三二年テーゼ』と山本正美の周辺『山本正美裁判記録論文集』新泉社、一九九八年、解説）。

ただし、日本共産党で「三二年テーゼ」の考えを保持していたのは、三四年に日本共産党の中央指導部はスパイ査問致死事件で壊滅するので、志賀義雄、徳田球一、宮本顕治ら日本国内の獄中「非転向」組ということになる。なぜなら、三三年に佐野学・鍋山貞親以下三・一五事件等で捕まって獄中指導部の中枢にいた人々の大多数が、まさにこの「三二年テーゼ」的な天皇についての考え方と、日本共産党がコミンテルンを通じてソ連共産党の道具になっていることに反発して、「転向」の雪崩現象がおきていた。

ちなみに「三二年テーゼ」についても、今日ではロシア語の草案が幾つか見つかり、これは既に岩村登志夫氏がドイツで出ている『歴史的共産主義研究年報』という雑誌に英語で論文を発表して（Toshio Iwamura, The 1932 Theses of the Japanese Communist Party and the Koza-ha, in, Jahrbuch fur Historische Kommunismusforschung 1994, Berlin 1994）。

### 三六年「日本の共産主義者への手紙」は戦略転換

通説で取り上げられる最後の、一九三六年「日本の共産主義者への手紙」は、日本における反ファシズム統一戦線・人民戦線を提唱している。当時モスクワにいた岡野（野坂参三）、田中（山本懸蔵）の連名で出された。戦後日本の社会党・共産党の統一戦線を重視する人たち、あるいは端的に、戦後の野坂参三の役割を高く評価する人たちは、こっちを強調して、戦前の最高の到達点と言う。

ただし日本共産党の系譜では、「テーゼ」とか「綱領」とか名付けられていないため、綱領的・戦略的には「三二テーゼ」が正しく、ただ「天皇制打倒」をストレートに掲げて民衆の遅れた意識水準にマッチしていなかった戦術が修正されたものと説明される。治安維持法の「国体」条項にひっきり弾圧の口実とされたから、戦略は同じだが戦術を改めただけだという解釈が多い。

しかしこの時期、コミンテルンは、世界革命の戦略全体を再検討して「ソ連邦擁護」のために反ファシズム統一戦線・人民戦線を提唱するので、日本についても戦略的転換といえる。なによりも変革の担い手が、従来の労

働者・農民・都市貧民から、「都市小ブルジョアジー、勤労インテリゲンチヤ」を含む「全人口の九〇パーセントの勤労国民」まで広げられている。ただし、この手紙を受け止め実践すべき日本共産党中央委員会は、当時すでに壊滅していた。獄中指導部にも、政策転換の重大な意味は伝わらなかった。

この「日本の共産主義者への手紙」は、当時コミンテルン幹部会員としてアメリカから日本への仕事を担当していた野坂参三が、『国際通信』などアメリカで印刷した日本語文書を船員や郵送ルートで海外から日本へ持ち込んだ。日本における人民戦線として、「民主主義日本か軍部ファシスト独裁か」の選択肢を提起したのものとして知られているが、理論的には、「三二年テーゼ」に比して、あまり重視されることはない。

#### ソ連、中国、アメリカを通じて日本国憲法へ

しかし実は、三六年「手紙」は、日本共産党系の綱領的文書の中では、理論的にも実践的にも、一番その後の日本国憲法につながるものである。つまり、主敵はファシスト軍部で天皇制ではない、変革の担い手は国民多数派であるということを明確にした文献で、これは、戦後の日本共産党再建時に、中国延安から帰国した野坂参三が持ち込む「愛される共産党」の路線に連なる。なによりも、ソ連共産党も中国共産党も連合国軍の中の重要な政治勢力だったから、そこから占領改革に間接的影響力がある。

三六年「手紙」は、理論構成そのものが、「二二年綱領草案」から「三二年テーゼ」までのラインとは異なる。日本資本主義の見方としては、むしろ三一年「政治テーゼ草案」に近い。つまり、軍部ファシズム論に立っている。

当時のコミンテルン第七回決定によると、ファシズムというのは「金融資本の最も反動的・排外主義的・帝国主義的分子の公然たるテロル独裁」であった。従って「ファシスト軍部」の背後には、それを支える金融資本・財閥がいる。「天皇制ファシズム」は三井、三菱によって支えられているという考え方になる。

事実、この時期、一九三六年から太平洋戦争が始まる四一年までの『プラウダ』『イズベスチヤ』などソ連の新聞・雑誌、コミンテルン機関紙『インプレコール』の後継紙『レントシャウ』に出てくる日本分析は、三井、三菱を中心とした日本の金融資本がどう軍部と結びついているかという分析になる。封建的土地所有や君主制よりも、独占資本主義の方に目が向けられる。絶対主義論は、コミンテルン側の文献・資料では、「三二年テーゼ」の翌三三年以降は見られなくなる。ただし公式には、「三二年テーゼ」が否定されずに残る。

旧ソ連秘密文書からは、この戦略転換がはっきりわかる。これは藤井一行さんが見つけたものだが、たとえば三五年コミンテルン第七回大会での野坂参三の報告は、議事録として公開される際に、コミンテルン執行委員会の検閲を経ている。「君主制は日本人民を恥辱でおおった」という演説が、公表文で「日本帝国主義」に変えられ、西川（小林陽之助）演説では、「日本の君主制政府」が「日本の支配階級」という文章に変えられた。「天皇制打倒」を掲げることを、コミンテルンの側から禁止されたのである。

戦後の日本共産党は、主要には「三二年テーゼ」の戦略で、副次的な戦術として三六年「手紙」を採用する。しかし「戦術」と受けとめられたので、敗戦直後の山川均らとの統一戦線も、その後の社会党との統一戦線もあくまで共産党主導で、戦略的には天皇制打倒につながるものでなければならなかった。

そのうえ「手紙」の出された一九三六年は、ソ連の国内では、皮肉なことに「人民の敵」の告発によるスターリン粛清の本格的開始と並行し、当時ソ連に在住した日本人一〇〇人近くのほとんどが、「日本のスパイ」として銃殺、強制収容所送り、国外追放などの犠牲者となった。野坂参三だけが無傷で生き残り、「手紙」に名を連ねた山本懸蔵も銃殺された。

この意味では、ソ連の国益にもとづく世界戦略に沿った、スターリン主義の枠内での対日戦略転換であった。かつてはコミンテルン第七回世界大会の統一戦線論がもてはやされ、日本でも社会運動史・思想史研究の一つの基準とされたが、ソ連が崩壊した今日では、書記長ディミトロフもイタリア共産党のトリアッティも、在ソ外国人共産主義者粛清に手を貸した責任を問われ、歴史的に断罪されている。

#### 4 もうひとつの社会変革構想- - 社会民主党宣言から「三二年テーゼ」へ

##### 資本主義と国家の具体的分析の欠如、抽象的政治スローガン

第二の視角、これらが実際の日本の変革にどういった影響を与えたかを、次ぎに考えてみよう。

いずれのコミンテルンのテーゼも、日本支部＝日本共産党にとっては、金科玉条だった。民主集中制の鉄の規律のもとでは、無条件に実行しなければならない。だから三一年「政治テーゼ草案」のような新方針が出ると、党内は混乱する。戦後なら、一九五〇年のコミンフォルム批判がそうだった。

これらを実質的に作成したコミンテルン東洋部は、「三二年テーゼ」時点でも、せいぜい常勤五人位だった。それも、ミフ部長以下中国革命が主要な担当で、日本の専門家というのは、強いていえば、プロフィンテルン（赤色労働組合）を主担当にするカール・ヤンソン位だった。



だから資本主義分析は、おおざっぱだった。日本の経済統計や景気変動・労働市場等を本格的に分析した形跡はなく、農業における土地所有と工業における重化学工業の発展程度を、生産様式の結合具合、経済的社会構成体として見て、「軍事的・封建的帝国主義」といった『レーニン全集』の記述にあてはめるスタイルが主流だった。ロシア革命の一九〇五年、一九一七年二月、一〇月のどの段階に相当するかが、戦略設定の基準だった。

国家権力の分析も、例えば大日本帝国憲法は「紙の上だけ」のものとしてされたので、具体的運用の詳しい分析はなく、もっぱら絶対主義とかファシズムとかボナパルティズムといった、史的唯物論の国家本質論・形態論のどれに相当するかを論じるものだった。それを具体的な日本社会の政治変革につなげるには、あまりに抽象的で、たとえば「大土地所有の廃止」といっても筋道のつかめない、産業構造のどういう部分がどうなっているからこういう風に変革するといった構想・対案をだし得ないものだった。

しかも、天皇制を「似非立憲主義」と経済的基礎だけで還元主義的に論じ、例えば美濃部達吉の天皇機関説などはスキップして、とにかく転覆せよという。大正から昭和初期は、社会変容・文化面で面白い時代だが、それは「上部構造」だからとして、「土台」の経済分析に対して二義的なものとされ、まともに分析もされない。だから、なぜ人々は天皇を受け入れているのかも、もっぱら教育勅語や徴兵制による思想統制・強制と理解される。要するに、民衆はだまされているから、マルクス主義の真理を教えれば目覚めるという姿勢であった。

これは、アメリカの「四二年テーゼ」が、膨大な統計資料や地図・写真・映画を集めて日本の国力を分析し、日本の経済構造・政治構造だけではなく生活様式や「国民性」、大衆文化まで考察して戦後を設計し構想する実証的視角とは、対照的である。

しかしコミンテルン・テーゼは、当時の коммуニスト、マルキストの人々に、世界最高のマルクス・レーニン主義理論にもとづく分析、「科学的真理」として受容された。

もうひとつの受け皿は、日本の社会科学である。これは、一九三〇年頃の『インプレコール』に、コミンテルン最高の経済学者オイゲン・ヴァルガが、日本では労働者、農民の中にマルクス主義はほとんど影響力を持っていない、しかしなぜか『マルクス・エンゲルス全集』が世界に先駆けて翻訳された、労働者階級ではなく「小ブル知識人」の中のみ影響力を持っていると、皮肉に注記している。

要するに、頭でっかちなマルクス主義とコミンテルン・テーゼが影響力を持ったけれども、実際の運動の中では、むしろ労働組合など大衆組織にまで「天皇制打倒」というスローガンをそのまま持ち込み、弾圧を呼び込むようになっていた。

### 一九三六年の主敵は天皇制ではなく軍部ファシスト

政局との関係では、「二二年綱領草案」から「三二年テーゼ」までは、基本的に地下の非合法共産党員の活動の信念を支えるだけのもので、天皇制権力の弾圧の対象にはなるが、大きな政治的力にはならない。

三六年「手紙」だけは、共産党が主導権を取らなければならないけれども、現実には日本から軍部ファシスト独裁をなくすためには、社会大衆党や民政党の一部までも味方に引きつけなければならないと、具体的政治レベルの方針を出していた。

実際一九三六年二月の総選挙は、二・二六事件の直前で、無産政党が躍進し、坂野潤治の言い方を借りれば「昭和史の決定的瞬間」だった。もしもそこで「日本版人民戦線内閣」ができていれば、その後の戦争の道はなかったかもしれないと言われる局面である。

モスクワの方も、それと似た見方をされていて、軍部ファシストに対抗するには、社会大衆党、民政党の一部を含む統一戦線を作らなくてははいけなかった。ところが肝心の共産党は壊滅し、反ファシズム統一戦線・人民戦線への戦略転換の受け皿がない。当時アメリカにいた野坂参三は、アメリカの労働組合を通じて加藤勘十を秘かによびよせ、秘かに高谷覚蔵、小林陽之助、伊藤利三郎らを日本に送り込むが、ことごとく捕まってしまう。

小林陽之助が、ねずまさし・大岩誠を通じて、当時フランス、スペインの人民戦線政府を日本に紹介していた中井正一、新村猛、真下信一、久野収ら京都の『世界文化』『土曜日』同人グループと接触するが、これも「コミンテルンの密使」と繋がったと言うことで大弾圧を受け、一網打尽になる。実際の政治的影響力は持ち得なかった。日本に派遣されたソ連赤軍の諜報員リヒアルト・ゾルゲは、そうした共産党の壊滅をクールに報告していた。

### 一九〇一年「社会民主党宣言」の三大原理と民衆の要求

そこで逆に、ある程度は日本国憲法につながる流れの方を、見てみよう。

ひとつは、日本社会主義の出発点であった、一九〇一年の社会民主党宣言である。これは山泉報告で紹介されたので省略するが、ポイントは、「社会主義、民主主義、平和主義」の三原理、それに八つの最大限綱領、二八の最小限綱領である。

これは、ドイツ社会民主党のエルフルト綱領の影響と思われるが、エルフルト綱領で言う最小限綱領の二八の要求部分は、鉄道公有や義務教育で、まさに二〇世紀の日本で実現するものだった。マルクス＝エンゲルス『共

産党宣言』の一番後ろに出ている一〇項目要求と同じで、本当はこうした現実的要求・政策こそ、政党にとっては一番重要な民衆との接点、今風に言えば、政党のマニフェストだった。

最大限綱領の第二の「万国の平和を為すためには、先ず軍備を全廃すること」が、日本国憲法第九条の受け皿になる。経済的要求の多くは、二〇世紀の中で実現される。労働局を設置して労働について調査させるとか、八時間労働制といった具体的要求は、ほぼ実現されていく。

最大限綱領の第一に「人種の差別政治の異同に拘はらず、人間は皆同胞たりとの主義を拡張すること」とあり、日本の社会主義の出発点はこの考え方だったというのは、私は重要だと思う。山泉報告は社会民主党を「外来土着」と評したが、土着の社会主義の素朴な願いはこの辺にあったという歴史的现实から出発するしかない。

コミンテルンの「二二年綱領草案」から「三六年手紙」までは、ほとんど全部モスクワで作られた。日本語で書かれた唯一の三一年「政治テーゼ草案」も、風間丈吉がモスクワでの記憶にもとづいて日本語にしたものである。ほとんど「外来」のソ連製だった。

それらに比べれば、一九〇一年の「社会民主党宣言」こそ、アメリカのキリスト教社会主義やドイツの社会民主党の影響を受けたものの、それを主体的に組み替えた土着の社会主義だった。このラインがどういうふうを受け継がれていったのかを見るのが、日本の社会主義百年にあたって重要であろう。

### 二二年九月日本共産党「創立綱領」と荒畑寒村「総務幹事」

その観点で見ると、一九二二年九月の「日本共産党綱領」は、その理論的水準や学術的体裁はともあれ、きわめて重要である。『大原社会問題研究所雑誌』第四八一号に私が訳出した英語原文のほかに、旧ソ連秘密資料の中にあつた一九二六年の日本語訳を見つけたので、これを見ていただきたい。

英文原文には、一九二二年九月と明記されている。日本共産党の言う党創立記念日七月一五日ではないことが、一つのポイントである。

オリジナルも英文で書かれた綱領で、プログラム・オブ・ザ・コミュニスト・パーティー・ジャパン（日本共産党綱領）とあって、一番最後に「ジェネラル・セクレタリー」アオキ・クメキチ、「インターナショナル・セクレタリー」サカタニ・ゴローという英語のサインがある。論証は『大原社会問題研究所雑誌』で詳しくかいたので省略するが、アオキ＝荒畑寒村、サカタニ＝堺利彦である。真ん中に押印があり、日本共産党執行委員会とある。この判が押された文書は、モスクワの公文書館には他にも幾つかあり、正式の党印であることが分かる。

一九二二年の九月何日かは分からないが、日本共産党は、英語で綱領を作り、正式の党印まで押して、その綱領をモスクワに届けて、承認を求めた。そのときの委員長に当たる「ジェネラル・セクレタリー」は、日本語の規約上は「総務幹事」である。

これは、『日本共産党の七十年』までは、初代委員長が堺利彦ということになっていた。しかし史実としては、初代の「ジェネラル・セクレタリー＝総務幹事」は「アオキ」こと荒畑寒村で、堺利彦は「インターナショナル・セクレタリー＝国際幹事」になり、次の二三年二月の市川党大会で「サカタニ」つまり堺利彦が「総務幹事」に選ばれる。

### 一九二六年党文書綴り中の「二二年テーゼ」日本語文

綱領の中身は英語原文の方が詳しいが、二六年の日本語訳も役に立つ。この英語の創立綱領は、今まで全く日本で紹介されたことはなかったが、モスクワでは実際に日本共産党の綱領として扱われ、検討されたことを示す日本語の歴史的資料がある。

一九二六年のコミンテルンの日本共産党関係文書綴りの中に入っていたものを、私が見つけた。短いので、全文を紹介しよう。日本語訳には伏せ字の空白部分があるが、英語原文から訳して[ ]に入れておく。英文からの正確な訳文は、『大原社会問題研究所雑誌』第四八一号に、私が訳出してある。

#### 綱 領

[日本共産党]は国際[共産党]の一部として、官憲に対し秘密に存在し[ているプロレタリア党である]。  
[日本共産党]は[ソビエト権力を基礎にした労働独裁を樹立して]資本主義制度を廃絶し、共産社会を建設する目的を以て、左の綱領を定む。

#### 一 経 済

日本は極東に於ける最大の資本国である。殊に其の世界大戦中に於ける特殊の地位は急激なる資本制度の発達を来し、最も横暴無類なる搾取を実現してゐる。

日本共産党は、此の絶大なる搾取力の下に苦悩する労働者、農民、及び其の他の下層民衆を組織し、訓練し、

統一して、[政治権力と]生産交通の機関をプロレタリアの手に掌握し、社会主義的にそれを経営する事を期する。

## 二 労働問題

日本の労働運動はまだ極めて幼稚である。政府の苛酷野蛮なる圧迫の下に、労働組合は甚だ不完全なる発達を為しつつある。けれども自覚した労働者の革命的要求は頗る強烈である。組合運動に加入しない一般多数の労働者の中にも、本能的の反逆心は盛んに燃えてゐる。

[日本共産党]はこれらの反逆心と革命的要求とに対し理想を與へ、方針を示し、戦術を援け、組織を教へる事を任務とする。

既成の労働組合に対しては、深く其の内部に食い入って其の急進化に努め、無組織の労働者に対しては有らゆる接触方法を以て其の団結に努め、常に共同戦線の趣旨方針を以て資本家階級に対抗し、階級戦の一戦毎に於て共産党の実質を増大し、遂に絶大なるプロレタリアの前衛となる事を期する。

アナキスト若しくはサンジカリストの思想が日本の進歩した労働者の間には、謂ゆる小児病の現象として、可なりに深く浸みこんでゐる。彼等は或は中央集権に反対し、或は共同戦線に反対し、或は労働独裁に反対し、或は政治運動に反対し、徒に空漠なる無政府の理想にあこがれてゐる。[日本共産党]は是等の夢想家に対し、断乎たる決意を以て、然し乍ら又有ゆる寛大と忍耐とを以て対応し、漸次に労働者間に於ける其の偏見を除かしめ、我々の實際的な理想と戦術とに転向させる事に努めねばならぬ。

## 三 農民問題

工業の急激なる発達は、亦た農村の急激なる衰頹を来してゐる。自作農は高率を以て年々小作に陥り、土地の集中は顕著なる現象を呈してゐる。

近来、農村に於ける小作争議は頻りに頻発し、小作組合は到る処に組織されてゐる。多くの地主は小作人から土地を返還されて困つてゐる。彼等は土地を売らうとするが買手がない。それで彼等は機械の応用、賃金労働の雇用、或はごまかしの組合組織等を計画してゐるが、いずれも成功しない。

[日本共産党]は、これらの情勢に適応して、全国の農村に宣伝を行ひ、広く革命的精神を鼓舞し、共産的理想を理解せしめ、多数農民をして堅く都市の労働者と提携し結合せしめる事に努める。

## 四 政治

我国の政党は既に明白な資本家党になつてゐる。然し封建制度の余力が猶ほ官僚軍閥として残存してゐる。現在の政治は其の二勢力の妥協である。議会制度は極めて保守的で、まだ普通選挙すら行はれて居ない。要するにデモクラシーはまだ日本に於て甚だ幼稚である。

[日本共産党]は、議会制度が社会革命の妨害物であり、保守勢力の最後の城壁である事を確信する。然しデモクラシーを出来得るだけ徹底させる事はプロレタリア運動の爲に有利である。故に我々はプロレタリアの新しき政治運動を以て、デモクラシーの徹底を促進する。

然しながら我々の政治運動は、全然新しきプロレタリアの政治機関を建設する事を究極の目的とする。故に我々はデモクラシーの徹底を促進すると同時に、極力デモクラシーの偽善を暴露させ、議会制度の有害なる真相を摘発する。そして結局、ソビエットの組織に依り、プロレタリア独裁の政治を興し、資本独裁の旧政治を廃絶する事を期する。

## 五 軍国主義問題

東洋のドイツと称された日本帝国は、其の軍閥の優勢を以て世界に知られてゐる。日本の軍閥は其の優勢の力を以てアメリカとすら開戦しようとしてゐる。彼等が資本制度を撤廃する[ものではなく、貪欲に市場を切望するブルジョア資本家の自然な同盟者である]。

日本軍閥の精神は其の愛国情に在る。国民教育及び軍隊制度に於て極力鼓吹する愛国情は今だに多数国民の心を奪ひ、其の目をふさぎ、其の耳をつぶして[ある。軍閥が資本家を]擁護するといふ真[の]目的は、まだ多数国民に看取されて居らぬ。[日本共産党]は此の愛国の迷信を醒まし、軍閥精神の根本を破壊し、遂に軍隊全部の崩壊を計らねばならぬ。

## 六 朝鮮支那問題

[日本共産党]は云ふ迄もなく侵略主義に反対する。支那に対する干渉、満州蒙古に於ける勢力範囲、台湾の併合、悉く我々の反対する所である。

殊に朝鮮の併合は最大の害悪である。故に我々は朝鮮人の独立運動を援助する。

極東に於ける三大民族、支那、朝鮮、日本は、経済上及び政治上に於ける其の密接の関係からして、是非とも相携へて革命の道を歩まねばならぬ。故に吾々はプロレタリアの世界的団結の中に於て、殊に右三民族中のプロレタリアの団結を重要視するものである。

以上が、日本[共産党]の大体の綱領である。我々は国際共産党の一部として、其の指導と援助との下に、常に此の綱領に依って努力し活動するのである。

### 「共同戦線」をめざした大同団結の綱領

これは、日本資本主義分析としてみれば、あまり面白いものではない。その後の講座派と労農派との論争などに比べれば、理論的にはつまらない、凡庸なものだ。

「労働運動」のところでは、アナーキストやサンジカリストの思想が日本では強いので、彼らを「転向させる」ことが重要であるといっている。この頃「転向」という言葉は、三〇年代の特高用語とは違って、共産党側でもむしろ肯定的な意味で使われていた。

「政治」では、普通選挙すらまだ行われていないからデモクラシーが必要だという。議会制度には反対するが、デモクラシーの徹底は必要だから、議会制度の有害なる真相を摘発しながら加わっていく。これも、当時の公式的な考え方である。

そして「軍国主義問題」では、日本は「東洋のドイツ」と称され、国民教育および軍隊制度を通じて軍閥精神が貫かれているという。天皇制への特別の関心はない。

最後に「朝鮮支那問題」。日本共産党は「侵略主義に反対する」「朝鮮人の独立運動を援助する」「極東における三大民族、支那、朝鮮、日本の連帯」をうたいあげている。

およそ中身はこんな内容で、英語の正文はもう少し詳しいが、基本的には同じである。先に見たブハーリン「二二年綱領草案」とか「二七年テーゼ」に較べると、あまり理論的に厳密でない。社会民主党宣言や平民社の流れを、色濃く受け継いでいる。それが、日本共産党と名乗ったグループの綱領だった。起草者は、サインのある荒畑寒村でも堺利彦でもなく、おそらく山川均であろうと思うが、理論的にはあっさりした綱領にみえる。

しかし私は、その点こそ重要だと思う。それまで直接行動か議会政策か、アナーキズムかボルシェヴィズムかと論争し対立してきた日本の社会主義者たちが、ロシア革命に連帯して、ともかく大同団結しよう、日本にも社会主義の党をつくらうという時に、さまざまな意見の最大公約数をつくり、できるだけ単純にまとめたらこんな風になったと考えると、合点がいく。

つまり、山川均のいう「共同戦線党」の綱領である。だから天皇制をどうするかは入っていないし、それが絶対主義かファシズムかなどと論じる必要もない。それでモスクワでは批判され、正式の綱領とは認められなかったのだらうと思われる。

実は、モスクワにあったこの日本語の文章には、誰かが加えたと思われる日本語の書き込みが、何か所がある。コミンテルンで何が問題になったかだけを紹介する。

一つは、議会制度云々のところで「封建制度に対する意見」がないと、クエッションマークが付いている。この一九二六年の訳文は、「二七年テーゼ」の策定準備資料中のものなので、天皇制が入っていないことを問題にしているようである。

もう一つ書き込みがあったのは、「ソヴィエト組織でプロレタリア独裁の政治を興し、資本独裁の旧政治を廃絶する」と書いているところに、「ブルジョア革命が行われるか行われぬか不明」とコメントがついている。要するに、ロシア革命の一九〇五年段階なのか、一七年二月段階か、十月社会主義革命の段階かと問いかけている。つまり、当時のコミンテルン側のいわゆる二段階革命論の規格に合わないというわけである。

「朝鮮人の独立運動を援助」というところにも、線が引いてある。おそらく「援助」が「指導」の意味に近く、なぜ帝国主義本国日本の共産党が植民地朝鮮の運動を「援助」するのか、対等の「連帯」でなければおかしい、という意味であろう。

### 世界的には最もセクト的な時代の「二二年テーゼ」

以上が、一九二二年九月の日本共産党創立綱領である。私が法政大学『大原社会問題研究所雑誌』第四八一号に訳出し、犬丸義一も、これについては本物と認めている。

ただし『日本共産党の八十年』がその後に出たが、日本共産党自身はまだ認めていない。ところが不思議なことに、二〇〇三年に出た『日本共産党の八十年』では、『七十年史』まで初代委員長堺利彦と書いていたのが削られて、「荒畑寒村、堺利彦、山川均らが最初の執行部をつくりました」という書き方に変わっている。私の説を史実として認めるなら、創立綱領そのものを旧来の「正史」と変えなければいけないのに、そこはネグレクトして二二年七月一五日創立説と「二二年綱領草案」を相変わらず踏襲している。

しかしモスクワ製の「二二年綱領草案」ではなく、この荒畑・堺・山川の「二二年テーゼ」こそが、「外来」ではない、日本共産党が本来誇るべき自主独立の創立綱領だった。それが、二三年の一斉検挙と関東大震災でいったん解散する。いわゆる第一次共産党である。

その後二六年に、コミンテルン日本派遣駐在員としてソ連大使館に來日したカール・ヤンソンの働きかけと「分離結合論」の福本イズムによって、日本共産党は再建される。その福本イズムに基づく再建の時に、堺利彦、荒畑寒村、山川均ら第一次共産党を組織した指導者たちは、福本イズムの観念性とモスクワからの圧力・介入を嫌って、第二次共産党指導部に入らなかった。それがいわゆる労農派になる。

したがって、一九〇一年の社会民主党宣言の考え方は、堺、荒畑、山川の第一次共産党、そして労農派、その後は戦後の日本社会党に流れる。ただし山川の後継者の向坂逸郎になると、これはむしろソ連マルクス主義に近い教条主義で、硬直した形になる。

先に紹介したコミンテルンの綱領的戦略・テーゼの流れは、「二七年テーゼ」のところで、第一次共産党と断絶する。基本的には、二六年末五色温泉で再建された福本イズムに影響された共産党（第二次共産党）で、それが渡辺政之輔、鍋山貞親、佐野学、市川正一、徳田球一らによって受け継がれ、三・一五、四・一六事件で指導者のほとんどが獄中に繋がる。その流れが「三二年テーゼ」を受容し、まともな大衆の実践もないまま、戦後まで凍結される。

私が三〇年ほど前に、世界政党としてのコミンテルン研究を始めた頃、素朴に感じた疑問があった。世界各国の共産党史を調べていくと、ヨーロッパの多くの国やアメリカの党、中国やインドシナの共産党でも、だいたい最盛期は反ファシズムの三〇年代後半だった。「三二年テーゼ」の頃は、コミンテルン第七回大会で自己批判される、悪名高い「社会ファシズム論」とか「階級対階級」戦術、「左翼社会民主主義主要打撃論」が支配的な、最もセクト的な時期である（加藤『コミンテルンの世界像』青木書店、一九九一年）。

そのセクト主義は、「三二年テーゼ」にも濃厚なのに、それがなぜか日本では、戦後にまで最高の理論として継承される。

つまり、「三二年テーゼ」を受容した第二次共産党とは、世界共産党史のなかでは恥部にあたる時期に日本に存在した左翼主義の党であり、だからこそ、佐野・鍋山のような指導部頂点からの「転向」を産み、宮本・袴田のスパイ査問致死事件で自滅していく。

## 5 情報戦による日本国憲法への回路ー ソ連三六年「手紙」と米国「四二年テーゼ」

### 野坂参三、アメリカ共産党、中国共産党の戦後日本構想

もうひとつ、モスクワに亡命した野坂参三らの三六年「日本の共産主義者への手紙」に代表される、日本共産党壊滅後もソ連、コミンテルンに直結した流れがあった。それらが、戦後一九四五年の敗戦で合流し、戦後日本共産党＝第三次共産党が再建される。

この三〇年代後半から戦時中の共産主義の流れは、国内共産党よりも、アメリカ共産党日本人部、中国共産党日本人部と関係する。野坂参三は、一九三四―三八年はアメリカで、四〇年以降は中国で活動する。

当時のアメリカ共産党は、ブラウダー書記長のもとで、民主党ルーズベルト大統領と融和的な政策を採り、最後は四五年にスターリンから「修正主義」と切り捨てられるが、スペイン人民戦線への国際義勇軍派遣で世界的に貢献し、第二次世界大戦が始まると、連合軍へ積極的に協力する路線をとる。

これは、コミンテルン第七回大会の反ファシズム統一戦線・人民戦線の延長上にあり、野坂参三もアメリカ共産党日本人部も、これに従う。だから、三五年以降の旧ソ連秘密文書中の日本語文書は、ほとんどアメリカからの日本人共産主義者の報告書や印刷物になる。

「日本の社会主義」という場合、日本国内の社会主義なのか、日本人社会主義者の抱いた思想や実践的運動なのか、問題になる。後者なら、アメリカ共産党日本人部は、三〇年代後半以降も活動し、戦時中には、ジョー小出や藤井周而らすぐれた指導者が、対日戦争・日本民主化構想立案で、重要な役割を果たす。二〇世紀日本の社会主義を語るには、アメリカ、ドイツ、中国などでの日本人社会主義者の活動まで、視野を広げる必要がある。

中国の抗日統一戦線の中にいる日本人は、野坂だけではなかった。国民党重慶政府のもとで、鹿地亘や青山和夫（黒田善治）も活躍していた。満鉄調査部にも、中西功、石堂清倫らがいた。

一九四四年夏以降、重慶の鹿地と延安の野坂は、アメリカ軍・情報機関の軍事視察団「ディキシイ・ミッション」にインタビューを受けた。野坂参三は、一九四〇年に周恩来と一緒にモスクワから中国に入り、中国のいわゆる八路軍解放区、延安を根拠地とした中国共産党の影響力ある地域にいた。

このミッションの記録が、アメリカ国立公文書館にある。「延安レポート」という有名なもので、この中にアメリカ国務省ジョン・エマーソンらによる野坂へのインタビューが数通入っている。蒋介石の国民党重慶政府のもとで抗日国共合作の中にいる鹿地亘もインタビューを受け、野坂は有名な天皇制棚上げ論、支配機構としての天

皇制と天皇の半宗教的性格を区別して「天皇制打倒」を掲げない戦後日本構想を、エマーソンらに積極的に話す（山本武利編訳『延安レポート』岩波書店、二〇〇六年、山極潔『米戦時情報局の「延安報告」と日本人民解放同盟』大月書店、二〇〇五年、菊池一隆『日本人反戦兵士と日中戦争』御茶の水書房、二〇〇三年、参照）。

これらは、アメリカでもそれなりに重視され、エマーソンの野坂・鹿地に大山郁夫、河上清らが米日本人を加えた亡命日本人民政府構想にもつながる。ただし首班に擬された大山郁夫の反対で、実現しなかった。原秀成の日本国憲法制定史研究では、特に「貴族院・枢密院の廃止」では、野坂＝エマーソン・ルートの果たした役割が大きかったという。

#### 「四二年テーゼ」の象徴天皇利用説、日本改造計画

こういうさまざまな流れが、最終的にどう日本国憲法にどうつながったかという、最後の話に入ろう。

二〇〇一年によりやく全面解禁された、アメリカ戦略情報局（OSS）の秘密文書中から私が見つけたのが、「四二年テーゼ」である。一部は新聞発表の後、『世界』二〇〇四年一二月号に「一九四二年六月の米国『日本プラン』と象徴天皇制」として発表し、インターネットのホームページにも入れてある。それをもとに『象徴天皇制の起源』という平凡社新書を書き下ろしたので、詳しくはそれを参照していただきたい。

その「日本計画」準備文書を作成した戦略情報局（OSS）調査分析部（RA）の特徴は、その後継組織である冷戦時代の戦後CIAとは異なり、「反ファシズム・反日本軍国主義」の力を結集した連合国側の情報機関だったことである。「四二年テーゼ」は、そのOSS文書の中に入っていた、四二年四月段階での戦後日本の改造計画である。

当時のOSSには、アメリカ中の大学の最も優れた社会科学・人文科学の研究者が、最高時二千人も組織されていた。反ファシズムの熱意を持って、リベラル派のニューディーラーはもとより、左派の人々も積極的に協力していた。近代化論のロストウや社会システム論のシルズ＝パーソンズらもいたが、経済分析には、後にノーベル経済学賞を受賞するレオンチェフや、戦後アメリカ・マルクス主義を代表するスウィージーとバランも入っていた。ルース・ベネディクト『菊と刀』に連なる人類学者・心理学者も動員に応じた。

対独戦略策定で重要な役割を果たし、戦後ドイツの再建を設計したのは、名著『ビヒモス』のフランツ・ノイマンと、六八年学生運動の教祖となるヘルベルト・マルクーゼ、つまりフランクフルト学派左派の人たちだった。

ちょうど原爆開発のマンハッタン計画に亡命ユダヤ人の自然科学者・物理学者が協力したように、アメリカでは、リベラルな社会科学者や歴史学者・人類学者・心理学者も、反ナチ・反軍国日本の信念にもとづき、進んで反ファシズム戦争に協力した。アメリカ共産党も、もちろん全面的に協力していた。

「三二年テーゼ」を作ったコミンテルン東洋部は、せいぜい五人くらいで、部長のミフは中国革命の専門家だったが、アメリカの「四二年テーゼ」を作ったOSSの調査分析部極東課は、最高時百人ぐらいいで、中国・日本・朝鮮・東南アジアの問題を実証的に研究し、分析していた。日本担当だけで三〇人ほどが、経済・政治・社会・文化・地理等々と分業し、総合的・学際的に研究していた。

たとえば、戦後のGHQで財閥解体を担当し独禁法を作ったエレノア・ハドレーという女性経済学者は、造船業を担当するOSSの日本アナリストだった。その財閥解体があまりにラディカルだったために、ウィロビーの告発とマッカーシズムの中で帰国後「非米活動」とされ、一七年間も公職に就けなかったことを、最近邦訳の出した回想に書いている。戦後日本の労働改革の立役者セオドア・コーエンも、OSSの同僚だった（ハドレー『財閥解体 GHQエコノミストの回想』東洋経済新報社、二〇〇四年）。

そういうふうに、日本資本主義なら領域・産業部門別に専門家を配置し、日本の国家構造については憲法学・行政学・政治学から歴史学者・人類学者・心理学者まで集まって、連合軍が勝利した後の地域別世界戦略を組織的に策定し、その中に、一九四二年以降「日本計画」も幾度も作られ書き直されていった。

#### 日本の民主革命の大枠を方向付けた「四二年テーゼ」

その「日本計画」の準備段階で作られたのが、ここで紹介する「四二年テーゼ」である。

結論的に言えば、戦後日本の民主化をスムーズに進めるために、第一に、天皇を軍部と対立させ「象徴」として残し、戦争勝利のためにも、戦後の日本改造のためにも、アメリカが積極的に天皇制を利用するという方向が、開戦当初から明確に出ていた。

第二に、「二度と日本が戦争をおこさない」ようにするため、「真の代表政府をつくる」ことが、戦略目標として出てくる。アメリカ風「自由と民主主義」の移植である。

そのうえで、第三に、戦後日本の「繁栄と自由」を保証するかたちになる。

つまり、立憲君主制民主主義と自由主義的資本主義再建を、開戦後四か月で、対日戦略にしていた。こうした戦略のためには、天皇のみならず、日本の「急進派」「共和派」や、左翼運動経験者、海外生活体験者、もちろん労働運動も朝鮮人の反乱も奨励し動員する、というものだった。

その戦略を導く日本社会分析は、マルクス主義をも採り入れた、階級・階層分析だった。毛沢東『矛盾論』の発想とよく似ていて、軍部を孤立させるために、人民内部の矛盾をことごとく利用しようとする。

第一に、極端な軍国主義者対ビッグ・ビジネス、第二に、極端な軍国主義者対宮廷グループ、第三に、陸軍対海軍、第四に、陸軍内部の派閥、第五に、労働者対雇用者、第六に、小作人対地主、第七に、官僚制対人民、第八に、遠征軍の兵士と国内に留まっている安全な男たちという「八大矛盾」を抽出し、その亀裂を大きくすることで戦争に勝利する戦略を立てている。

コミンテルンの三六年「手紙」とも似ているが、なまじ「金融資本のテロル独裁」といったファシズムの定義や所有論レベルの階級関係・階級闘争にこだわらないだけ、実践的である。階級よりも階層的・社会的・民族的政治集団、グループわけを重視する。

たとえば軍部に近い鮎川義介の日産財閥は「敵」だが、三井や三菱の幹部でも軍部と離れるなら助けて利用する、という構えである。無論、日本の「共和派」や、朝鮮人、アメリカ西海岸の日系人をも積極的に利用すると書かれている。

### 象徴天皇制はあくまで傀儡としての利用対象

「天皇を平和の象徴として利用する」と四二年六月「日本計画」は明記するが、それは別に、昭和天皇を平和主義者と認め天皇が尊敬できるから残すと言うことではなかった。連合軍の犠牲を少なくするため天皇と軍部を切り離す、大日本帝国憲法では天皇にだけ憲法改正の発議権があるから、日本の国家体制を日本民衆自身の意志の表明として民主主義的な体裁で平和的に変えるには、天皇を連合側につけるのが一番だ、という理解だった。

逆にいえば、国民から遊離した社会主義者や「天皇制打倒」を掲げ孤立した共産主義者に任せては、日本の大変革＝革命はできない、まずはトップを自分達の思うようにして、アメリカがリモートコントロールする手法である。この頃の若きエドウィン・ライシャワー（ハーバード大学教授、戦後の駐日アメリカ大使）は、天皇を「傀儡」として残し利用すると、露骨に明言している。ちょうどソ連が、軍事占領下で東欧諸国に、モスクワに亡命していたディミトロフ、ピークら共産党指導者を送り込み、スターリン型社会主義を設計し実現したように、アメリカは、日本の占領を、彼らの設計した「民主革命」の実験場にした。

こうした米国「四二年テーゼ」型の戦略が、戦後の占領改革と日本国憲法の大枠を規定した。そのために、アメリカ共産党や野坂参三の考えも部分的には参照された。ソ連政府も、中国国共合作中の蒋介石も毛沢東も、その方向を承知していた。そして、実際、彼等のシミュレーション通りに、日本の「民主主義革命」が進められ、「天皇制民主主義」が誕生する。

詳しくは、『象徴天皇制の起源 アメリカの心理戦「日本計画」』（平凡社新書、二〇〇五年）をお読みいただきたい。なお、本報告の学術版は、「体制変革と情報戦——社会民主党宣言から象徴天皇制まで」として、岩波講座『「帝国」日本の学知』第四巻『メディアのなかの「帝国」』（岩波書店、二〇〇六年）に詳しく述べたので、併せて参照していただきたい。

## 六 「党創立記念日」の神話学

### 1 日本共産党「創立記念日」の神話化

二〇世紀の日本で、体制変革の中核にあったとされるのは、日本共産党である。戦前日本共産党の体制変革構想は、そのマルクス主義的「天皇制」分析と「国際主義」の標榜によって、日本の社会科学にも大きな影響を与えた。

典型的には、コミンテルンの「三二年テーゼ」と岩波書店刊『日本資本主義発達史講座』の時期的・内容的な「偶然の一致」である。これについては、筆者も、かつて論じたことがある（加藤『『三二年テーゼ』の周辺と射程』『思想』一九八二年四・五月、加藤『『三二年テーゼ』と山本正美の周辺』『山本正美裁判記録論文集』「解説」新泉社、一九九八年）。

これまでの通説的研究では、日本の共産党は、レーニンとボルシェヴィキのロシア革命に直接の影響を受け、一九二二年七月一五日にコミンテルン＝世界共産党（共産主義インターナショナル、一九一九-四三年）日本支部として結成され、以来、一貫して天皇制打倒・侵略戦争反対を掲げたものとされてきた。

ここで通説的研究とするのは、今日でも存在する日本共産党の「正史」、『日本共産党の五十年』『六十年』『七十年』『八十年』であり、それを「史実」として裏付けようと学術的に論じてきた故村田陽一、犬丸義一らの研究を指す。本章の主題との関わりでは、犬丸義一『日本共産党の創立』（青木書店、一九八二年）、犬丸義一『第一次共産党史の研究』（青木書店、一九九三年）が代表的である。

しかし、ソ連邦崩壊後の史資料の公開・発掘によって、これまでとは違った、さまざまな様相が現れてきた。

例えばモスクワの旧ソ連共産党文書館（現ロシア国立社会政治史文書館＝ルガスピ）所蔵のコミンテルンの日本関係文書では、初期の日本共産党関係資料の圧倒的部分は、アメリカからの報告や英語での日本分析である（ルガスピ文書については、島田顕「モスクワのコミンテルン資料」『大原社会問題研究所雑誌』第五二五号、二〇〇二年八月、参照）。

筆者自身も、これらの資料の一部を、旧ソ連秘密資料として収集し公開してきた（加藤「一九二二年九月の日本共産党綱領」上・下、『大原社会問題研究所雑誌』第四八一・四八二号、一九九八年一月・九九年一月、同「第一次共産党のモスクワ報告書」上・下、『大原社会問題研究所雑誌』第四八九・四九二号、一九九八年八月・十一月、『非常時共産党』の真実——一九三一年のコミンテルン宛報告書』『大原社会問題研究所雑誌』第四九八号、二〇〇〇年五月、「モスクワでみつかった河上肇の手紙」『大原社会問題研究所雑誌』第四八〇号、一九九八年十一月など、これらは筆者のホームページ「ネチズン・カレッジ」<http://www.ff.ij4u.or.jp/~katote/Home.shtml>にも、一部画像入りで公開されている）。

また、これらのもとになったルガスピの日本共産党関係資料の集大成、ロシア社会政治史公文書館（旧ソ連共産党中央文書館）所蔵コミンテルン機密文書マイクロフィルム資料（全六一六ファイル、一三二リール）「日本共産党ファイル 一九一九-四一年」が二〇〇四年に世界一斉に売り出され、すでに日本でも、同志社大学人文科学研究所等で閲覧可能となっている。

#### 在日米国大使館の見た一九二二年七月一五日の日本共産党

アメリカ合衆国にも、日本社会主義・共産主義関係の資料が、多数残されている。

「日本社会主義の父」といわれた片山潜は、ロシア革命当時はアメリカ在住であり、アメリカ共産党やメキシコ共産党の結成に大きな役割を果たした。一九二二年にモスクワに移って、そのまま旧ソ連で生涯を終えたが、片山に影響を受けた在米日本人は、日本に帰国して日本共産党結成に加わったり、そのままアメリカに残って活動を続けた。一九三〇年代後半には、組織が壊滅した日本本土の共産党員以上に、国際共産主義運動の中で重要な役割を果たした。

ワシントンの米国国立公文書館（NARA）所蔵の米国国務省文書で、米国側の日本共産主義への関心の所在を調べていくと、最初に現れるのは、一九二二年のニューヨークを拠点にした片山潜グループの活動報告で、その後一九二八年頃までは、ほとんど注目されない

一九二二年七月一五日、奇しくも今日日本共産党の「創立記念日」とされる日の日付を持つ、在日アメリカ大使館から米国国務省に送られた報告「日本における共産党 Communist Party in Japan」が、米国国務省日本関係文書の膨大なマイクロフィルム中に現れる、最初の日本共産党への言及である。それは、米国での片山グループ



と日本国内の社会主義グループとの接触を挙げて、「日本共産党中央委員会はアメリカ合衆国内にある」とするものであった (From Evan E. Young, Commissioner, to The Secretary of State Washington, No. 2569, August 25, 1922. Enclosure: Confidential Report July 15, 1922)。

## 日本における共産党

一九二二年七月一五日

日本人共産主義者 JOKIVA によって日本からもたらされた一九二二年上半期の日本共産党の活動についての報告が、コミンテルン執行委員会日本部の KATAYAMA により翻訳され読み上げられた。四人の日本人代表団が一〇月二五日のコミンテルン世界大会に出席し、日本における状況に関する詳細を報告した。

上記報告によると、日本では共産党が非合法で宣伝活動に従事するものはすべて厳しく罰せられるため、日本共産党の主要な中央委員会は、なおアメリカにある。

秘密の執行委員会は日本にあり、その指導者は JOKIVA, KIBOZHOU-NOUX and KOKUZA であり、KOKUZA が書記として、宣伝物と月二回の煽動リーフレットの編集、印刷、配布を指導している。

日本における共産党活動の管理と指揮は、Katayama および Lato, Nagano を指導部とするニューヨークのアメリカ中央委員会によって実行されている。

一九二二年五月の中央委員会調査は、次のような結果となっている。

日本共産党の登録党員は三六八人で、内二三人が日本国内、一〇八人がアメリカ、二九人がメキシコ在住である。党の構成は、インテリゲンチヤ二三パーセント、労働者七〇パーセント、農民四パーセント、その他三パーセントとなっている。党員数が少ないのは、日本共産党が結成された一九一九年、二〇年、二一年の党大会で、教育程度の高い、マルクスの原理に精通した日本人だけが党員として認められ、煽動活動をしているからである。

現在の主要な目的は、労働者階級と農業労働者の間で煽動を行うことであるが、当局の取締でその活動は危険を伴い、今日四六名が獄中にある。日本には革命的な感情はなく、社会主義者の数も少ない。議会内には共産党も社会党も議席を持たない。

共産青年同盟は党と別の組織としては存在せず、党員の過半数は若い労働者と奉公人たちである。年齢別統計では、一七-二五歳六五パーセント、二五-三五歳二〇パーセント、三六歳以上一五パーセントである。一九二〇年に結成された「赤瀾会」という女性共産主義同盟がある。この同盟の長は日本共産党書記である KOKUZA の妻であり、東京、長崎、神戸、横浜といった大都市の日本人女性のあいだで活動している。構成員は三五名。日本共産党と同様に、彼らは幹部は多いが、活動は低調である。ただし革命的教義でよく教育されている。

## 記憶で構築された歴史、「正史」の神話と史実

このアメリカ国務省文書の初発の日本共産党イメージは、史実としては信頼できない。

前年一九二一年のコミンテルン第三回世界大会は六-七月であるから、報告は荒唐無稽である。史実そのものとは異なるが、日本共産党が後に東京渋谷伊達町で創立大会を開いたと言明したその日に、当時のアメリカ政府が、日本共産党本部はニューヨークにあると認識していたことを示す資料である。

内容からして、KATAYAMA=片山潜は確定できる。JOKIVA は、コミンテルン第三回大会で「日本共産党代表」として演説した吉原太郎かもしれないが、二二年一-二月の極東諸民族大会で YAKIWA ないし YAKOVA の党名を使った高瀬清とも考えられる。国内書記 KOKUZA とその妻の「赤瀾会」指導者は、山川均=菊栄であろうが、大杉栄=伊藤野枝や堺利彦=真柄親娘を想定している可能性も否定できない。

報告そのものは虚偽情報である。しかし、おおむね日本共産党自身による「正史」として語られてきた二〇世紀日本共産主義の実像を考える際の、一つの鏡像になる。

第一に、以下で詳しく見るように、日本共産党が一九二二年七月一五日に創立されたというのは、一九二八年の三・一五事件、二九年四・一六事件等で弾圧を受けた獄中共産党被告団が、一九三〇年代のはじめに、日本共産党の「伝統」を主張するために構成した物語である。「記憶」にもとづいて構築=想像された「正史」は、歴史的事実とは峻別されなければならない。

第二に、右のアメリカ国務省のような観察者ばかりでなく、日本共産党がその指導を仰いだコミンテルン=世界共産党自身の当時の公開された文献資料によっても、「日本共産党」は、早くから言及されていた。

右のアメリカ国務省報告も「日本共産党が結成された一九一九年」と表現しているが、すでに岩村登志夫、川端正久、松尾尊允らによって詳しく論じられてきたように、コミンテルン・メディアでの報道、アメリカや日本からの日本人共産主義者の報告類でも、二二年以前に「日本共産党」は幾度も言及されている。今日の日本の歴史研究では、犬丸義一の共産党自身による「正史」を弁証する主題的研究を除けば、一九二一年三月 (岩村登志夫) ないし四月創立説 (川端正久) が有力になったともいえる (岩村登志夫『コミンテルンと日本共産党の成立』三一書房、一九七七年、同「お天気と歴史-日本共産党創立神話」『思想』一九八四年一月、川端正久『コミンテルンと日本』法律文化社、一九八二年、松尾尊允『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店、一八八九年、江口

圭一『日本の歴史』一四、小学館、一九八九年、など)。

この党創立年月日をめぐり、今日まで続く論争の焦点は、けっきょく犬丸義一の依拠する「徳田球一予審問調書」の史実としての信憑性、及び犬丸が聞き取りしてそれを跡づけた高瀬清回想(『日本共産党創立史話』青木書店、一九七八年)の評価に帰着する。本稿はそのうち、徳田球一予審問調書が如何にして書かれなければならなかったかを、情報戦の視点から検証するものである。

第三に、かつての研究で典拠とされたコミンテルン・共産党関係者の回想、官憲記録類からは、川端正久によって明快に論証されたように、一九二二年極東諸民族大会日本代表団政綱の第一指針「政治制度の完全な民主化」が徳田球一・高瀬清らにより「天皇の廃止」と改竄された事例に典型的な如く、後の「正史」によって恣意的に消去されたり、付け加えられた史実があり、創立と創立記念日についても、その歴史的検証は不可欠である(川端正久『コミンテルンと日本』三一二頁以下。なお、コミンテルン編『極東勤労者大会』合同出版、一九七〇年、村田陽一『資料集 コミンテルンと日本』第一巻、参照)。

第四に、一九九一年のソ連邦崩壊で、旧コミンテルン文書館から膨大な秘密書類が現れ、そこから実像を再構成しうる重要史資料が多数現れてきた。

それらの中から筆者は、一九二二年九月に作られた英文の「日本共産党綱領」を発見し、紹介してきた。これらのアクセス可能になった文書史資料が、主として当事者・関係者の「記憶」にもとづいて構築されてきた「創立神話」と比較対照され、改めて史実が検証されなければならない(前掲加藤「一九二二年九月の日本共産党綱領」「第一次共産党のモスクワ報告書」ほか。なお、「一九二二年九月の日本共産党綱領」については、犬丸義一氏が創立綱領の存在自体は認めたものの高瀬清回想と天皇制論議との関係で反論し、筆者が再反論している。あわせて参照されたい。『大原社会問題研究所雑誌』第四九六・四九八号、二〇〇〇年)。

二〇〇七年四月に、神戸大学大学院生の黒川伊織が、一九二四年二月に佐野学、近藤栄蔵、高津正道らウラジオストックに逃亡していた「日本共産党在外ビューロー」が、関東大震災後に作ったと思われる日本共産党綱領草案を、同志社大学人文科学研究所所蔵の旧ソ連秘密文書マイクロフィルム中から発見した。それは、これまで全く知られていなかった「一九二四年二月の日本共産党綱領草案(ヴラジヴォストック)」(495/127/92/34-56)で、いわゆる二二年綱領草案より多いが内容的にはよく似た一七項目の政治的・社会的要求が入っており、「君主制廃止」が第一項目になっていた。子細に史資料を検討すれば、この種の発見は、今後も出てくるであろう。

第五に、これらの学術研究上の「知」の蓄積から明らかであるが、一九一九年から準備が始められ一九二四年まで存続した堺利彦、荒畑寒村、山川均らの第一次共産党は、一九二六年以降の再建共産党＝第二次共産党、一九四五年以後の戦後共産党＝第三次共産党と、厳密に区別すべきものである。むしろ幸徳秋水、大杉栄ら『平民新聞』の流れを引く活動、アメリカでの片山潜、田口運蔵らの活動が、第一次共産党の創立に深く関わっていた(加藤「体制変革と情報戦——社会民主党から象徴天皇制まで」岩波講座『「帝国」日本の学知』第四巻、岩波書店、二〇〇六年、参照、この点の最新の研究は、山内昭人「片山潜、在米日本人社会主義者団と初期コミンテルン」『大原社会問題研究所雑誌』第五四四号、二〇〇四年三月。山内『リユトヘルスとインタナショナル史研究—片山潜・ポリシェヴィキ・アメリカレフトウィング』ミネルヴァ書房、一九九六年、をも参照)。

以下では、日本共産党の「創立記念日」設定を、情報戦、メディア戦として考察する。

## 2 「創立記念日」が顕彰されたのは戦前一九三二年のみ

### 『赤旗』創刊号では一九二一年党結成

日本共産党の「創立記念日」は、ア・プリオリに存在したわけではない。もともと非合法・非公然の秘密結社として発したものであり、さまざまなグループの小さな会合の積み重ねがあり、「創立大会」「創立記念日」があったかどうか、長く秘匿されてきた。

コミンテルンや戦前社会運動史の史資料では、一九一七年のロシア革命とコミンテルン創立(一九一九年三月)後の早い時期から、「日本共産党」の言説が現れていた。しかし、それらの中のどの時点でも「党の創立」とみなすかは、「日本共産党とは何か」という定義に関わるものであり、政治的に決定された。

こうした問題の基本資料は、山辺健太郎編『現代史資料 一四 社会主義運動一』(みすず書房、一九六四年)や村田陽一編『コミンテルンと日本』一—三、『初期日本共産党とコミンテルン』(大月書店、一九八六—九三年)で、今日では批判的に解読されなければならないが、「正史の生まれ方」の素材として重要であるから、本章でも適宜用いる。

戦前日本共産党の非合法機関紙『赤旗(せっき)』で見ると、一九二八年二月一日創刊号「創刊の辞」冒頭に「日本プロレタリアートの最も優秀な、最も戦闘的な前衛分子の革命的隊伍たる日本共産党は、過去七年にわたり、常にあらゆる闘争の先頭に立ってきた」とあるように、一九二一年創立を前提としていた。

これは、一九二一年六—七月コミンテルン第三回大会でアメリカから入った吉原太郎が「日本共産党」代表として発言したり、二二年一月極東諸民族大会ヤカワ(高瀬清)報告が「日本共産党は一九二一年四月に結成」と

報告したり、一九二七年のコミンテルン「日本問題に関する決議」=いわゆる「二七年テーゼ」発表にあたって「日本には既に七年前から共産党が存在していた」と述べてきた歴史に照応する。

一九三一年までの『赤旗』は、「三・一五、三周年記念日」「十月革命記念日」等はキャンペーン（当時の言葉で「カンパニア」）するのに、七月一五日を特別に顕彰することはなかった。「党創立記念日」など、問題にされなかった。

### 「三二年テーゼ」発表と一対の「革命の伝統」設定

『赤旗』に「日本共産党創立記念日」が現れるのは、ようやく一九三二年七月五日の第八二号からである。直前の七月二日特別号に、コミンテルン機関誌『共産主義インターナショナル』ロシア語版三二年三月二〇日号掲載「日本の情勢と日本共産党の任務」の日本語訳が発表されたのを受けた、「持ち込め！ 工場に！ 農村に！ 兵営に！ 軍艦に！ 新テーゼ説明=理解のカンパニアを！」という記事中でのことだった。

ここでの「新テーゼ」とは、直後の『赤旗』七月一〇日特別号に全文が発表される「日本に於ける情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」、いわゆる「三二年テーゼ」のことである。「党創立記念日」の「発見」と「三二年テーゼ」発表は、情報戦において、ワンパックだった。

この頃共産党は、八月一日の「国際反戦デー」を、数か月前からキャンペーンするのが恒例になっていた。そこに突然七月五日号で「八・一国際反戦闘争の準備闘争に於て、吾党の十周年記念週間カムパ（七月十五日-八月一日）に於てこの新テーゼカムパは最も広汎に且つ精力的に遂行されねばならぬ」と、初めて「日本共産党創立十周年記念万歳！」が語られた。ちょうど三・一五、四・一六事件被告の統一公判が結審に近づき、七月一四-二六日が最終陳述となっていた。「いよいよ最終陳述だ。時日は丁度吾党の十周年記念週間だ。ストライキとデモをもつて天皇の階級裁判に反対せよ！」と、ここでも「党創立十周年」がアピールされた。当時中央委員・宣伝煽動部長で獄中指導部とも連絡をとっていた岩田義道の執筆とされている。

同じ一九三二年七月五日の『赤旗』号外で「一九二二年七月一五日に生誕した我が日本の党は十年の鉄火の試練を経ていま極東に於ける干涉戦争の帝国主義的突撃隊、日本帝国主義に対する名誉ある国際的プロレタリアートの義務の遂行に邁進してある」とあるが、それは、「三二年テーゼ」でコミンテルンから与えられた「警察的軍事的天皇制」と対比される文脈においてであった。それは、天皇制政府が「歴史的に虚偽である『三千年の伝統』」の名において、治安維持法違反の「国体の変革」を企てたとする共産党員に対して、「同志佐野、鍋山、市川には無期懲役を、同志三田村には死刑を、同志高橋、国領には十五年の懲役を、そして、その他の同志達には二十年乃至四年の懲役が求刑された。死刑、無期懲役を除く同志達の求刑年限は実は一〇二三年なのだ！」と、万世一系の「虚偽の伝統」に「革命の伝統」を対置する文脈で語られた。

天皇制の転覆なしに、日本の労働者農民のソヴェート政府の樹立なしには労働大衆の生活の向上も、地位の根本的改善もあり得ないと叫ぶところの唯一の革命的政党こそ我日本共産党なのである。ブルジョア的地主的天皇制が我々に対して集中的攻撃を向けるのは正にこれが為である。

以後、一九三二年七月前半の『赤旗』では、七月一〇日論説「党十周年記念の為のカンパニアを起せ！」で「日本共産党は、すばらしい革命的高揚を示しながら強固な司令部を持たなかった為に決定的に打ち破られたあの米騒動の後に、ボルシェビキを持っていたソヴェート同盟の勝利せる革命の直接的影響の下に、日本プロレタリアートの切実な要求として一九二二年七月に組織された。そして同年十一月のコミンテルン第四回大会で正式にコミンテルン日本支部として確認された」と「同志市川の公判廷に於ける党史に関する演説」を引くかたちでキャンペーンされ、七月一五日『赤旗』第八四号宣言「日本共産党創立十周年記念日に際して、全日本の労働者諸君、朝鮮満州台湾その他の非抑圧植民地民衆諸君、陸海軍の兵士水平諸君に訴ふ！」で総括的に「党史」のあらすじが創られた。

そのさい、幸徳秋水や大杉栄の時代は完全に無視され、一九二二年の党創立に続く画期は、いわゆる「二七年テーゼ」で、それが「日本に於ける革命運動の上に、第一の画期的転向を引起した」と言う。翌年から「権力による強制」の忌むべき言葉とされる「転向」が、ここではまだ肯定的に用いられていた。

新テーゼ=「三二年テーゼ」が、それに続く「第二の躍進の門出」と位置づけられ、「人民革命の遂行」が高らかに宣言された。七月末に開かれた共産党の影響下にある左派労働組合である全協（日本労働組合全国協議会）第一回中央委員会では、「日本共産党創立十周年に際して送る挨拶」が採択された（『赤旗』八月一〇日）。

### 一九三三年以降は消えた創立記念日七月一五日

ただし、奇妙なことに、モスクワのコミンテルン執行委員会から「創立十周年に当り国際共産党執行委員会から日本共産党への挨拶」が送付されたのは「一九三二年一月」のことで、『赤旗』での掲載は、いわゆる熱海事

件の大弾圧や中央委員岩田義道の虐殺があった後、一九三三年一月一〇日第一一三号においてであった。

いっそう奇妙なことに、翌一九三三年七月一五日は、現存する『赤旗』特別号、号外、東京地方版のいずれでも、「創立記念日」が顕彰されることはない。

それどころか、三三年一月のモスクワにおける片山潜の客死の追悼にあたっては、『赤旗』三三年一月二八日第一六三号の国際共産党日本支部日本共産党中央委員会名の公式声明「同志片山潜の革命的遺業の達成のために闘へ」が「わが日本共産党が日本に於ける唯一のプロレタリア前衛党として、一九二二年国際共産党の日本支部として成立するに際しては、同志片山の努力に負ふ所が最も多い」と一方で述べながら、その同じ号の「日本労働者農民の父、同志片山潜の輝ける生涯」では、「一九二〇[年]八月コミンテルン第三回大会には、この年七月十五日に結党したわが日本共産党代表者として、日本プロレタリアートを代表して参加した。この大会席上で同志片山はコミンテルン常任執行委員の一員に選出され、その死に至るまで歴任」と混乱した記述がみられる。コミンテルン第三回大会は二年六月七月で片山は出席しておらず（田口運蔵と吉原太郎がアメリカから出席）、片山がモスクワに渡ってコミンテルン執行委員となるのは二年十一月二月の第四回大会のことであるから、この『赤旗』追悼記事の筆者には、「日本共産党一九二一年創立」の思い込みがあったか、度重なる弾圧で担当者が変わって、前年「党創立十周年記念」キャンペーンの「七月一五日」という日付だけが「記憶」されていたのだろう。

実際、一九三五年の中央委員会壊滅まで断続的に継続刊行された『赤旗』紙上で、一九二二年七月一五日の「創立記念日」に言及されたのは、一九三二年の「創立十周年」前後のわずか半年間のみであった（以上、『復刻版 赤旗』全四巻、新日本出版社、一九八三年、より筆者抽出）。

これが追認され「神話」となるのは、一九四五年、日本共産党合法化以後のことである。『赤旗』というメディアは、非合法の共産党員が命がけで編集・発行・配布する、特殊な反体制活動家内刊行物であった。それによって党員が確信を持ち「カンパニア」を行うさいの指針を提示すればよかった。情報戦の中では内向きの、防衛的性格の強いものであった。一九三二年『赤旗』の「創立記念日」キャンペーンとは、そのような、ごく狭い範囲のものであった

### 3 「創立記念日」は法廷というメディアで作られた

#### モスクワにも追認された一九二二年七月党創立

だから、『獄中十八年』で華々しく戦後日本共産党の指導者となった志賀義雄が「党創立記念日は最初に法廷から訴えられた」と題して、以下のように述べるのは、それなりの根拠がある。ただし、「記憶」ゆえの曖昧さと自己顕示を伴ってではあるが。

日本共産党が創立されたのは一九二二年七月十五日のことであった。このことは第一次共産党事件公判でもかくされた。日本の労働者階級や農民や勤労者や知識分子に公然と訴えられたのは、一九三二年七月二日の東京地方裁判所の法廷で、志賀義雄の証拠調べの代表陳述が最初であった。宮城実裁判長をはじめ聞くことで、急に鉛筆を走らせてメモしていた。また被告席の佐野、鍋山は「ほんとにそうか」と言いながら、徳田球一に聞いていた。徳田はそうだと大きくうなずいていた。法廷委員会のなかで、この事実を記憶していたのは徳田球一であった。市ヶ谷刑務所から法廷に出る被告が待ち合わせのため、一時拘置される仮監が、裁判所の建物の裏側にあった。そこで各房の扉の鉄棒につかまりながら、徳田、国領、志賀が話し合っている時、徳田が突然そのことを言った。たしか第一審の被告同志の尋問に対する陳述の最後の日であった。……志賀は徳田から党創立の年月日を聞いた時、「じゃあ、この七月十五日は党創立の十周年だ。それを法廷の窓を通じて外へ訴えよう」と言ったら、徳田と国領は「それはいい、ぜひやろう」と言うことになり、代表陳述で志賀がその事実を述べた。それは獄外にいた被告同志からすぐ党中央に伝えられ、当時中央の宣伝煽動の責任者であった岩田義道がとりあげて『赤旗』のピラで広く訴えた。同時に党中央は三二年テーゼの実践を誓った。コミンテルンは、これにこたえてドイツのテールマンとフランスのカシャンが日本共産党の十周年を祝う訴えを発表した（志賀義雄『日本共産主義運動の問題点』読売新聞社、一九七四年、一一三頁。なお、二七八―二八二頁をも参照）。

この志賀義雄の回想は、先に見た非合法党機関紙『赤旗』での党創立記念日「発見」の流れに照らせば、一九三二年七月二日の志賀義雄の法廷陳述が、直ちに獄外の中央委員会（風間丈吉委員長、岩田義道中央委員・宣伝部長、スパイM＝松村こと飯塚盈延が中央委員・組織部長）に伝えられ、『赤旗』配布網によって「三二年テーゼ」と共に党員たちに伝えられたという意味では、説得力がある。

ドイツ共産党テールマンとフランス共産党カシャン連名の「日本共産党に与ふ」も、コミンテルン機関紙『イ

ンプレコール』ドイツ語版一九三二年一月九日付に発表されたものが、当時産業労働調査所から発行されていた『インタナショナル』第六卷一三号（一九三二年）に日本語で出ているから、合法雑誌でも「日本共産党十周年」が公表されたことになる。ただし、一緒に発表されたコミンテルン執行委員会の祝辞と同じく、七月の日本共産党によるキャンペーンが一二月にコミンテルンから追認されたかたちであり、どちらの祝辞でも「十周年」は述べても「七月一五日」とは明記していない。コミンテルン執行委員会側も、日本支部＝日本共産党から「十周年」の通知を受けて、真偽はともかく連帯の挨拶を送ったかたちである。

### 『プロレタリア科学』で報じられた統一公判での佐野学陳述

とはいえ、志賀義雄の戦後証言には、重大な「記憶」の欠落ないし隠蔽がある。「日本共産党の創立」を統一公判の法廷で述べたのは、志賀義雄が初めてではない。それは、治安維持法による大弾圧で活動の場を失った当時の日本共産党獄中指導者たちが、公開統一公判というかたちで共産党の主張を積極的に訴え、それが新聞・雑誌を通じて労働者・民衆に伝えられることを期待した、裁判をメディアとする媒介的情報戦術だった。

当時の日本共産党は、非合法機関紙『赤旗』のほかに、『第二無産者新聞』『無産青年』『インタナショナル』などで、党の主張を合法的に伝えた。そのほかに、文芸雑誌『戦旗』をはじめ『プロレタリア科学』など支援団体、文化団体の雑誌がコミンテルンや日本共産党の論調を伝えていた。三・一五、四・一六事件の治安維持法事件日本共産党統一公判の様子は、当時の一般新聞でもニュースとして報道され、『赤旗』でも簡単に紹介された。

プロレタリア科学研究所の『プロレタリア科学』第三卷第一二号臨時増刊号（一九三一年一月）は「日本共産党公判闘争傍聴記録」を特集しており、一九三一年六月から開始された中央委員グループの陳述を、宮城裁判長との問答形式で詳しく収録している。戦後一九六五・六六年にみすず書房から『現代史資料』第一七・一八巻として公刊される速記録に照らしても、おおむね正確な要約であった。

一九三一年七月七日午後の第二回公判で、被告全体を統括する佐野学が、まず述べる。

従来、日本共産党に対して、色々なデマがあった。例えば共産党は、セクトだとか、陰謀団だとかいふお伽噺がある。共産党は大衆から遊離した思想団体だ、共産党は××制の××[『現代史資料』速記録では「君主制撤廃」]を根本目標にして居るとか云ふお伽噺がある。之は階級対立が激しくなった結果、ブルジョアジーと地主が、プロレタリアート及び貧農の為に闘争する唯一の団体たる共産党を下劣な手段で圧迫せざるを得なくなり、その大衆性、階級性、必然性、進歩性をおしかくす必要からデマを飛ばしたのである。

而して日本共産党を知る為には、その発展過程を知る必要がある。共産党は社会発展の必然的産物である。……資本と労働との衝突は必然である。此の闘争の先頭に立つものが共産党であるが、共産党は日本一国に偶然に出来上がったものではない。

日本共産党の成立したのは、一九二二年だが、今日迄九ヶ年の成長を遂げて居る。その当時は、戦後資本主義の第一期、即ち世界的な革命の昂揚期で、直接的革命的時期であった。

以下、「創立後一九二七年十二月の党再建迄は、色々な変曲があり、党の創立者の大部分が没落して行つたにも拘らず、党は驚くべき程ボルシェヴィキ化した。山川主義、福本主義は、その変曲の例だが、革命的労働組合たる評議会の活動や、一定の限度を以て革命的任務をはたした第一次労働農や、工場代表者会議の活動、農民大会の運動等々は、党の活動を物語るものである。党の全歴史を通じて、ボルシェヴィキ的發展は赤糸の如く貫いている」と、「二七年テーゼ」による一五〇名から数千名への党員数増加、労働者党員比率の三割から八割への上昇、工場細胞、党の大衆化、中国革命や朝鮮・台湾の運動との結合等々を、国家権力による裁判の場で、積極的に述べる。

宮城実裁判長は、『共産党宣言』の「階級」や「民族」の概念まで持ちだしてマルクス主義理解を質問し論争を挑むが、被告団は「共産党は日本の唯一の革命党である」ことの論証に全力を傾ける。

### 「二二年七月初旬」創立の市川正一陳述と『日本共産党闘争小史』

佐野学が述べたのは「一九二二年創立」までであったが、七月二日第八回公判からの市川正一の陳述は、「吾々は日本共産党員であるといふ理由のみをもつて法廷に立たされてゐる」で始まる、系統だった「党史」の開陳であった。

七月二三日第九回公判で、宮城裁判長は「日本共産党はいつ創立されたか」と質問し、市川は、「一九二二年七月初旬創立された」と答える。「会合の場所は」という質問には答えなかったが「創立の場所は（モスクワではなく）日本である」として、コミンテルンとの関係を軸に「党史の本流」を延々と展開する。

これが、翌三二年七月一〇日、「十周年」キャンペーン中に『日本共産党闘争小史』として日本共産党中央委員会アジ・プロ部のパンフレットになり、戦後にまで受け継がれる。つまり、一九三一年七月に、佐野学により

創立は「一九二二年」と公的に述べられ、市川正一により「二二年七月初旬」まで絞り込まれ、法廷外にも伝えられた（以上、「日本共産党公判闘争傍聴記録」『プロレタリア科学』第三巻第一二号臨時増刊号、一九三一年一月、「七月初旬」問答は一〇〇頁）。

とすると、先の志賀義雄回想の「かくされた創立記念日」とは、創立大会を一九二二年七月の「一五日」に特定したということであった。それも、統一公判が結審間近で、六月末に「三二年テーゼ」をコミンテルンから送付され翻訳し発表するタイミングにあわせて、「二七年テーゼ」に続く画期を設けるための「創立記念日」設定だった。

このように、当時公開されたメディアのうえでは、一九三一年夏に統一公判の様相から日本共産党「一九二二年七月創立」が報じられ、翌三二年七月の「十周年」に合わせて「七月一五日」がキャンペーンに乗った。しかしそれは、これまでの流れからでも、きわめて政治的である。史実そのものであるよりも、「記憶」の再構成である。情報戦の観点からいえば、情報とは、メディア・プラス・メッセージである。この「一九二二年七月一五日党創立記念日」設定には、どのようなメッセージが含まれていたのだろうか。

#### 4 一九二二年七月党創立は権力のシナリオ

##### 第一次共産党事件判決では一九二二年一二月創立

日本共産党側が治安維持法裁判の公開を通じて創立を「一九二二年七月一五日」としたのは、一九三一年の統一公判の場を情報戦の舞台に設定した獄中指導部の方針によってであった。それは、国家権力の一部である裁判所の法廷を、政治宣伝の舞台とし、メディアにするという、体制変革にとっては危うい実験だった。

その法廷で、志賀義雄が戦後に述べたように、一九三二年七月統一公判結審間際に、後に同じ『獄中十八年』組として戦後日本共産党の最高指導者となる徳田球一が突然「記憶」を取り戻し、志賀義雄と獄中死した国領五郎が賛同し、翌年「転向」する佐野学・鍋山貞親が、志賀が「七月一五日」と公言すると、同じ被告席で「ほんとにそうか」と徳田球一に聞くといった場面は、果たしてありえただろうか。

今日では、みすず書房『現代史資料』に、当時の統一公判の基本資料や速記録が公開されている。そこには、志賀義雄の三二年七月二日陳述は収録されていないが、その他の資料によっても、志賀義雄の「記憶」の問題性は、容易に読みとれる。

第一に、国家権力の側は、すでに一九三一年段階で、それまでの第一次共産党事件、三・一五事件、四・一六事件被告たちの拷問や誘導尋問を含む取調の中から、コミンテルン日本支部＝日本共産党の創立を「一九二二年七月」と絞り込んでいた。

官憲側資料としては、一九二九年一月に刊行された警察情報による「党史」、立山隆章『日本共産党検挙秘史』は「共産党組織の議」が「大正十一[一九二二]年の真夏の頃」、「党規草案が作成されたのは八月末」とし、天草麟太郎『日本共産党大検挙史』（共に武俠社）は「大正十一年頃」（六三頁）としていた。

それより前に出た、改造社刊『社会科学』誌一九二八年四月頃の特集「日本社会主義運動史」には、白柳秀湖、安倍磯雄、石川三四郎、吉野作造から堺利彦、荒畑寒村、山川均、佐野学、赤松克麿、青野李吉ら第一次共産党関係者も執筆し、青野の「震災前後二三」は、「×××××[日本共産党]」は「大正十一年六月に、その組織の準備に着手され、同年十一月の第一回大会において正式の成立を見た」としていた（三〇五頁）。また、その成立のさいの「暫定綱領」として、「その原文は現在散逸して、これを引用することの出来ないのは遺憾である」としながら、共産党インターナショナル発行『綱領問題に関する論集』（一九二四年）からブハーリンのコミンテルン綱領草案に付された、伏せ字だらけの「××××××××××[日本共産党綱領草案]」を訳出している。これがおそらく、いわゆる「ブハーリン起草、一九二二年日本共産党綱領草案」と呼ばれるようになるものの、日本語で初めての紹介である（なお、筆者の見た一橋大学図書館所蔵『社会科学』は、一九二八年の三冊分合本で奥付は「昭和三年一月一日」とあり、最初の「日本社会主義運動史」の号の日付は入っていないが、第二冊が「七月特集号」、第三冊が一月刊であるので、前年・後年版をも参照し、二八年四月頃刊行と判断した。また、この特集には巻末に「日本社会主義運動年表」が明治元年から付されて便利であるが、二一年暁民共産党事件、二三年六月日本共産党検挙事件の記述はあるが、日本共産党創立についての記述はない）。

一九二三年六月、治安警察法にもとづくいわゆる第一次共産党事件の一斉検挙で起訴された堺利彦、荒畑寒村、山川均、佐野学、猪俣津南雄、高津正道、浦田武雄、橋浦時雄、高瀬清らの取調では、逮捕前に弾圧が予測され、ある程度の事前申し合わせもできていた。堺利彦は「未だ党と云ふものを造つた事はありません」ととぼけ、幸徳秋水らの大逆事件の記憶を残す被告たちは、日本共産党の創立が何時であるかを明言することはなかった。また、一九二三年二月市川での党大会、三月石神井での綱領討議の臨時大会の会合の存在はつかまれていたが、それ以前のどの会合が創立大会であるかは、最年長指導者堺利彦をはじめ、関係者の中でも統一されていなかった。

そこで、国家権力の側は、一九二四年二月一二日の検察側予審終結意見書、同一三日の東京地方裁判所予審終結決定書で「大正十一年十一月頃より秘密結社組織の計画を繞らしたる末、遂ひに同年十二月下旬右被告等共謀

の上、日本共産党なる秘密結社を組織して之に加入」という筋書きを作った。一九二五年八月二〇日の東京地裁判決も「十二月中に至り、遂に日本共産党なる秘密結社並に其暫定党規の成立を見るに至りたり」と検察側主張の「一九二二年一二月創立」を認めた。

これは、以下の吉川守國予審陳述等を参考にしたものであつたらう（吉川守邦第七回予審問調書、一九二三年八月四日、『続・現代史資料 二 社会主義沿革二』みすず書房、一九八六年、四九一—五一頁。なお、資料の原文は漢字・カタカナ文であるが、「メディア」と共に「メッセージ」を重視する本稿では、カタカナをひらがなで表記する。以下の『現代史資料』所収、徳田球一・佐野学予審問調書等も同様）。

一問 共産党の成立が判かって居る以上、夫れが何日成立したかと云ふ事を極めるのは事件の真相を明かにする所以であるから此際其時機を陳べては仕うか。

答 私は実際何時成立したのか知らないのです。

二問 然かし誰れからか聞いて居りそうなものではないか。

答 誰れからも聞きませぬ。

三問 実際知つて居るものならば此際陳べては仕うか。

答 私は実際知らないのですが、昨年[一九二二年]の十一月か十二月頃成立したものと思ひます。

四問 そう思ふに付ては、何か根拠があるであろう。真実の事を陳べては仕うか。

答 実は、荒畑寒村から聞いたのです。去年の暮からぼつぼつ集まって居る今の処に、十二、三人だけ近々に、と申しました。

五問 夫れは、何時聞いたのか。

答 夫れは、荒畑が私にも其集りに出よと云ふと勧誘した時の事で、一月の末か二月の初頃の事です。

六問 二月四日[二三年市川党大会]より以前の事か。

答 左様であります。

#### 被告団で異なる予審集結決定書の党創立時期

一九二八年三・一五検挙の直後、「四月十三日鈴木内相持参」とある国会図書館憲政資料室伊東巳代治文書中の「秘密結社日本共産党事件ノ概要」と題する文書は、「大正十二年六月秘密結社日本共産党検挙の後更に共産主義者等に依りて第二次共産党の組織せられたるとの聞込あり」と警察スパイの潜入を示唆しながら、四〇九名の党員名簿、『赤旗』『無産者新聞』『マルクス主義』『労働者』『政治批判』『インターナショナル』のほか地方機関紙『北海通信』『北海労働者』『赤色信越』『階級戦』『赤旗九州版』等の押収を報告したが、肝心の「党の創立」については、第二次共産党が一九二六年一二月四日に山形県五色温泉で作られたことは挙げたものの、第一次共産党については述べていなかった。むしろ三・一五検挙で、第一次共産党時代を含む日本共産党の全容を「国体の変革」「私有財産の否認」を二大要件とする治安維持法違反で解明し立件しようとする意向が、強く出ている（『現代史資料 一六 社会主義運動三』みすず書房、一九六五年、一一—一四頁）。

佐野学、鍋山貞親、市川正一、徳田球一ら第一次共産党時代からの共産黨員を取り調べて「創立日」に迫ったのが、先に公表メディアから見た統一公判開始以前の、一九三〇年四月八日「徳田球一外三十六名治安維持法違反被告事件予審終結決定書」である。そこで東京地裁予審判事秋山高彦は、「大正十二年六月検挙せられたる日本共産党（以下第一次日本共産党）は革命的手段に拠りて我国体を変革し私有財産制度を否認し『プロレタリア』独裁の社会を樹立し因て以て共産主義社会の実現を目的とする秘密結社にして同十一年七月其創立大会を挙げ共産党『インターナショナル』の支部として承認せられ」と、すでに「一九二二年七月創立大会」まで明示していた。

ただし、比較的早く、一九二八年九月一三日に予審が終結した「春日庄次郎外九十八名」予審終結決定書では、「大正十一年十二月頃ソビエトロシアに於ける第三インタナショナル（国際共産党）と相通して無産階級の独裁を階段とし、共産主義社会の実現を目的とする秘密結社日本共産党の成立を見るに至り」と、二五年八月東京地裁第一次共産党事件判決の「一九二二年一二月創立」説が採用されていた。

一九二九年一〇月三十一日「金子健太外三十六名」、三〇年八月九日「栗原佑外二十七名」等他の多くの被告団の予審終結決定書には党創立の記載がなく、三〇年一〇月二七日「国領五一郎外十七名」では「大正十一年頃組織されたる日本共産党」、三一年五月二〇日の「市川正一外八十二名」では「大正十一年頃創立せられたる日本共産党」という具合に、検察側も不統一であった。

「一九二二年七月党創立大会」は、立件当時は検察側・裁判所側もまだ確信を持っておらず、この説が「徳田球一外三十六名」の予審問調書中から採られたものであることがわかる。この三六名の中には、徳田球一、佐野学、荒畑勝三（寒村）、佐野文夫、北浦千太郎、志賀義雄、福本和夫、野坂参三、渡辺政之輔（故人）ら二〇年代共産党の最高指導者たちのほか、水野成夫、門屋博、浅野晃、南喜一、村尾薩男ら、獄中で「君主制撤廃」スローガンに疑問を持ち、予審終結後に釈放されて「日本共産党労働者派」を結成する中堅幹部たちも含まれてい

た（同前、九九頁、三三五、三九七、四七七頁他）。

## 5 『獄中十八年』で再生した「七月十五日」神話

### 戦後に再生された七月一五日創立記念日

一九三一年―三二年の日本共産党治安維持法事件被告の統一公判は、多い時には法廷に約二百人の傍聴者があり、『赤旗』『第二無産者新聞』『戦旗』『プロレタリア科学』等のほか、一般メディアでも報じられた。この治安維持法統一公判こそ、戦前日本共産党にとって最大の情報戦の舞台であり、事実、今日日本共産党を知る上で貴重な資料を数多く残した。当時の共産党機関紙誌、ビラやパンフレット類よりも、体制変革側の情報発信としての効果は大きく、持続的であった。

敗戦直後のベストセラーである徳田球一・志賀義雄『獄中十八年』は、「一九二二年の七月五日に、日本共産党が誕生した。水曜会、木曜会、暁民会を中心にそのほか共産主義者の小さなグループや個人があつまって組織することになった。……第一回の大会は一九二二年七月一五日、東京渋谷のある家の二階でひらいた」と述べて、日本共産党一九二二年七月一五日創立説を、戦後に再生させた。この「渋谷のある家」が、今日では「日本革命の聖地」にされている。

そこでは、獄中で「党史」を含む共産党側の主張を積極的に陳述し、統一公判で詳しく展開するにいたった理由が、以下のように述べられている。曰く、三・一五検挙後、自分は「いわない権利」＝黙秘権を主張し詳しい陳述を拒否していたが、ある時点で状況が変わった、と。

「一九三〇年、佐野、鍋山、三田村、高橋らの調書をみせられて、わたしは内心おどろいた。この記録たるや、あいてをなんとかごまかして、すこしでも早く出ようとかんがえ、そのうちにすっかり敵の陰謀にのって、早く出るために党の機密もなにもなく、おもいおもいにかけてなことをしゃべっている。……調書は敵に都合のよいようにつくられ、党の姿はすっかり混乱し、ゆがめられてしまった。われわれは、これにたいしてどうしてもたたかわねばならぬはめになった。党のただしい姿を、人民のためにたたかったじっさいの姿を、党外の大衆にもうたえ党内の同志にもつたえるために、いやおうなく陳述せねばならなくなった。わたしは志賀君たちと相談した。そして、われわれはいつ監獄のなかで死ぬかもしれぬ、そのために党の姿をあきらかにしておかなければならないということにきまった。それからわれわれは予審の陳述をはじめた。……

われわれの同志はぜんぶで二百七十名にのぼるから、この被告を一人一人調べては、何年裁判がかかるかわからない。そこで分離裁判をのぞむ反動官僚も、よぎなく統一公判に賛成せざるをえない事情にある。そこをわれわれはつかんだ。われわれは統一裁判を要求し、組織的に公判闘争をおこない、党の姿をただしくつたえようとした。われわれの、要求はとおおり、一九三一年七月から、第一次の公判が宮城実判事を裁判長とし、平田、戸沢の両検事立会いでひらかれた。これが翌年の七月まで、まる一年間つづいた。……この公判が勤労大衆の関心をよんだことは非常なものだった。公判にはおびただしい大衆が詰めかけてきて傍聴席にいっぱいとなった。……共産党がどういうものかを知るとは、全労働者、全学生、進歩的分子のやみがたい欲求だった。その欲求がこのたくさんの傍聴者となってあらわれた。傍聴者にはいま一つほかの分子があった。それは反動分子や官僚である。……各省の高級官吏から貴衆両院議員、そのほかあらゆる人間がここへやってきた。新渡戸稲造のような人まで、ここにきて聞いていた」（『獄中十八年』徳田球一伝）理論社、一九五五年、九二、一〇三―一〇九頁）。

### 統一公判準備過程で「一九二二年党創立」に被告団統一

しかし、今日閲覧可能な統一公判関係の史資料を見ると、弁護士出身の徳田が「一九三〇年、佐野、鍋山、三田村、高橋らの調書をみせられて、わたしは内心おどろいた」と積極陳述の理由を述べているのは、後の佐野・鍋山らの「転向」を見抜いていたという自慢話にすぎず、むしろ、自分自身が「完全黙秘」を貫き得なかった弁明である。佐野も鍋山も、党史についての詳しい陳述を始めたのは、徳田の三〇年一月二八日陳述の後である。

統一公判のための法廷委員会は、徳田が述べた通り、市川正一、佐野学、鍋山貞親、杉浦啓一、国領五一郎、志賀義雄、高橋貞樹、中尾勝男、三田村四郎、徳田球一の十人だが、一九三〇年一月一日の公判準備書面によれば、事実審理の冒頭に、以下の一〇項目を被告中の代表者が陳述することを、法廷委員会が裁判所と交渉することにしてきた。この時点で「党創立」は、共産党側でも「大正一一（一九二二）年」に統一された。

- 一 総論、
- 二 党創立よりコムニスト・グループ期を経て第二次党結成まで（大正一一―一五年）
- 三 第二次党結成より党再組織まで（大正一五年―昭和二年）



- 四 コミンターン・テーゼ及び党再組織より三・一五まで（昭和二年、三年）
- 五 三・一五より昭和三年十月頃まで
- 六 昭和三年十月頃より四・一六まで
- 七 労働組合に関する党政策
- 八 無産政党に関する党政策
- 九 青年運動に関する党政策
- 一〇 農民運動に関する党政策

これは同時に、被告団の法廷委員会（俗称、獄中中央委員会）にとつての「党史」の時期区分を意味し、一九三〇年十一月八日には、佐野学を代表者として、宮城裁判長に対する統一公判要求書として提出された。そのさい「裁判を絶対公開せられたきこと」を条件にし、一一名の法廷委員名（内、杉浦、徳田、国領、鍋山、三田村、佐野の六人が常任委員）も裁判所に届けている。

また、一九三〇年十一月八日段階では、右の一〇項目に加え、「一一 解党派について」が加えられ、『獄中十八年』で徳田の挙げた十人のほか、松尾直義が委員に入っていた。

明示されていないが、コミンテルン第六回大会（一九二八年）選出コミンテルン常任執行委員・日本共産党代表・『無産者新聞』主筆の経歴を持つ佐野学が「獄中中央委員長」であった。徳田球一や志賀義雄は、どちらかといえば脇役だったことは、速記録の発言回数・陳述スペースや、代表陳述のさいの傍聴人数をみれば瞭然である。統一公判法廷を舞台とした日本共産党の情報戦において、最高のスターは佐野学、鍋山貞親であり、ついで三田村四郎、市川正一らであった。このことが後に、三三年佐野・鍋山「転向声明」の政治的・思想的効果を決定づける。

#### 「解党派」批判のための徳田球一予審陳述が発端

その後の裁判所側との交渉は定かでないが、一九三一年四月三〇日の弁護士布施辰治の「在獄被告同志への手紙」では、公判進行の具体的戦術がたてられた。一一項目の内容を佐野学、三田村四郎、鍋山貞親、徳田球一の四人で協議のうえ、より具体的に（１）日本共産党成立当初の客観的情勢、（２）日本共産党の成立と其の根本的使命、（３）如何に共産党は現実と戦って来たか、（４）一九二七年の七月テーゼの画期的意義と其目覚しき実践、（５）大衆化する日本共産党の闘争、（６）日本共産党の組織的任務、（７）革命的危機に充ちた現下の国際的及国内的情勢、農民革命の急迫其の性質及び形態、（９）日本革命の展望、（１０）日本共産党の政策、を総論に盛り込むことにした。その陳述分担も、（１）労働組合＝国領、杉浦、（２）無産政党＝鍋山、（３）無産青年運動＝高橋または中尾または徳田、（４）農業問題＝志賀、佐野、（５）解党派問題＝杉浦、（６）植民地問題＝市川、と報告された。

つまり、この局面では、「解党派問題」を公判で主張しなければならない、特別の事情があった。自ら獄中「非転向」を誇り、『現代史資料 社会主義運動』全七巻を編んだ山辺健太郎は、徳田『獄中十八年』とはやや異なる統一公判戦術採用の事情を説明している。

共産党事件ではもうはじめから裁判の結果はわかっているようなものであった。したがってその公判も、主張すべき点を主張し、労農大衆にうったえ、大衆の批判をあおぐ、法廷闘争たらざるをえない。それではなぜ徳田球一をはじめ、国領五一郎らが予審で陳述したかということ、第一、解党派の連中が陳述し、それが党のすがたをゆがめて伝えるおそれがあったので、党の政策や運動だけは予審で陳述しよう、ということになって予審での陳述になったものである。しかし徳田はのちに、これは失敗だった、公判だけでいべきだったとの主旨のことを話していた（『現代史資料 一六 社会主義運動三』x i 頁。ただし山辺は、『現代史資料 二〇 社会主義運動七』みすず書房、一九六八年、x v i 以下では、『獄中十八年』に沿ったコメントに改めた）。

つまり山辺は、「解党派」批判こそ、徳田らの積極供述の理由だという。ただし、実際の法廷では、水野成夫ら日本共産党労働者派＝「解党派」への批判は、佐野学の総論や各自の陳述中で触れられたが独自の主題にならず、松尾は法廷委員に入らなかった。

#### メディア報道・情報戦をめぐる裁判所と被告団の攻防

裁判所は、統一公判方式、その公開、共産党側の積極陳述を一応認めたが、それが一般メディア報道を通じて法廷外の共産党宣伝に広がるのは危惧した。

一九三一年七月六日、小笠原鍋屋警察所長名で「公判報道に関する新聞対策」が各新聞社長宛に示された。「国体の変革」「皇室の尊厳」「私有財産制度」「暴力革命」「国家の根本制度の否認」「植民地の独立」「その他共産主義の宣伝」について「被告の陳述内容に関し之が肯定宣伝する記事は勿論単なる報道記事と雖も」新聞紙法第二

三条で取り締まる旨、注意していた（以上、公判準備は『現代史資料 一六 社会主義運動三』五七二- 五八三頁。布施辰治ら弁護団の側から見た統一公判の問題は、森正『治安維持法裁判と弁護士』日本評論社、一九八五年、参照）。

ともあれ一九三一年六月二五日から、東京地裁陪審第二号法廷で統一公判は始まる。冒頭の被告団公判闘争方針で、佐野学は「この被告席に居る四拾幾名は最早統一的な陣営に属するものでなく、一部の者は党を裏切って敵の軍門に降服し党と対立して居るわけでありますが、私は言ふ迄もなく共産党の旗を守る同志の意思を代表する次第であります」と「検事局に於ける解党派の製造」を批判し、「吾々は名誉ある階級的政治犯人として、労働者階級の誇りを以てこの法廷に立つ」「此の度の裁判に於て吾が共産党の真相を国民大衆に訴える」と宣言した。

実際の法廷での分担は、総論＝佐野学、組織問題＝鍋山貞親、党史＝市川正一、労働組合＝杉浦啓一、国領五一郎、農民運動＝高橋貞樹、青年運動＝徳田球一、志賀義雄、治安維持法批判＝三田村四郎、総括＝佐野学、となった。明らかに中心は佐野・鍋山で、徳田も志賀も脇役だった。したがって一九三二年に小冊子になり、戦後も版を重ねる市川正一『日本共産党闘争小史』も、基本的には前述一〇項目の論題と時期区分を前提とした、法廷委員会＝獄中央委員会の統一見解だった。

法廷陳述での日本共産党創立時期は、一九三〇年四月八日「徳田球一外三十六名治安維持法違反被告事件予審終結決定書」が「大正一一（一九二二）年七月」まで特定しているもどで、それを追認するものだった。

先に見た当時の統一公判傍聴記、『プロレタリア科学』一九三一年一月臨時増刊号と『現代史資料』所収の速記録を比較してみると、当時の傍聴記は（したがってこれをもとにした市川正一『日本共産党闘争小史』は）おおむね正確な要約だが、『プロレタリア科学』の三一年七月二三日第九回公判傍聴記中「裁判長 日本共産党はいつ創立されたか？ 同志市川 一九二二年七月初旬創立」の肝心の問答部分が、速記録と微妙に異なる。

### 公判速記録と『プロレタリア科学』で異なる党創立の時期

速記録で見ると、宮城実裁判長の方から、創立年月日の特定を求めた。市川正一は、日付けは不明と答え、「七月初旬」とは言っていない。「凡そ七月」である。むしろ傍聴記を作った獄外共産党側に、「七月初旬」という意識があったのかもしれない。

裁 日本共産党が出来たのは大正十一年の何時だね。

市川 一九二二年の七月に創立されました。

裁 日はいつです。-- 日はわからぬかね。

市川 わかりませぬ。凡そ七月といふのみです。今から丁度九年前に当りますが、大正十一年の七月中に創立されたのであります

『現代史資料 一七 社会主義運動四』みすず書房、一九六六年、二七一- 二七二頁。なお『日本共産党闘争小史』では「一 日本共産党の成立、2 国内情勢」の部分にあたるが、こうした法廷問答は省略されて「一九二二年七月」しかでてこない。

この司法権力と市川正一の駆け引きの中に、「創立記念日」をめぐる、ある種の情報戦が孕まれていた。というのは、一九三〇年四月八日予審問終結決定書にのみ「一九二二年七月」が入ったのは、検察側のある種の決断だった。それは中央委員クラスを多く含む「徳田球一外三十六名」の警察・検察・予審問のなかで、日本共産党創立についてもいくつかの異なる供述があり、結論的には徳田球一供述を採用していたからである。

また、統一公判の開始にあたって（第二回、一九三一年七月七日）、平田勲検事が公訴事実を「各予審終結決定記載の事実」と省略したのに対して、佐野、鍋山、三田村らが各予審問決定書の記載事実がばらばらで「共産党に対する定義」でさえいい加減であるという検察側の不備を指摘し、法廷が紛糾していた。

## 6 徳田球一予審問調書による「党史」構築

### 徳田球一の積極供述を引き出した藤本予審判事

三・一五、四・一六被告団の中には、第一次共産党創立期の指導的黨員は、あまり含まれていなかった。中心メンバーだった堺利彦、山川均らは、再建共産党（第二次共産党）の指導理論となった福本イズムと、山川イズム・福本イズムの双方を否定したコミンテルン「二七年テーゼ」に反対し、雑誌『労農』を拠点に共産党と対立していた。荒畑寒村（勝三）は三・一五事件で検挙され「徳田球一外三十六名」に入っていたが、一貫して第二次共産党との関係を否認し、統一公判でも冒頭で北浦千太郎と共に分離組に移された。

密室における情報戦である予審問は、ばらばらに行われた。法廷委員の中心にある佐野学は、一九三〇年一月一二日第三回問調書で、予審判事藤本梅一に対し「大正十一（一九二二）年四、五月頃第一次日本共産党が堺

利彦、山川均、荒畑勝三君等によって組織された」と「二二年春創立」を述べ、自分は七月に荒畑の勧誘で入党したと明言していた(『現代史資料 二〇 社会主義運動七』一九〇頁)。

鍋山貞親は、一九三〇年三月二六日の第十四回訊問で、予審判事藤本梅一に対し、それまでの一九二七年入党という供述をくつがえし、日本共産党に初めて関係したのは「大正十(一九二一)年秋」に高尾平兵衛から入党を誘われ、「然し当時は未だ党は正式に創立せられて居ない」と聞き、翌二二年五、六月に荒畑寒村から勧誘を受けて入党、小岩井浄を「キャプテン」とする大阪の細胞に属した、と述べていた(『現代史資料 一九 社会主義運動六』みすず書房、一九六七年、六四-六五頁)。

第一次共産党成立に限って言えば、徳田球一の一九三〇年一月二八日の第十回訊問は、佐野の供述と鍋山供述変更のちょうど中間にあたる。同じく予審判事藤本梅一に対して、それまでの取調べへの態度を改め、詳しく独自の「党史」を供述し始めた。

一問 被告は治安維持法違反被告事件の記録を読んだか。

答 読みました。

二問 何か云うことはないか。

答 之迄事件の具体的内容に付ては一切答弁を拒絶して居りました。記録の全体を通覧すれば今や私の任務は党の全体の姿を可成完全に描き出す事に助力する事である事を自覚しました

こうして、徳田流「党史」を、一、第一次共産党時代、二、日本共産党「グループ」時代、三、福本「イズム」時代の三期に分けて、自分の「記憶」を詳しく供述しはじめた。その中で「創立大会は一九二二年七月に行はれました」と明言した(『現代史資料 二〇 社会主義運動七』六六-七四頁)。

#### 荒畑寒村、堺利彦、山川均まで証人訊問された徳田供述の採用

これは、検察側にとっては、きわめて重要な証言だった。徳田の供述は、一九二一年春の「日本に於ける共産党準備委員会」や二二年一二月「極東民族大会」、高瀬清、川内唯彦のコミンテルン第四回世界大会派遣等々を、人名・組織名を挙げて具体的だった。それまで二三年六月第一次共産党事件時に押収した「英国共産党暫定党規」や石神井党大会「議事録」ぐらいしか物証のなかった国家権力の側に、新たな情報をもたらした。

しかも、鍋山貞親や佐野学予審供述の曖昧な第一次共産党時代の記憶、人名や組織名を挙げない国領五一郎らの供述に比べて、それまで具体的証言を拒否してきた徳田球一が「今や私の任務は党の全体の姿を可成完全に描き出す事に助力する事である事を自覚」したと前置きし、観念しての詳細な供述なので、迫力があつた。

第一次共産党の最も重要な当事者の一人で、証言有資格者である荒畑寒村が、予審判事秋山高彦から「第一次日本共産党創立大会は大正十一年七月であつたか」と聞かれ「其頃であつたと思ひます」と答えたのは、佐野・徳田と鍋山供述のはざま、一九三〇年二月一八日の第四回訊問調書であつた(『現代史資料 二〇 社会主義運動七』一二頁荒畑寒村は、外務省外交史料館所蔵の一九二八年一二月二八日から二九年三月四日まで五回の東京地検平田勲に対する聴取書においても、自分と第二次共産党との関わりや福本イズム批判については述べたが、第一次共産党についてはほとんど語らなかつた(「荒畑勝三聴取書」外務省外交史料館「日本共産党関係雑件、東京地方裁判所ニ於ケル共産党事件被告人聴取書」第三集 I/4/5/2/3-5)。

荒畑は、検察側が徳田供述から得た「第一次日本共産党創立大会は大正十一年七月であつたか」をぶつけられ、やむなく「其頃であつたと思ひます」と答えたのである。当時の予審訊問調書は、法廷での証拠能力を持っていた。検察側にとっては、徳田供述を基本シナリオに採用できる、僥倖の証言だった。

そればかりではない。三・一五、四・一六事件に直接関わらなかつた堺利彦、山川均、近藤栄蔵らも、徳田供述を裏付ける証人として喚問された。今日法政大学大原社会問題研究所に所蔵される証人訊問調書はその時のもので、一九三〇年一月二八日の徳田球一供述の後、まず獄中の荒畑寒村が二月一八日に予審訊問され、二月二日に山川均が、二月二五日に堺利彦が、翌二六日に近藤栄蔵が証人訊問を受けた。山川は「存じませぬ」、堺は「組織準備委員会とか創立大会とか云ふ形式的過程を経たものでは在りませぬ」、近藤は「判然記憶して居りませぬ」と曖昧であつたが、それでも検察側は徳田供述を採用した。犬丸義一は、これら大原社会問題研究所所蔵の山川均、堺利彦、近藤栄蔵証人訊問調書を、徳田証言が「史実」である傍証と読むが、筆者は、むしろ官憲の法廷技術上のシナリオ作り＝情報戦の一環として読む(犬丸『第一次共産党史の研究』二〇五-二〇八頁)。

この経過は、平田勲検事に「日本共産党事件」立件にあつた権力側のシナリオにとって最も都合のいい共産党創立についての供述が、徳田球一から得られたことを意味する。

またそれは、この一九三〇年一月時点では、獄中被告たちの間で「党の真の姿を明らかにする」方向が意思統一されておらず、第一次共産党「創立大会」についての共通了解はなかつたことを意味する。もしも第一次共産党まで含む「党史」を積極的に展開していこうとするなら、「創立大会」という決定的な点での徳田と佐野・鍋山の供述のくいちがいは、「敵権力」に党指導部内不一致を示したことになる。

### 徳田の予審戦術転換をもたらした是枝恭二の「解党派」接近

とすると、弁護士出身である徳田球一の、予審における供述戦術の転換理由が重要になる。一九二九年七月三〇日の第九回訊問調書まで「答弁致しませぬ」を繰り返してきた徳田が、半年後の三〇年一月二八日から「今や私の任務は党の全体の姿を可成完全に描き出す事」と考えるにいたった、ある転換点があった。その間に、徳田球一は平田検事から「治安維持法違反被告事件の記録」を読まされていた。

それが、『獄中十八年』で語った「一九三〇年、佐野、鍋山、三田村、高橋らの調書」ないしその一部を含んでいた可能性は否定できないが、ポイントはむしろ、半年前の第九回予審訊問調書の中に隠されている。一九二九年七月三〇日、秋山高彦予審判事に対する第九回予審訊問の応答は短い。それから約半年、徳田の予審訊問調書は中断する。

一問 被告は是枝恭二に対し日本共産党への入党を勧誘したか。

答 答弁致しませぬ。

二問 其事に付是枝恭二は斯様な申立をして居るが如何。

此時判事は被告人是枝恭二第四回予審訊問調書中、第二、第三、第四に対する申立記載部分を読聞けたり。

答 答弁致しませぬ。

徳田球一が、自らの意志ではなく、平田勲検事指揮下の秋山予審判事の取調の中で読まされた「是枝恭二第四回予審訊問調書」とは、法政大学大原社会問題研究所所蔵の写本を見ると、秋山判事自身による一九二九年七月五日付けのものである。「第二、第三、第四に対する申立記載部分」は、是枝恭二が、二五年一〇月に徳田球一から入党勧誘を受け決意した経緯を述べた部分である。

### 水野成夫、是枝恭二らの「君主制廃止」スローガンへの疑問

そこで是枝は、素直に淡々と入党前後の事実関係を述べ、日本共産党が「立憲君主政体」転覆を狙った秘密結社であることも認めている。ここでは事実関係だけの供述だったが、実は徳田第九回訊問の翌七月三十一日、是枝恭二は、秋山予審判事の取調を再び受け、長時間の第七回訊問調書に署名している。

その内容は、「二七年テーゼ」の根幹を成す「君主制廃止」スローガンに根本的疑問を述べたもので、明治の「革命」によって生まれた日本の天皇を中心とする君主制は、世界に類のない「斬新なる君主制」であることを、福本イズムの秀才だった是枝らしい現物地代論・比較君主制論・帝国主義論を動員して、詳しく展開したものだ。それは、端的に、水野成雄の天皇論に共感して「解党派」の主張を述べたものだった。おそらく獄中の徳田は、これら一九二九年七月の是枝予審訊問調書を、秋山予審判事から全文読まされた。

当時徳田球一は、前回一九二九年五月二七日の第八回訊問で第一次共産党について問われ、事実関係については「夫れは答弁しませぬ」と頑張りながら、治安維持法の核心「君主制の廃止」「私有財産否認」については、「君主制の廃止とは所謂ブルジョアデモクラシーの徹底の中心的目標」「君主制とは本質的には封建制度に於ける所謂君主専制を云ふのである。而し封建制度が崩壊して後も尚且つ君主制は地主の勢力を代表して残存する事が有り得るのである」「共産党の指導の下にある処の『ソヴェットユニオン』は、現に特色ある私有財産制度を許して居る」「治安維持法の所謂私有財産の否認なるものは狂人の妄想」と公式的に答えていた。そんな徳田にとって、秋山高彦予審判事から読まされた是枝恭二の予審訊問調書は、ある衝撃を与えるものであった。

ここに出てくる是枝恭二とは、東大新人会出身の福本イズムの若手理論家で、獄中で水野成夫の第一回上申書（一九二九年五月二三日）に賛同し、この頃「解党派」に近づいていた。水野成夫のほか浅野晃、門屋博、村尾薩男ら約三〇人が加わったこの獄中分派に、是枝恭二は七月にいったん近づき、二九年九月一六日の第九回訊問から距離をおいて、九月末から十月には七月の調書の撤回を求める上申書を二度も書いて主流派に復帰した。しかし徳田が秋山予審判事から読まされた是枝供述は、水野成夫への共感を示した七月段階の苦渋の内面記録であったろう。水野の上申書も、当然読まされたろう。

一九三〇年末に「日本共産党労働者派」を結成するに至る水野成夫の獄中グループは、階級闘争や社会主義・共産主義を否定していなかった。一九二九年五月二三日の水野成夫第一回上申書は、「日本共産党はなぜ敗北にいたったか」と問題を立て、「二七年テーゼ」の「君主制撤廃のスローガンは、果たして正しかったか」を最大の問題にしていた。「1、大衆はこのスローガンを支持していたか、2、このスローガンは何故大衆の支持を得なかったか、3、このスローガンは理論的には正しいか、4、君主制は将来どうなるか」と問いかね、「日本の君主制を『単なる地主または株式所有者』としてかたづけることが政治的に誤謬である」「君主制廃止のスローガンを撤回すべし」と述べ、大衆が天皇を「ただなんとなく国民的誇りにする」問題を提起していた（是枝恭二予審訊問調書は入手し得なかったので、是枝夫人だった福永操『共産党員の転向と天皇制』三一書房、一九七八年、所収の「水野成夫上申書」を用いた。なお、伊藤晃『転向と天皇制』勁草書房、一九九五年、田中真人『一九三〇年代日本

共産党史論』三一書房、一九九四年、参照)。

当時自分自身も保釈中の被告で、是枝恭二の妻であった福永操によれば、「検事局は、解党派の上申書を、党の中央委員はじめ東京で収監されていた黨員たちに個別的に読ませたらしい」という。「労働者派」を主題的に研究した伊藤晃は、「水野たちの転向を引き出した陰の主役が、東京地裁検事平田勲である」という。

### 「君主制廃止」を正統化するための予審での徳田「党史」陳述

日本の君主制を「単なる地主または株式所有者」とかたづけしていた百戦錬磨の徳田球一も、自分の子飼だった水野・是枝のマルクス主義用語を散りばめた独自の天皇論を読み、自分の獄中生活の内省しただろう。ただし沖縄出身の徳田は、天皇論でナショナリズムに屈服することはなかった。むしろ、「解党派」に対する本格的反論の必要に迫られた。それが、翌年一月一二日第一〇回予審問からの積極供述の背景だった。

それは、一九三三年に水野成夫と似た論理で「転向」声明を発する佐野学・鍋山貞親でも同じであったろう。だが佐野や鍋山の調書には、検察当局による「解党派」工作に乗って供述を変更した形跡はない。しかし徳田球一予審問調書には、二九年後半から三〇年一月のある時期に、はっきりとした転換がある。

佐野学は、第二次共産党の中央委員長を経験し、コミンテルン第六回大会で日本共産党選出のコミンテルン執行委員に選ばれていた。二九年六月に上海租界で逮捕され、二九年八月九月警視庁特高課長山縣為三の厳しい追及で、一通の詳しい聴取書を残した。そこではすでに、日本共産党組織からコミンテルン執行委員会の内部事情、中国共産党の関係幹部の活動まで供述してきたから、二九年九月二四日以降の一六回の予審問は、その延長上にあった。佐野は、二九年八月二九日聴取書で「大正十一年六月頃荒畑寒村ノ相談ヲ受ケテ日本共産党ニ加ワリ」と述べて山本懸蔵、是枝恭二らを入党させたことを認め、九月二日第九回聴取書では、「大正十一年ノ夏頃組織サレタ日本共産党ニハ創立計画ニ私ハ参加セス創立後ニ加入シタノデアリマスガ大体ノ事ハ知ツテ居リマス」と、中国共産党の張大雷の来日からヴォイチンスキー、徳田の金銭授受まで詳述していた（「佐野学聴取書」外務省外交史料館「日本共産党関係雑件、警視庁ニ於ケル共産党事件被告人聴取書」I/4/5/2/3-4）。

佐野・鍋山が、この時点で是枝恭二七月予審調書や水野成夫五月上申書を読まされたかどうかは判然としない。平田検事、藤本・秋山予審判事が、予審供述がうまくとれない、また天皇について教条的供述を繰り返す徳田球一を、特に狙って読ませたのかも知れない。動揺しやすい被告から都合のいい供述を採るのは、国家権力の情報戦の常道である。

ともあれ半年の熟慮を経て、徳田球一は、話し始めた。堰を切ったように、詳しく供述した。それは「解党派」に対する共感・屈服ではなく、むしろ即自的な抵抗・反発だった。そこで徳田は第一次共産党創立大会は「一九二二年七月」と述べ、当時を詳しく知る荒畑寒村も否定しなかった。かくして「徳田球一外三十六名」の予審終結決定には「一九二二年七月日本共産党創立大会」が書き込まれた。片山潜等のアメリカでの活動も、一九二一年段階の暁民共産党、日本共産党準備委員会も、さしあたりは副次的なものとされた。

## 7 獄中中央委員会と裁判所の駆け引きによる「創立大会」設定

### 鍋山貞親、風間文吉が述べた「記憶しやすい日」七月一五日決定事情

当時の裁判では、予審尋問調書は証拠能力を持ち、検察側の予審集結決定書は、起訴状に相当した。徳田球一の一九三〇年一月供述「一九二二年七月創立大会」が、三〇年四月の予審終結決定で権力により採用されたことで、三〇年一〇月には、佐野学を代表とする法廷委員会＝獄中中央委員会の統一見解になった。「党史」担当の市川正一は、それを忠実に、三一年七月公判で公言した。

あとは、宮城実裁判長に問われたように、「創立大会」を七月の何日にするかの問題だった。これについては、先に引いた志賀義雄の「記憶」のほか、法廷委員であった鍋山貞親と、当時の獄外日本共産党中央委員長風間文吉の、よく知られた叙述がある。

日本共産党の創立は、大正十一年の七月十五日とされているが、実のところ、あまりたしかでない。現に、大正十二年六月の第一次検挙で裁判にかかった時、判決では、大正十一年の七月十五日でなく、十一〔二〕月某日となっている。それはもちろん各被告の陳述にもとづく結論である。……

それがいちおう、大正十一年七月十五日と決められたのは、だいたいのちのことである。昭和三年に、三一五検挙があり、翌昭和四年に四・一六検挙などがあって、創立以来の主立ったものが全部逮捕された。その予審裁判中に、各被告それぞれの陳述があり、いずれも、記憶不確かゆえにはっきりしない。そこで、予審判事や検事が、幹部クラスの被告を、何回も会わせて、創立日時を確定させようということになった。そのときいろいろな話はあったが、とにかく大正十一年七月十五日にしようということにきまったのである。その確定資料は、はなはだあやふや、主として、徳田球一の記憶によったにすぎない（鍋山貞親「非合法化の共産党中央委員会」『文藝春秋』一九五六年特別号六六頁）。

日本共産党は一九二二年七月十五日に創立された、という神話（「創立を記念する日」として扱うことにさしつかえないが）がある。これには何の科学的根拠もない。昭和三年三月十五日、同四年四月十六日に共産党員の大量検挙があり、その裁判が統一して行われたのは昭和五-六[六-七]年である。その時、東京地方裁判所の宮城実裁判長は、日共の成立過程やモスクワとの関係、綱領、活動などはよく判ったが、何年何月何日に日共が創立したかに関する被告たちの陳述がバラバラであることを発見した。これでは裁判を進める上で都合が悪いので、当時獄中にあった佐野学、鍋山貞親らに対し、創立年月日を定めるようにと申し入れた。そこで佐野、鍋山氏らが協議の上、記憶しやすい日という意味で七月十五日に決めたのである（風間丈吉『雑草の如く』一九六八年二九頁）。

つまり、裁判所・検察の方から「創立大会」の日付の確定を求められ、法廷委員会＝獄中中央委員会が「ともかく」「記憶しやすい日」七月一五日にしたというのである。それが戦後に徳田・志賀『獄中十八年』で権威づけられ、「創立を記念する日」となった。

### 判決では採用されなかった「七月一五日創立記念日」

それが史実であるかどうかについては、「正史」に依拠した犬丸義一が「歴史学」として論証しようとつとめ、高瀬清という「証人」を得て、ほとんど全精力を費やしてきた（犬丸義一『第一次共産党史の研究』青木書店、一九九三年、高瀬清『日本共産党創立史話』青木書店、一九七八年）。

しかし、やはり「神話」ではないかと考える岩村登志夫、川端正久、松尾尊允、江口圭一らは、ロシア語やドイツ語・英語の史資料をも用いてその「神話」性を暴き、史実に近づいていった。筆者自身も、高瀬清回想に根本的疑問を持ち、史資料的にはっきりした「一九二二年九月日本共産党綱領」から創立を考えるべきだと述べてきた。

ちなみに、東京地裁統一公判の判決は、獄中中央委員会の苦心の産物「記憶しやすい日」「七月一五日」を採用しなかった。一九三二年一〇月二九日東京地裁判決は「同党は最初大正十一年七月国際共産党支援の下に創立せられ」と、予審終結決定段階の記述にとどめ、敢えて「一五日」と確定することはなかった（『現代史資料 一八 社会主義運動五』四三八頁）。

それどころか、翌三三年に宮城実裁判長の行った「私の経験より見たる共産党事件の審理に就て」と題する『思想研究資料』所収の講演は、仲間内の気安さからか、「大正十一年九月五日に日本共産党が成立」と何の典拠も示さず述べてはばからなかった。宮城裁判長自身が、「七月十五日」神話成立の経緯を、熟知していたのである（『現代史資料 一六 社会主義運動三』五九四頁）。

にもかかわらず、徳田球一には、一九三〇年一月時点で日本共産党創立を「二二年七月」にすべき理由があり、三一年七月の佐野学・鍋山貞親・市川正一ら獄中中央委員会には、それを統一公判で公言し宣伝する必要があった。

他方、一九三二年七月の風間丈吉・岩田義道ら獄外中央委員会には、「七月一五日」を「八・一国際反戦デー」と「新テーゼ＝三二年テーゼ」発表に合わせ、「党創立十周年記念日」として顕彰し、キャンペーンに利用する意味があった。

そして、それらの必要事由は、翌一九三三年七月には不要になり、以後は敗戦まで忘れ去られた。「神話」は、むしろ一九四五年以後に意味を持ち、政治的に機能したのである。

## 8 裁判所を情報戦に利用するという冒険

### 「ブルジョア裁判」を宣伝・扇動の舞台に

一九三一—三二年の治安維持法統一公判は、戦前日本共産党にとって最大の合法的情報戦だった。それは、非合法・合法的共産党系新聞・雑誌を宣伝煽動メディアとして利用するばかりでなく、裁判所という国家機構自体を一つのメディアに見立て、有罪・無罪の法的判決よりも階級裁判そのものの不当性を訴え、「ブルジョア宣伝」をも介して自分たちの主張の真実を民衆に届けようとする実験であった。それは、幸徳秋水らの「大逆事件」時代には大衆的規模では不可能で、言論・出版のある程度「自由」な国でなければ、情報戦としての効果を期待できないものであった。

国家機構の一部としての裁判自体を情報戦のメディアに仕立て、政治宣伝の舞台とする発想自体は、別に目新しいものではない。日本の共産主義者が依拠したドイツのカール・マルクスは、一九世紀半ばのケルン共産党裁判でその模範を示しており、それは、被告弁護団長布施辰治の座右の書であった。「自由・平等・博愛」の国フランスでは、一八九四年ドレフェス事件があり、それは、大逆事件のフレームアップに遇った幸徳秋水等を助けた

堺利彦・荒畑寒村・大杉栄らの寄る辺となっていた。

しかし、一九二八年三・一五事件、二九年四・一六事件の日本共産党被告団の依拠した「模範国」はソ連であり、「準処理論」はマルクス・レーニン主義であった。そこには資本制国家をブルジョア独裁と認識し、民主主義を階級的にブルジョア民主主義とプロレタリア民主主義に裁断して、ブルジョア民主主義を社会主義・共産主義＝プロレタリア独裁のために利用するという「理論」があった。典型的には議会と選挙の位置づけだった。ブルジョア議会の「本質」はブルジョアジーの独裁であるが、プロレタリアートはそれを階級的暴露、労働者大衆への宣伝・煽動の場として利用できるとしていた。

その「革命的利用」戦略は、一九二五年の男子普通選挙権獲得に伴い、幸徳秋水の時代の「議会政策対直接行動」を止揚するものとみなされた。議会主義に埋没するのではなく、しかしアナーキストやアナルコ・サンディカリズムのように反議会主義、選挙ボイコットをするのではなく、議会や選挙を革命的に利用し宣伝・煽動の場とするものだった。階級裁判を情報戦の舞台とし、そこでの陳述を公開させ労働者民衆へのメッセージとする構想は、当時の日本共産党が依拠したコミンテルン「二七年テーゼ」の「党の大衆化」「プロレタリアートの政治的教育」に沿ったものだった。

### 「二七年テーゼ」の君主制廃止スローガンの重荷

日本共産党事件の被告たちは、まさにその「二七年テーゼ」の「君主制の廃止」スローガンゆえに検挙され、法廷にあった。それは、第一次共産党の誕生を規定した山川均の「大衆の中へ」「共同戦線」、第二次共産党再建を主導した福本和夫の「分離・結合論」とは異質な、両者への批判の中で、コミンテルン＝世界共産党から与えられたテーゼだった。それは、当代日本国家を「資本家と地主のブロックの手中」にあり、「日本国家のブルジョア的立憲君主制の解体」「封建的分子の政府よりの駆逐」による「ブルジョア民主主義革命の社会主義革命への急速な転化」「君主制の廃止」を掲げていた。

一九二八年二月、普通選挙法にもとづく初めての選挙にあたって、テーゼに忠実に「君主制廃止」「日本共産党万歳」の旗を公然と掲げたことが、普通選挙法と一緒に立法された治安維持法違反での大量検挙につながった。

そして、水野成夫らの「解党派」グループは、まさにこの「君主制廃止のスローガン」に疑問を持ち、日本の君主制を「皇統連綿二五〇〇年」「民族的信仰で国民的参拝の対象」「権力からの距離」「明治以来の発展の象徴」とし、「大衆は君主制廃止を求めている」と断じて党指導部を批判していた。

伊藤晃によれば、そうした気分は、当時の多くの党員に共有されていた。「多くの人の内心にわだかまっていた疑問と不安をはじめて口に出して語った」のが水野成夫らだった（伊藤晃『転向と天皇制』二頁）。

当時は知られていなかったが、一九三一年春に佐野学に代わる日本共産党代表としてモスクワに派遣された野坂参三も、そうした疑問を抱いていた。

筆者が外務省外交史料館で見つけた一九二八年六月一四日付聴取書は、「私一個の意見としては其『スローガン』の内君主制の撤廃其他一二の事項を当面の『スローガン』として掲げる事に異論を持つて居ます」と東京地裁検事渡辺俊雄に対して率直に述べていた。二九年四月四日東京地裁藤本梅一予審判事への第四回予審訊問調書でも、「君主制の撤廃及之に類する事項をスローガンとして掲げ之を大衆の目前に現はす事に付いては異論を持つて居ります。斯かるスローガンを掲げるには一定の段階を経て居なければならぬのと訓練を経て居らなければならぬのに一定の準備が出来て居なかつたので今日直ちに大衆の前に之を掲げる事は誤りだと思つて居ります」――水野成夫の批判とほとんど同じであり、時期的には野坂の方が早い（井上敏夫編『野坂参三予審訊問調書』五月書房、二〇〇一年、七四頁、三四頁。ただし同書所収の「野坂参三聴取書」が、外務省外交史料館で発見した筆者が編者に提供したものであり、それが荒畑寒村聴取書、福本和夫聴取書と一緒に綴じ込まれていた。そのさい資料番号 I/4/5/2/3-5 が明記されなかったのは、残念である）。

### 「解党派」結成を誘導した平田勲検事らの工作

平田勲検事らは、水野ら福本イズム出身の中堅・若手インテリの理論幹部たちに、その反対の根拠を理論化させ、「日本共産党労働者派」の結成を誘導した。産業労働調査所で活動してきた野坂参三の「異論」情報は隠匿して、秋山高彦予審判事が一九三〇年二月二六日眼病の理由による「勾留執行停止」の保釈を決定、野坂は、翌三一年三月二日に、風間丈吉ら獄外中央委員会の決定によって国外に脱出し、『亡命十六年』への道に入る。野坂参三は、統一公判では「不出頭、逃亡中」として扱われた。

一九三〇年一月、徳田球一の予審訊問での戦術転換は、野坂参三調書は見せられなかっただろうが、水野成夫・是枝恭二ら「解党派」の予審調書、上申書、手記類を検察側から読まされてのものだった。そこから徳田は、「一九二二年七月党創立大会」を含む詳しい供述を始めた。

その主眼は、当然「解党派」との対決点、自らモスクワに呼ばれて決定されたコミンテルン「二七年テーゼ」の「君主制廃止」スローガンの正しさを弁証することだった。沖縄出身の徳田が、水野や野坂のような天皇観をもたないだろうと検察側から想定されたかどうかは分からないが、検察側にしてみれば、徳田が「テーゼ」を機

械的に繰り返して「君主制廃止」について語るのは、二九年前半までの七回の予審訊問から想定できた。それは、検察側の狙いにも合致した。治安維持法の構成要件、「国体の変革」「私有財産の否認」を率直に語るであろう指導的被告として、徳田球一の予審調書（当時そのまま証拠能力を持った）は、検察側の情報戦に活用された。

おそらく検察側の思惑通り、いったん「答弁しませぬ」の自戒――それは堺利彦ら第一次共産党事件被告団の盟約でもあった――を破った徳田球一の予審供述は、詳細をきわめた。戦術転換を始めた一九三〇年一月二八日第十回訊問から、「二七年テーゼ」を最高指針として、そこに至る過程として「党史」を語った。一九一七年のロシア革命から説き起こし、近藤栄蔵、堺利彦、山川均、大杉栄の時代から、二一年日本共産党準備委員会、ML会、水曜会、暁民会、時計工組合、LL会等々初期の組織とメンバーの名前を具体的に挙げ、コミンテルンからの働きかけの「中心人物」としてヴォイチンスキーを挙げた。二二年初頭の極東民族大会についても詳細に「記憶」を再現し、そこでブハーリンから「天皇の廃止」を指示され「此指示は次の年に完成されたブハーリンの起稿に係る日本共産党『プログラム』の基調を示して居るものであります」と述べていた。「創立大会は一九二二年七月」は、その文脈で述べられたものだった。

### 「解党派」との対決点にあわせた徳田球一の「党史」創作

ここでの徳田の仮想敵は、水野成夫ら「解党派」であった。第一に、日本共産党は第一次共産党時代から一貫して「君主制廃止」を目的としてきたこと、第二に、それが「コミンテルンの権威」に裏打ちされたものであることを、自ら創作した「党史」で示すことだった。そのことが、徳田の供述に、虚実入れ乱れた「記憶」の動員と「記録」の混濁をもたらした。同時に検察側の「党史」への介入を許した。

検察側の狙いは、日本共産党が創立当初から「国体の変革」を目的とした非合法秘密結社であること、第一次共産党と第二次共産党は一続きで、それはソ連及びコミンテルンという外国勢力と結びついていることを論証することだった。一方徳田の方は、(1)「解党派」の攻撃する「君主制打倒」スローガンは日本共産党のレーゾン・デートルであり、(2)コミンテルン公認の日本支部＝日本共産党こそ「唯一の前衛党」であることの論証に向かった。そこで、第一次共産党に遡って、「大逆事件の亡霊」を恐れぬ「日本革命の前衛党」を仕立てあげた。

第一の君主制については、二九年五月二〇日の第二回訊問で、日本は憲法政治をもつ民主国で君主制でもベルギーのような主権在民がありうる、「天皇は称号を授与する伝統的機関にすぎない」「天皇という形式が伝説時代より伝統的か且宗教的力によって浮遊して居るにすぎない」、現代日本は資本主義国だから「形式は君主制であるが内容は已に民主制である」という天皇機関説風議論を展開していたが、「解党派」の調書を読まされた三〇年一月二八日第十回訊問以降は、「二七年テーゼ」のブルジョア・地主ブロック権力論を忠実にくりかえすだけになる。

### 獄中指導者佐野学における君主制打倒スローガンでの動揺

この点では、佐野学の方が、徳田の第十回訊問の前日一月二七日第十二回訊問で、「私は日本の皇室が日本国民によりて一種の家長的なものとして観念されて居る特徴を認めますが、之によりて君主政治と云う政治形態自身が、『プロレタリア』運動の利害と何等衝突しないと云う結論に達しないのです。只『プロレタリア』革命と云う見地に付て不充分的説明を為しつつ、突然君主制の撤廃の『スローガン』を掲げた事は、吾党を以て君主制の撤廃を目的として集まった団体であると云うが如き、『ブルジョア』の『デマゴグ』を招いたのであって、此点に於て失敗があったと考えて居ります」といったん認めた。

ただし佐野は、一九三〇年三月二三日、最後の第一四回訊問では、「君主制問題に付て訂正」を求め、「君主政治は資本家地主の階級独裁の形式」「君主政治の実行者たる帝室の経済的基礎は大土地所有であって、帝室は社会的観念的に保守主義の中心」「解党論者の『君主制はブルジョア独裁と両立する如く、プロレタリア独裁とも両立する』と云う奇異な言葉は、到底吾々マルクス主義者に理解し得られませぬ」「解党主義者の君主主義的共産党など云ふ概念は二律背反的妄想」と、水野成夫ら「解党派」批判の文脈で軌道修正する。つまり、徳田の方が佐野より早く「解党派」批判の必要を認め、供述「訂正」も早かった。

そのさい徳田は、「君主制廃止」を「党の伝統」に結びつけた。「私の供述は私自身の遣った所の仕事のみならず、之に関連して聞知した処の歴史的な事実をも含むのであります」「福本『イズム』の時代に於ては、特に二、三の事実に付て党の伝統と如何に相違し、如何に党を害したかと云う事に付て批判的見解を述べる」と、せいぜい十年の流れを「伝統」として一貫させようとする。そこで依拠したのがコミンテルンであり、「コミンテルンの伝統」であった。「日本共産党の礎石は『コミンターン』によりて統べられたものであって、而して常に『コミンターン』の正しく力強き伝統を如何にして体得すべきかと云ふ事が努力の最大の眼目」だという（徳田球一、佐野学の予審訊問は、『現代史資料 二〇 社会主義運動七』所収）。



## 9 徳田球一はなぜ「伝統」を創造＝想像したのか

### 「コミンテルンへの忠誠」を示すために極東民族大会行動綱領を捏造

徳田球一には、このように自己の活動を「コミンテルンの伝統」に結びつけなければならない、別の理由があった。徳田は、一九二六年末の第二次共産党再建から「二七年テーゼ」作成までの時期、福本イズムに傾倒し、モスクワにも福本主義者の一人として召喚され批判された。二七年、モスクワによばれた日本共産党代表団の中で、徳田と佐野文夫が福本和夫を支持し、渡辺政之輔、鍋山貞親、中尾勝男、河合悦三らと対立、コミンテルン指導者ブハーリンらの裁定で福本イズムがあっさり批判され、「福本、徳田、佐野（文夫）の三君は『コミンターン』の意見により当分党の重要な地位に就かない事」になった。この事情は、佐野学が、三〇年一月一七日の予審判事藤本梅一に対する第七回訊問で詳しく述べていた。獄中党幹部たちのなかでも、周知のことだった。徳田は、「解党派」を批判するにあたって、特殊に「コミンテルンへの忠誠」を示さなければならなかった。

そのため、徳田の供述は、第一次共産党時代を含めて日本共産党はコミンテルンに忠実に従い、一貫して「君主制廃止」を主張してきたという、今日からすれば、きわどいストーリーになった。それは、野坂参三、水野成夫、佐野学のような天皇制との感情的・理論的葛藤ではなく、むしろ「記憶」の断片に依拠した史実の改竄だった。

その第一は、自分自身の参加した一九二二年極東諸民族大会の「日本共産党が為すべき行動綱領」のスローガンとして、「同志ブハーリン」から「(一) 天皇の廃止、(二) 普通選挙権の獲得、(三) 言論、集会、出版、結社の自由、(四) 天皇、大地主及社寺の土地無償没収及其国有、(五) 高度の累進所得税の賦課」を指示された、という点である。

この点は、つとに川端正久、岩村登志夫らによって明らかにされ、村田陽一も晩年に認めたように、「日本代表団採択綱領」の実際は「(一) 政治制度の完全な民主化、(二) 土地の国有化、自己の労働で耕作する農民に土地を引き渡し利用させる、(三) 労働者による生産管理の条件の下での、大産業部門の国有化、(四) 植民地と植民地的勢力範囲の解放」であり、ブハーリンも会議に顔を出したことはあるが、サファロフが主導したものであった。

つまり、本当は「君主制廃止」も「天皇の土地没収」も「普通選挙権獲得」すらなかった。

### 「君主制廃止の伝統」の起点とされた二二年七月党創立大会

第二に、徳田はさらに「此指示は次の年に完成されたブハーリンの起稿に係る日本共産党『プログラム』の基調を示して居るもの」と述べて、一九二三年市川での日本共産党第二回大会で討議されたという「ブハーリン起草日本共産党綱領草案」への継承を述べる。その橋渡しとして設定されたのが、後の「七・一五創立記念日」を決定づけた一節である。

創立大会は一九二二年七月に行はれました。此大会に於て決議されたる規約は、既に一九二三年の第一次共産党事件に於て押収された事がありますから敢て述べない事にします。次に綱領に付てであります、之は私たちがもたらした極東民族大会に於て支持された既述の内容を充分討議し決定する事が出来ず、何れ此創立大会後直ちに派遣さる、『コミンターン』第四回大会への帰国を待ってと云ふ事になりました。

ここにも、大きな虚偽がある。この期に作られた綱領は、ソ連崩壊後に筆者が発見した「一九二二年九月日本共産党綱領」であり、そこには「君主制廃止」など入っていない。徳田の党規約の供述も、第一次共産党治安警察法事件時に検察側が押収したほとんど唯一の物証である「英国共産党暫定党規」を「創立大会決定」として追認したものだった。これが後の犬丸義一らの研究に、規約中心の形式主義的「創立記念日」論議をもたらす。そのうえ、創立時の中央委員には、「堺利彦、山川均、荒畑勝三、近藤栄蔵、高津正道、橋浦時雄、私」と自分の名前をちゃっかり加え、後に第一次共産党関係者の鬻ぎを買った。徳田は、一九二二年夏には中央委員ではなかった。「中央委員会の議長」職などなかった。二二年九月綱領制定時は「総務幹事」が荒畑寒村、堺利彦は「国際幹事」だった以下、この辺の考証は、加藤「一九二二年九月の日本共産党綱領」で述べたので、繰り返さない。

### 「想像された記憶」としての二三年石神井党大会の君主制廃止綱領論議

したがって、第三に、一九三〇年一月三十一日の第十一回訊問における、二三年二月の市川党大会、三月石神井大会についての供述も、いい加減だった。

実際には市川大会では、綱領討議はなかった。綱領問題を討議した同年三月石神井臨時党大会について、「私は出席しませぬ」としながら「後で聞知したこと」を、「審議の中心は勿論同志ブハーリンの綱領草案を基礎にしたものであります、最も問題になったのは君主の日本の政治及経済上に於ける地位及此制度の廃棄と云ふ事

ありました」と、見てきたように語った。

徳田供述は、「此『ブハーリン』の綱領草案は遂に正式に作用されるには至りませぬでしたが、既に極東民族大会の時に指示された闘争題目もあったので、大体に於て此綱領を是認し、先ずデモクラシー徹底の為に普通選挙運動及一般労農大衆の政治行動に対しての党の政策を決定する必要に迫られたのであります」とし、その時の意見の対立は、三派に分かれたという。第一は、佐野学「普選大害論」をはじめとする山川、荒畑、佐野学の懐疑派、第二は、「私が代表します『コミンターン』の意見であって、即ち極東大会に出席した時に『モスクワ』に於て決議した処の政策を代表するもの」、第三が、赤松克麿ら「社会民主主義的議会主義の是認」であったという。つまり、自分だけはコミンテルンの「君主制廃止」方針に忠実だったという。

これも、作り話である。当時モスクワに送られた報告書も参照すると、佐野学の「大正一二年頃高瀬、川内等が帰国したので、千葉県市川に於て党大会を開き、両君から報告」を受け、「同年五月石神井に於て開かれた第二次大会では、綱領的問題の討議が主でした。其時第一革命か第二革命か即ち『プロレタリア』革命か『ブルジョア』革命かの問題に付討議し、結局『プロレタリア』革命との結論を得、続いて天皇の問題も出ましたが、其当時は山本懸蔵と私は今其事は論じない方が良くと主張し、結局夫れに対しては結論を得ませぬ」という、三〇年一月一二日佐野学第三回訊問調書の「記憶」の方が、歴史的には事実に近い前掲加藤「第一次共産党のモスクワ報告書」。

徳田の「党史」創作のポイントは、二二年一二月極東諸民族大会でのブハーリン指示、二二年七月創立大会討議、二三年二月市川大会、三月石神井大会までの歴史を、「天皇の廃止」「君主制廃止」スローガンと「同志ブハーリン起草」の二つのキーワードで、「二七年テーゼ」まで直結することだった。そして、その間に、二二年一二月のコミンテルン第四回大会における「日本の党は『コミンターン』の認むる処となり」を配することにより、「日本共産党の礎石は『コミンターン』によりて統べられ」「『コミンターン』の正しく力強き伝統」と結びつくという「神話」だった。

そのことにより、堺利彦、山川均、荒畑寒村ら三〇年当時は「労農派」に移っていた第一次共産党指導者は、もともと「党の伝統」からはずれた「分派」の指導者にすぎず、「山川イズム即解党主義」で、「山川イズム（極右翼）」も「福本の理論的遊戯」「福本イズムの誤謬」も、すべてコミンテルンと「同志ブハーリン」によって正され「二七年テーゼ」に至る、という筋書きである。無論、「解党派」が前衛党に許されない「分派」であることは自明だった。

後に徳田球一は、宮本顕治により、一九五〇年代初頭の活動を全く同じ論理で裁断され、「党史」から抹殺されるのであるが、そうした「党史」の在り方自体は、一九三〇年初頭に徳田球一自身がつくったものだった。

#### 「二二年綱領草案」は藤本予審判事が徳田に示した「国体変革」の物証

第四に、その総仕上げが、二一世紀の今日まで続く、一九二三年三月石神井大会で討議されたという「ブハーリン起草二二年綱領草案」の問題である。

佐野学第三回訊問調書（三〇年一月一二日）は、そこで「綱領的問題」が討議され「天皇の問題も出ました」とは言ったが、主たる論題は「第一革命か、第二革命か」で『「プロレタリア」革命と結論』と述べていた。そこには「ブハーリン」の名はない。佐野学はモスクワに滞在して、二八年末からのスターリンによるブハーリン批判と失脚（コミンテルン議長解任）を目撃していたから、「同志ブハーリン」の名ではコミンテルン・テーゼが権威づけられないことを知っていた。徳田球一は、二七年に自分を批判した「同志ブハーリン」にこだわって「党史」を創り上げたが、法廷委員会として市川正一が代表陳述するさいには、徳田の筋書きには決定的に重要だった「同志ブハーリン」の名は抹消され、脱人格化した「コミンテルンの指導者」ないし組織体に、「テーゼ」作成の役割を割り当てざるを得なかった（日本においてソ連共産党及びコミンテルンの「ブハーリン批判」がどのように受容されたかは、それ自体説明されべき問題であるが、ここでは徳田球一と佐野学の違い、三〇年一月徳田予審問の「同志ブハーリン」崇拜と三一年市川正一「党史」のブハーリン抹消の違いを指摘するに留める）。

検察側にとっては、佐野学風「第一革命か第二革命か」では、堺・山川らの第一次共産党と第二次共産党「二七年テーゼ」は直結しない。徳田の予審問供述だけでは公判維持に危ういからこそ、「七月創立大会」には荒畑寒村ばかりか堺利彦、山川均からも裏付け証言を求めた。徳田の極東諸民族大会「天皇の廃止」、石神井大会での「同志ブハーリンの綱領草案を基礎にした」天皇制討論だけでは弱かった。治安維持法の構成要件である「国体の変革」にあたる「君主制の廃止」を明示した物証が欲しかった。

当時の徳田・佐野らの訊問のほとんどすべてを担当した藤本梅一予審判事は、一九三〇年四月一日第二三回訊問で、饒舌な徳田球一の予審を締めくくるにあたり、創立時の日本共産党綱領草案も「同志ブハーリン」により作られたとする、徳田のシナリオの完成に協力する。いやたぶん、藤本の仕掛けに、徳田はまんまと引っかかる。藤本は『共産党インターナショナル綱領問題材料集（一九二四年カール・ホイム発行独文ヨリ訳出）』収録という「日本共産党綱領草案（註、草案の序言的部分は全部同志ブハーリンの綱領草案と一致する）」なる文書を、徳田に示した。

一問 第一次共産党第三回大会ニ於テ審議サレタブハーリン起草ノ日本共産党綱領草案ト云フノハス様ナモノデナイカ。

此時判事ハ本調書ノ末尾ニ添付セル日本共産党綱領草案ト題スル文書ヲ示シ且ツ之ヲ読聞ケタリ  
『現代史資料 二〇 社会主義運動七』一八一頁以下。

ここで示されたのは、今日様々な資料集に入っているいわゆる「一九二二年日本共産党綱領草案」の、おそらく伏せ字なしでの全文訳＝官憲内部資料であった。徳田の答えは、二か月前に自分は出席していなかったと断っていたはずなのに「イエス」だった。

そこには「日本共産党はブルジョア民主主義の敵手であるとは云へ、過渡的スローガンとしてミカド政府の倒壊及君主制廃棄のスローガンを持ち、又普通選挙権獲得の為に戦はねばならない」と、徳田が極東諸民族大会で指示されたという「記憶」に似た言葉があった。

### 「二二年綱領草案」がなければ証明できない第一次共産党の「革命的伝統」

その政治的目標の第一には「君主制の廃棄」と明記していた。徳田は、飛びついた。自分の「記憶」に資料的根拠が与えられたと信じた。かくして「答 之ト同一内容ノモノデシタ。 被告人 徳田球一」―― こうして、徳田球一にとっての、長い長い予審訊問は終わった。

今日改めて振り返ると、いわゆる「二二年日本共産党綱領草案」は、一九二二年作成もブハーリン起草も史実として証明されておらず、露・独・仏・英語版とも一九二四年『共産主義インターナショナル綱領問題資料集』で初めて現れた。一九二八年まで続くコミンテルンの綱領討論のなかで、もともとブハーリン執筆の世界革命をめざす世界綱領草案――ドイツ語版『インプレコール』一九二二年一月二日発表のもので、「資本主義の全般的危機」論の原型となった――を二四年『資料集』に再録するさいに、「一般的部分は、ブハーリン同志によって提案されたコミンテルン綱領草案と基本的に一致する」とわざわざ注記され、「世界綱領」の下位綱領である「民族綱領」の事例として付された文書だった。一九二三年六月二日、コミンテルン第三回拡大執行委員会総会議場でブハーリンが「私も参加した一委員会で作成された」日本の綱領草案に言及しているが、この時、日本共産党綱領草案が成文化していたか否かは確認できない。ただし、最近神戸大学大学院生の黒川伊織が、一九二四年二月に佐野学、近藤栄蔵、高津正道らウラジオストックに逃亡していた日本共産党在外ビューローが関東大震災後に作ったと思われる英文日本共産党綱領草案を旧ソ連秘密文書中から発見しており、そこには確かに「君主制の廃止」が入っていて、その頃には「二二年綱領草案」も作成済みだったことがうかがわれる。

「二二年綱領草案」は、日本語では、おそらく一九二五年一月「上海テーゼ」決定時に、コミンテルン極東部長ヴォイチンスキーにより初めて示され、荒畑寒村らにより日本に持ち込まれたものである。一九二八年『社会科学』誌青野季吉「震災前後二三」に伏せ字だらけで紹介されたが、徳田球一と国家権力が合作した「党史」の物語の核心となり、戦後に「史実」として一人歩きし「神話」の城壁となった

筆者と犬丸義一の論争の核心も、けっきょくこの「二二年綱領草案」作成時期に帰着するが、故村田陽一の浩瀚な資料探索によっても、一九二四年以前の原文は見つかっていない（村田『コミンテルン資料集』第二巻、大月書店、一九七九年、資料一三九、同『コミンテルンと日本』第一巻、大月書店、一九八六年、資料六二の訳文末尾の典拠参照）。和田春樹＝アジペーコフ編『コミンテルンと日本共産党』（ロシア語版、二〇〇一年）もこれを踏襲している。

ただし、二五年一月「上海会議一月テーゼ」については、これまでの『現代史資料 一四 社会主義運動一』みすず書房、一九六四年、三四―四五頁の東京地方裁判所検事局思想部編『テーゼ集第一』（一九三三年頃）の官憲文書しかなかったが、新たに発見されたロシア語原文がRGASPI「日本共産党関係文書」f495/op127/d120/22-35にあって、和田春樹＝アジペーコフ編『コミンテルンと日本共産党』ロシア語版、二〇〇一年、三三三頁以下にも収録された。

この「上海テーゼ」に、「ビューロー」の堺利彦・山川均は反対し、上海からヴォイチンスキーの指令を受けて帰国した荒畑寒村は、堺・山川説得をあきらめ、一九二五年四月五―七日に拡大ビューロー会議を開き「機関紙刊行の最急務」「上海会議のテーゼの演繹敷衍」「同志ブハーリンのJCPプログラムの配布」を決定した。この「同志ブハーリンのJCPプログラム」が前年『コミンテルン綱領問題資料集』露独英仏語版に公表された、いわゆる「二二年綱領草案」と推定できる。

なお、二三年六月のコミンテルン第三回拡大執行委員会総会のブハーリン「コミンテルン綱領についての報告」にも「日本の草案は、私も参加した一委員会で作られた」と出てくるが、そこでの「私の草案とほとんど一致する一般的部分」が「世界綱領」草案であり、「とくに日本を扱った部分に論争点がある。その論争点は、日本共産党の一部が直接にプロレタリア革命を志向しているのにたいし、他の部分は――私の考えではまったく正しいことだが――日本でははじめにブルジョア革命を経過しなければならず、そしてこのブルジョア革命はきわめて

短い期間にプロレタリア革命に転化するであろう、と考えている点にある。……この意見の相違から、日本問題についての特別な討論をおこなう必要が生まれている」としている。

問題は、「民族綱領」部分が、どの程度成文化されていたかである。論点が天皇制ではなく「ブルジョア革命かプロレタリア革命か」とする文脈からして、石神井大会で「第一革命か第二革命か」と討論された水準の、骨子についてのメモか、未完成の草案と思われる（村田編『資料集 コミンテルンと日本』第一巻、一五一一―一五二頁）。

## 10 佐野・鍋山「転向」を導いたコミンテルン「テーゼ」の変転

### 陳述も報道もされなかった統一公判での天皇制問題

「党創立記念日」をめぐる情報戦は、「神話」構築に留まらなかった。

たしかに徳田球一の第一次共産党＝コミンテルン起源の「君主制打倒」綱領草案神話は、「解党派」水野成夫のような天皇制問題についての動揺には、ある種の反撃になりえた。なぜなら、この時点で水野・浅野晃らは、天皇制問題以外では、むしろ積極的に労働者階級の闘争を組む姿勢にあった。「日本共産党労働者派」は、自分たちこそ真の前衛党であり正しい共産党であるという自負を持って生まれた分派で、その志は、合法場面で共産党大弾圧後に生まれた大山郁夫・河上肇らの新労農党――やはり共産党から排撃された――とも相通じていた。

統一公判での獄中中央委員会の陳述は、「党史」については検察側の「予審問最終終結書」自体がばらばらであったから、徳田球一予審問調書の線で統一され、主として市川正一が述べる方向で統一された。

メディアとしての裁判所の設定、統一公判の要求とそれを公然宣伝・煽動の場とするという獄中中央委員会の狙いは、この点で成功したと言って良い。公開裁判には二百人近い傍聴人がかけつけた。検察側は公判の公開を禁止し、天皇や君主制にふれることを禁止しようとしたが、被告団はかなり自由に共産党の主張を述べる事ができた。この点での布施辰治等弁護団の法廷技術は特筆すべきものだった。

だが、その背後にあるメッセージ、(一) 君主制廃止スローガンの一貫性・正統性、(二) コミンテルン公認の唯一前衛党の、法廷における具体的展開では、予期せざる事態が生まれた。もともと裁判所は、天皇や君主制に言及すること自体を禁じた。報道各社にも、その報道を禁じていた。

### 獄外中央委員会の「政治テーゼ草案」発表で崩れた被告団のシナリオ

第二次共産党再建時のほとんどの幹部が検挙・起訴され、水野成夫らの労働者派が保釈され活動を始めたもとの、獄外では、田中清玄らの「武装共産党」が警察官襲撃等極左戦術で国民から見放され、一九三一年にソ連から帰り再建された風間丈吉らの「非常時共産党」は、一方で大森銀行ギャング事件のようなスパイM＝中央委員松村主導の陰謀事件をひき起こし、他方で、当のコミンテルンの新見解として、新たなテーゼ、一九三一年四月―六月『赤旗』に「政治テーゼ草案」を発表した。それは、獄中指導部にも相談されたが、混乱を導いた。公然たる宣伝メディアと設定された獄中中央委員会の統一公判陳述も、この獄外中央委員会の新決定に服さなければならなかった。

統一公判開始直後、一九三一年八月一日に『無新パンフレット』になった「政治テーゼ草案」は、「二七年テーゼ」の「日本資本主義評価の誤謬」「基本的変更」を率直に語り、「天皇制を倒せ」は述べたが、それは「金融資本独裁の道具」「ファシズム」に対する「ブルジョア民主主義的任務を広汎に抱擁するプロレタリア革命」だった。被告団が構成した法廷委員会の当初のシナリオは、革命戦略の決定的な点で見直しを迫られた。

これに対する佐野、鍋山、市川ら獄中指導部の意見書は、「スパイ水野等は七月テーゼ[「二七年テーゼ」]の意義の抹殺に狂奔してゐる」時に、「ブハーリンの直接参加によって出来たものであるから否定さるべきと云ふのは国際的權威国際的組織を全く無視したる小ブルジョアの学究論」、「二七年テーゼ」は「単なるテーゼではなく一つの綱領の役割をもった」といいながら、「コミンテルンはかつて一度も誤謬を犯した事はない」から「古くなったとは云へるが誤謬であるとは云へぬ」とする、苦渋に満ちたものだった（「政治テーゼ草案に対する佐野・鍋山・市川等の意見」『現代史資料 一四 社会主義運動一』四八五―四八七頁）。

そこでは、徳田球一予審問供述が「正しさ」の担保としていた「同志ブハーリンの指導」が、当のコミンテルンによって否定されていた。そのため、市川正一の「党史」は、創立こそ「一九二二年七月」を維持できたが、当初の徳田のシナリオに比して、不徹底なものにならざるをえなかった。徳田シナリオで全史を貫く赤い糸であった「極東民族大会における同志ブハーリンの指示」を使うことが出来なかった。「コミンテルンの指示」一般という抽象的かたちでしか、その「伝統」を述べることはできなかった。

その代わりに使われたのが、「綱領」は「テーゼ」より上位の決定であり、一九二二年に「綱領草案」があったという、徳田の主張だった。

### 「三二年テーゼ」の戦略再転換が徳田の「神話」を救い佐野・鍋山「転向声明」を招く

そのうえ、結審まぎわに、再びどんでん返しが待っていた。今度は、「政治テーゼ草案」を否定して「天皇制の役割」を「絶対君主制」とし、「半封建的土地所有」を重視した「三二年テーゼ」である。革命戦略は、再び「ブルジョア民主主義革命の社会主義革命への転化」になった。ちょうどその発表の頃、獄中指導部のいう「創立十周年記念日」を迎えた。それは「新テーゼの発表」を補完するキャンペーンに利用された。

それは、「コミンテルンの指導」に忠実な徳田球一にとっては、安堵できるものだった。「政治テーゼ草案」とブハーリン失脚で足元が崩れかけた徳田の「党史」物語は、「三二年テーゼ」でむしろ盤石の土台が築かれた。極東諸民族大会、「二二年七月創立大会」、「二二年日本共産党綱領草案」の二三年石神井大会討議、「二七年テーゼ」から「三二年テーゼ」までが、「天皇制の転覆」への「一筋の赤い糸」で完成された。

しかし、法廷委員会の中心にあった佐野学・鍋山貞親は、度重なるテーゼの変容で、最後のよすがである「かつて一度も誤謬を犯した事はないコミンテルンの指導」そのものに疑問を持つようになった。佐野・鍋山連名の「共同被告同志に告ぐる書」いわゆる「転向声明」は一九三三年六月八日付けであるが、疑問が芽生えたのはもっと早く、佐野の「心境変化」は、三二年一〇月一二日だったという。

そこに、平田勲検事らが強力な揺さぶりをかけた。「創立十一周年記念日」を迎える前に、二人の「転向声明」は『改造』七月号に大々的に発表され、『中央公論』八月号も鍋山の手紙を掲載した。法廷闘争の苦心のメディア効果も、二大「ブルジョア雑誌」の物量作戦にかき消された。そこで、二人の獄中最高指導者は、コミンテルンはいまや「蘇聯邦一国の機関化」し「無責任」だと告発した。これに「無条件服従」する日本共産党は「蘇聯邦防衛隊」に化し、「外観だけ革命的にして実質上有害な」「『天皇制打倒』を恰も念仏の如く反復」し、「幾多の欠陥を露呈」した、と公言した。

『赤旗』は、「七月一五日創立記念日」を祝うどころではなくなった。佐野・鍋山の「天皇制打倒」スローガン拒否の論理は、獄中で徳田球一を動揺させた「水野成夫上申書」と大きくかわるところはなかった。「大衆は君主制廃止を求めている」現実を解くことができず、屈服していた。

いや一つ、新たな論理が加わっていた。「日本共産党労働者派」は、なお階級闘争を否定せず、満州侵略に反対した。しかし佐野・鍋山は、日清・日露戦争を「アジア諸民族の覚醒と革命的闘争を早め」たと肯定し、それを「日本民族の強固な統一性」「皇室の連綿たる歴史的存続」に結びつけ、「日本が敗退すればアジアが数十年の後退をする」として、容易に排外ナショナリズムと軍部主導の侵略戦争に呑み込まれる論理となった（佐野学・鍋山貞親「共同被告同志に告ぐる書」『改造』一九三三年七月、なお、福永操、伊藤晃の前掲書参照）。

いずれにせよ、佐野学・鍋山貞親に始まる獄内被告の地滑りの大量「転向」は、法廷というメディアでメッセージを伝えようとした当時の日本共産党が、コミンテルンから与えられたメッセージのめまぐるしい変遷によって翻弄された悲劇の所産だった。

ただし、佐野・鍋山も一役買った「創立記念日」神話の方は、獄中でいったん凍結された後、今度は「三二年テーゼ」と結びついて、戦後に甦ることになったのである

※ 当初の構想は、ここから、アメリカ共産党日本人部の健物貞一、鬼頭銀一、鶴飼宣道らの天皇観を国外日本人共産主義者の営為として追いかけて、それが一九三四年渡米する野坂参三、一九三三年来日するリヒアルト・ゾルゲ、ゾルゲの盟友尾崎秀樹、中国で活動するアメリカ共産党員アグネス・スメドレーらの活動と結びつき、四〇年代「ファシズム対民主主義」の世界的対抗の中で、アメリカ・ルーズベルト政権とソ連のスターリン、中国抗日戦争をたたかう蒋介石、毛沢東の戦後日本構想に組み入れられ、日本国憲法の戦争放棄とバスターで象徴天皇制に結果していく道筋を負う予定であったが、それらは、他日にまわさざるをえない。

ここでは、徳田球一『獄中十八年』が、統一公判を傍聴に来た特別の人物として唯一名を挙げた、新渡戸稲造の「松山事件」を通して、上記の見通しを簡単に述べておこう。

徳田球一『獄中十八年』には、新渡戸稲造が統一公判を見に来た話が特筆されていた。その新渡戸が、一九三二年二月四日、講演先の四国松山で「我が国を滅ぼすのは共産党と軍閥である。そのどちらが怖いかと問われたら、今では軍閥と答えねばならない」と語ったことが、地元新聞に報じられた。満州事変後の愛国的風潮の中で、クエーカー教徒の新渡戸は、帝国在郷軍人会に呼ばれ、陳謝を余儀なくされた。その二ヶ月後に再びアメリカに戻り、翌三三年一〇月客死する（内川永一朗『晩年の稲造』岩手日報社、一九八三年）。新渡戸が日本共産党統一公判を傍聴に出かけた真意が問題となるが、本章の文脈からすれば、日本共産党の天皇観を確認に行っただと考えられる。

別書で詳述したが、新渡戸は前年刊行の英文著書『日本 - その問題と発展の諸局面』で「天皇は国民の代表であり、国民統合の象徴である[The Emperor is the representative of the nation and the symbol of its unity]」と明記していた（原書 Inazo NITOBE, *JAPAN: Some Phases of her Problems and Development*, Ernst Benn Limited, London, 1931, p. 171）。このような天皇観は、日本共産党とは鋭く対立する。だがおそらく、新渡戸は統一公判での被告たちの機械的で外在的な天皇論、君主制打倒戦略が民意をつかむことはないかと安堵し、先の松山での談話に連なったのだろう。

天皇を日中・日米戦争へと導きかねない軍部のナショナリズムこそ、新渡戸にとって共産党より危険なものだった。そしてこのような天皇観は、政治的立場は異なるが、日本共産党では野坂参三やジョー小出（鶴飼宣道）の天皇の「半宗教的役割」への注目に通じる。戦後の「象徴天皇制」は、「三二テーゼ」的な天皇観が戦後も民意をつかむことができず、米国政府とGHQが「天皇の象徴性」を最大限利用して「天皇制民主主義」を定着させたものだった（『象徴天皇制の起源』平凡社新書、二〇〇五年、参照）。